# 一般廃棄物処理基本計画
# （案）

令和　年　月

豊後大野市

〈　目次　〉

**第１章 計画策定の基本的考え方**. . . . . 1
第１節 計画策定の主旨. . . . . 1
第２節 計画の位置づけ. . . . . 2
第３節 他の計画等との関係. . . . . 3
第４節 計画対象区域. . . . . 4
第５節 計画の範囲. . . . . 4
第６節 計画目標年次. . . . . 4
**第２章 本市の概要**. . . . . 5
第１節 地理的・地形的特性. . . . . 5
第２節 人口. . . . . 6
第３節 産業の動向. . . . . 10
第４節 将来計画（開発計画）等. . . . . 15
**第３章 ごみ処理基本計画**. . . . . 17
第１節 ごみ処理の現況及び課題. . . . . 17
第２節 ごみ処理行政の動向. . . . . 45
第３節 ごみ処理基本計画. . . . . 47
**第４章 生活排水処理基本計画**. . . . . 69
第１節 生活排水の処理の現状と課題. . . . . 69
第２節 し尿・汚泥排出量の推計. . . . . 81
第３節 生活排水の処理主体. . . . . 84
第４節 生活排水の処理計画. . . . . 85

※本計画における数値の取扱いについて

計画値などの各表において、単位未満を四捨五入している関係で、各項目の合計と合計欄の数値に若干の差異が生じる場合がある。

# 第1章　計画策定の基本的考え方

## 第1節　計画策定の主旨

国は、天然資源の消費を抑え、環境への負荷を出来るかぎり低減させる「循環型社会」の形成を目指し、循環型社会の形成に向けた基本事項を定めた「循環型社会形成推進基本法」を制定した。そして、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）を改正するとともに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」などの各種リサイクル法を制定し、循環型社会を実現するための法体系を整備してきた。

また、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という）を策定している。令和6年8月に閣議決定した「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行が重要であることが示されている。

大分県においては、「第6次大分県廃棄物処理計画（令和8年3月）」（以下「県廃棄物処理計画」という）が策定され、環境への負荷を抑えた循環型社会・脱炭素社会の構築を目指す方向性とし、資源循環や脱炭素化を推進するための様々な施策に取り組んでいる。また、豊後大野市（以下「本市」という）は大分県が定める広域化ブロックの区割りのうち、大分ブロックに位置づけられており、大分市、臼杵市、津久見市、竹田市及び由布市とごみ処理の広域化を行うこととなっている。大分ブロックの中間処理施設として、大分市に新たなごみ処理施設（名称：みどりの森環境センター）を整備中であり、令和9年10月の供用開始を予定している。

本市においても、平成24年3月に一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成24年度～令和8年度）（以下「既定計画」という）を策定し、「住民・事業者・行政の三者協働による持続可能な循環型の地域社会づくり」を基本理念としてごみの発生抑制や資源の適正な循環利用、公共用水域の水質保全と衛生的な生活環境実現に向けて様々な施策を推進してきた。

しかし、既定計画は令和8年度をもって計画期間を満了し、少子高齢化の進行や人口の減少、住民の生活意識の変化、ごみ処理の広域化、循環経済への移行の推進など、本市のごみ処理や生活排水処理をめぐる環境が大きく変化していることから、本市の指針としての新たな計画の策定が必要となる。

そのため、本市の長期的な視野に立ったごみ処理及び生活排水処理の基本的事項を定め、総合的かつ計画的にごみ処理及び生活排水処理を推進していくことを目的とし、上位計画と整合を図りながら「一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という）を策定する。

## 第2節　計画の位置づけ

廃棄物処理法第 6 条第 1 項において、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされている。

一般廃棄物の処理に関する計画としては、長期的視野に立ち一般廃棄物処理の基本事項を定める計画である「一般廃棄物処理基本計画」と、各年度の基本計画実施のために必要な事項を定める計画である「一般廃棄物処理実施計画」がある。これらの計画は、それぞれごみ処理に関する計画（ごみ処理基本計画、ごみ処理実施計画）及び生活排水処理に関する計画（生活排水処理基本計画、生活排水処理実施計画）から構成される。本計画の位置づけを図 1-1 に示す。

本計画では、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理について、長期的かつ総合的な視点に立ち、計画的にごみ処理及び生活排水処理に関する基本的事項を定めるものである。

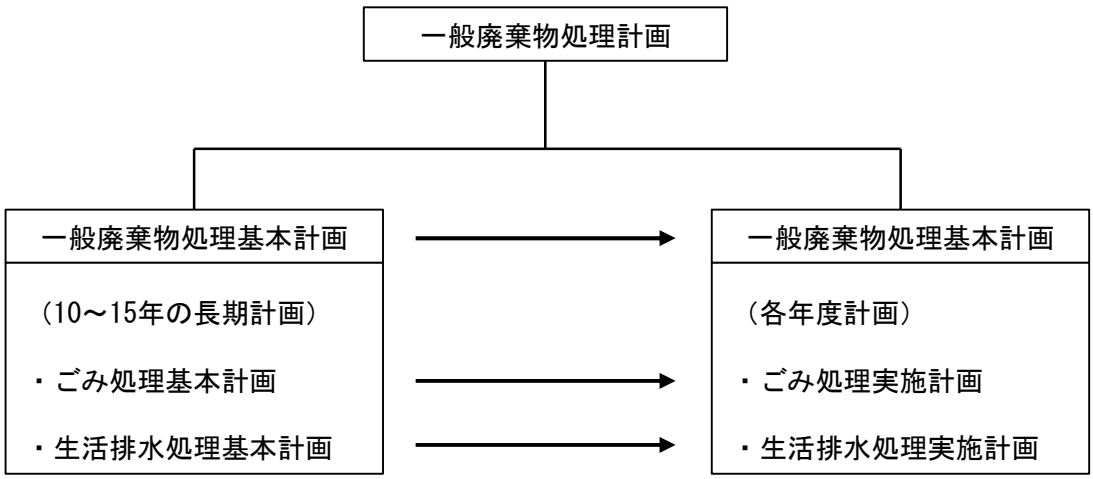



図 1-1　本計画の位置づけ

## 第3節　他の計画等との関係

本計画に関係する法体系及び関連計画との関係を図 1-2 に示す。

本市が策定している「豊後大野市みらい戦略プラン（令和 8 年 3 月）」（以下「みらい戦略プラン」という）や「第 4 次豊後大野市環境基本計画（令和 7 年 3 月）」は、本計画の上位計画として位置づけられる。

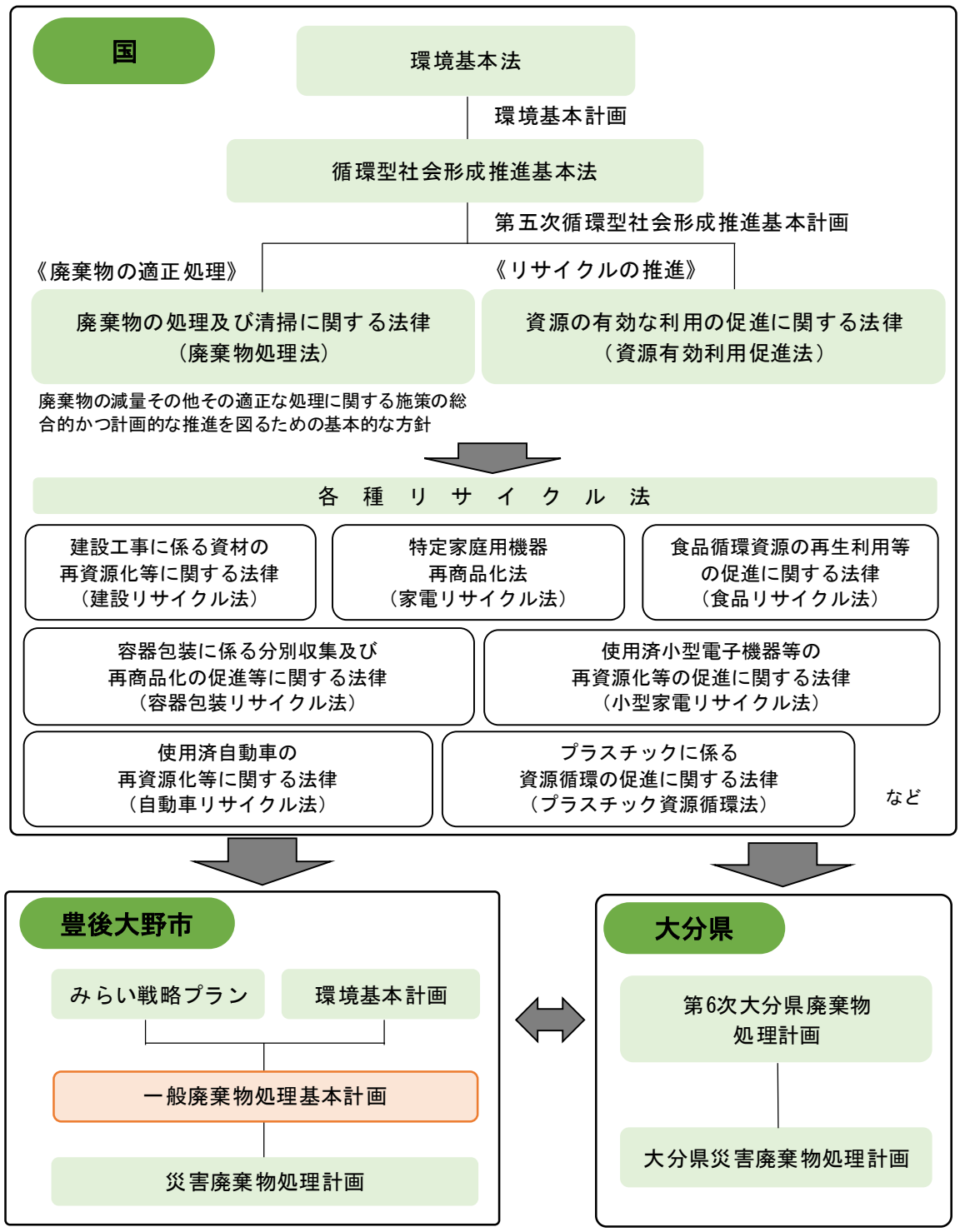



図 1-2　本計画と他の計画等との関係

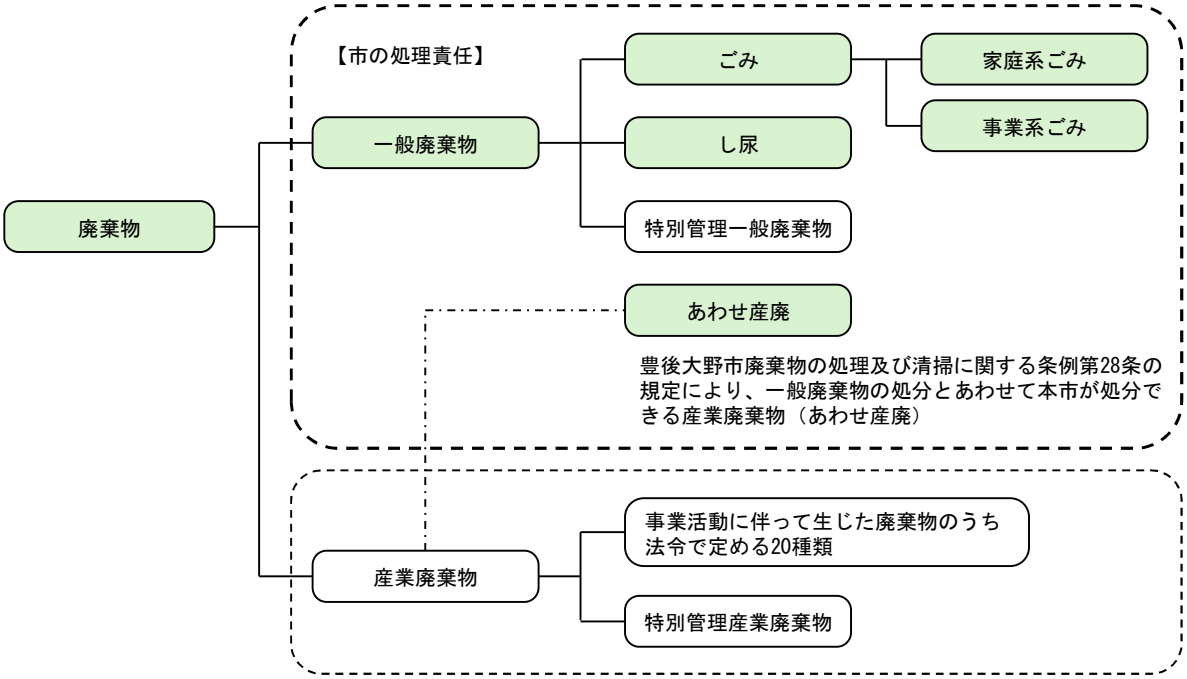
## 第4節　計画対象区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域及び臼杵市野津処理区（以下「野津処理区」という）を対象とする。なお、令和 9 年 4 月をもって、本市と野津処理区とのごみの共同処理は解消されることから、令和 9 年度以降のごみ処理基本計画の計画対象区域は本市のみとなる。

## 第5節　計画の範囲

本計画で対象とする廃棄物は、計画対象区域内で発生する一般廃棄物のうち、特別管理一般廃棄物を除くごみ、し尿（浄化槽汚泥を含む）及び豊後大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 28 条の規定により、一般廃棄物の処分とあわせて本市が処分できる産業廃棄物（あわせ産廃）とする。なお、大分市のみどりの森環境センターの供用開始後は、あわせ産廃の受入れは行わない方針であることから、令和 9 年 10 月以降は本計画の対象外となる。

また、ごみ処理については、排出抑制、分別排出、収集・運搬、中間処理、最終処分までを本計画の策定範囲とし、生活排水（し尿・浄化槽汚泥及び生活雑排水）処理については、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分までを本計画の策定範囲とする。




※みどりの森環境センターの供用開始後は、あわせ産廃の受入れは行わない方針であることから、令和 9 年 10 月以降は本計画の対象外となる。

図 1-3　本計画で対象とする廃棄物

## 第6節　計画目標年次

本計画は、計画目標年度を令和 23 年度とする 15 年間（令和 9 年度から令和 23 年度まで）の計画とする。なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、都度見直しを行うものとする。

# 第2章　本市の概要

## 第1節　地理的・地形的特性

本市は、平成 17 年 3 月 31 日に三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町の 5 町 2 村が合併して誕生した。

本市は、大分県の南西部、大野川の中・上流域に位置し、東西約 22km、南北約 31km、総面積 603.14km$^2$ であり県土の 9.5%を占めている。

地形は、東部に大峠山・佩楯山、西部に阿蘇外輪山のすそ野、北部に神角寺・鎧ヶ岳、南部に祖母・傾山、三国峠に囲まれ、盆地状をなしている。

起伏に富み、かつ複雑な地形を活かすとともに、大野川及びその支流による豊かな水利を利用し、古くは江戸時代から水路整備が進み、本市の水田地帯及び基盤整備の整った畑作地帯は県下でも有数の規模を誇っている。

気候は瀬戸内海気候から、山地気候に属しており、一部山間部を除けば 1 年の平均気温は 15 度～16 度、年間降水量は 1,800㎜ 程度と四季を通して概ね温暖湿潤である。




図 2-1　本市の位置

## 第2節　人口

### 1 人口及び世帯数の推移

本市及び野津処理区における人口の推移を表 2-1、図 2-2 に示す。

令和 7 年度の人口は、計画処理区域全体で 37,184 人であり、その内訳は本市が 30,909 人、野津処理区が 6,275 人となっている。過去 10 年間（平成 28 年度～令和 7 年度）において計画処理区域の人口は減少傾向を示している。

また、本市における世帯数の推移を表 2-2、図 2-3 に示す。令和 7 年度の本市における世帯数は 15,433 世帯となっており、人口の推移と同様に過去 10 年間において減少傾向を示している。

表 2-1　人口の推移

| 年度 | 単位 | 本市 | 野津処理区 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| H28 | 人 | 37,215 | 7,850 | 45,065 |
| H29 | 人 | 36,453 | 7,663 | 44,116 |
| H30 | 人 | 35,718 | 7,501 | 43,219 |
| R1 | 人 | 35,091 | 7,322 | 42,413 |
| R2 | 人 | 34,495 | 7,140 | 41,635 |
| R3 | 人 | 33,821 | 6,959 | 40,780 |
| R4 | 人 | 33,156 | 6,794 | 39,950 |
| R5 | 人 | 32,452 | 6,641 | 39,093 |
| R6 | 人 | 31,708 | 6,421 | 38,129 |
| R7 | 人 | 30,909 | 6,275 | 37,184 |

出典：住民基本台帳人口（各年度 3 月末時点）

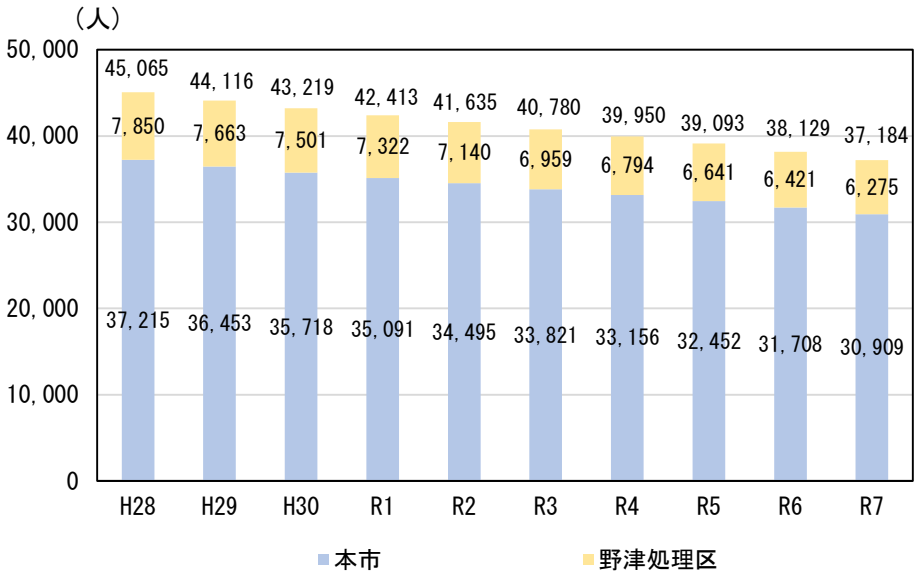



図 2-2　人口の推移

表 2-2　人口・世帯数の推移

| 項目 | 人口<br>（人） | 世帯数<br>（世帯） | 世帯人数<br>（人/世帯） |
|---|---|---|---|
| H28 | 37,215 | 16,389 | 2.27 |
| H29 | 36,453 | 16,346 | 2.23 |
| H30 | 35,718 | 16,234 | 2.20 |
| R1 | 35,091 | 16,090 | 2.18 |
| R2 | 34,495 | 15,980 | 2.16 |
| R3 | 33,821 | 15,944 | 2.12 |
| R4 | 33,156 | 15,795 | 2.10 |
| R5 | 32,452 | 15,734 | 2.06 |
| R6 | 31,708 | 15,588 | 2.03 |
| R7 | 30,909 | 15,433 | 2.00 |

※野津処理区は含まない。
出典：住民基本台帳人口（各年度 3 月末時点）

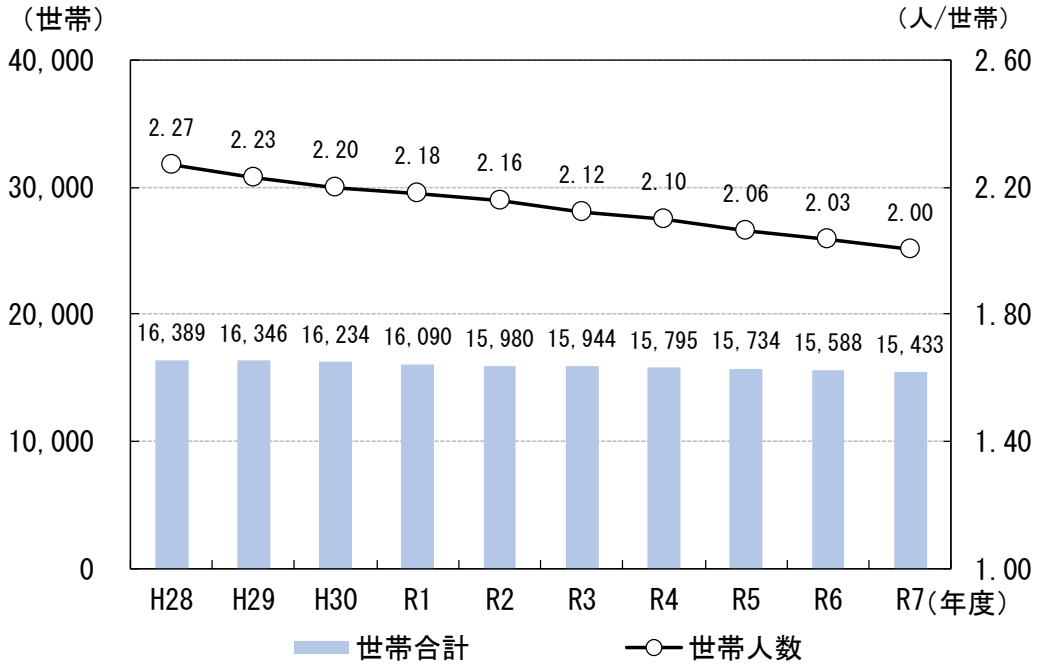



図 2-3　人口・世帯数の推移

2 人口動態

本市における人口動態の推移を表 2-3 及び図 2-4 に示す。

令和 7 年度の人口動態は、自然動態が 666 人の減少、社会動態が 282 人の減少となっており合計で 948 人の減少となっている。

過去 10 年間、自然動態、社会動態ともに減少しており、本市の人口動態は減少傾向となっている。

**表 2-3　人口動態の推移**

| 年度 | 単位 | 自然動態 | | | 社会動態 | | | 人口増減 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 出生 | 死亡 | 自然増減 | 転入 | 転出 | 社会増減 | |
| H28 | 人 | 222 | 677 | −455 | 1,162 | 1,461 | −299 | −754 |
| H29 | 人 | 179 | 735 | −556 | 1,156 | 1,523 | −367 | −923 |
| H30 | 人 | 182 | 718 | −536 | 1,044 | 1,476 | −432 | −968 |
| R1 | 人 | 177 | 694 | −517 | 1,197 | 1,470 | −273 | −790 |
| R2 | 人 | 161 | 695 | −534 | 1,164 | 1,369 | −205 | −739 |
| R3 | 人 | 157 | 697 | −540 | 1,059 | 1,349 | −290 | −830 |
| R4 | 人 | 111 | 812 | −701 | 1,314 | 1,426 | −112 | −813 |
| R5 | 人 | 124 | 783 | −659 | 1,311 | 1,479 | −168 | −827 |
| R6 | 人 | 108 | 828 | −720 | 1,198 | 1,372 | −174 | −894 |
| R7 | 人 | 106 | 772 | −666 | 1,163 | 1,445 | −282 | −948 |

※野津処理区は含まない。
出典：毎月流動人口調査

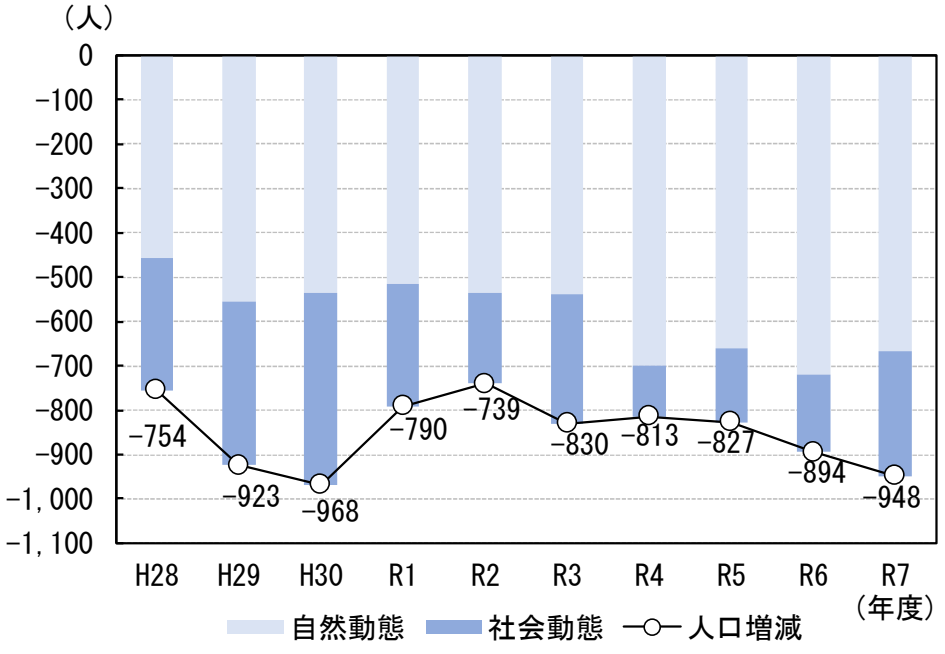



**図 2-4　人口動態の推移**

3 年齢別男女別人口

本市における年齢別男女別人口を表 2-4 及び図 2-5 に示す。

年齢別人口は 60 歳以上の割合が全体の約 52%を占めており、70 歳代の割合が約 20%と最も高くなっている。また、男女別人口は女性人口が男性人口を上回っている。

**表 2-4　年齢別男女別人口**

| 年齢区分 | 単位 | 男性人口 | 女性人口 | 合計 | 割合 |
|---|---|---|---|---|---|
| 0～9 歳 | 人 | 752 | 711 | 1,463 | 4.7% |
| 10～19 歳 | 人 | 1,249 | 1,149 | 2,398 | 7.8% |
| 20～29 歳 | 人 | 1,008 | 963 | 1,971 | 6.4% |
| 30～39 歳 | 人 | 1,029 | 1,055 | 2,084 | 6.7% |
| 40～49 歳 | 人 | 1,670 | 1,571 | 3,241 | 10.5% |
| 50～59 歳 | 人 | 1,833 | 1,790 | 3,623 | 11.7% |
| 60～69 歳 | 人 | 2,118 | 2,258 | 4,376 | 14.2% |
| 70～79 歳 | 人 | 2,971 | 3,180 | 6,151 | 19.9% |
| 80～89 歳 | 人 | 1,433 | 2,304 | 3,737 | 12.1% |
| 90～99 歳 | 人 | 485 | 1,281 | 1,766 | 5.7% |
| 100 歳以上 | 人 | 11 | 88 | 99 | 0.3% |
| 合計 | 人 | 14,559 | 16,350 | 30,909 | 100.00% |

※野津処理区は含まない。

出典：住民基本台帳（令和 8 年 3 月末時点）

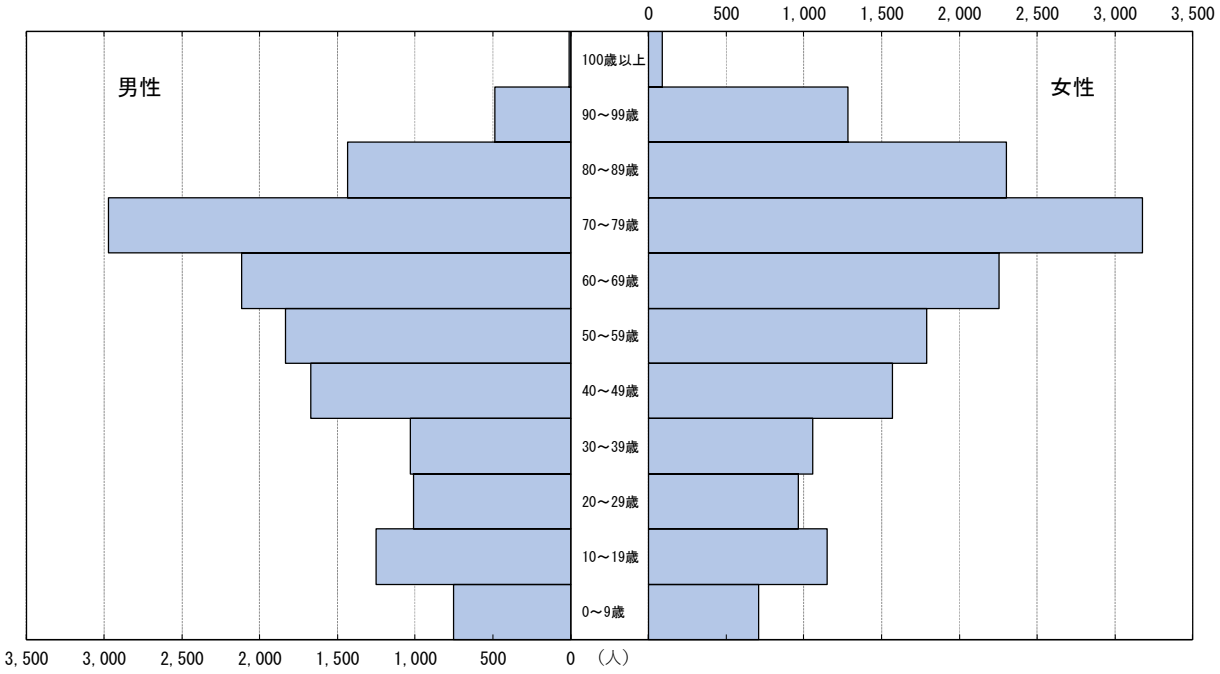



**図 2-5　年齢別男女別人口**

## 第3節　産業の動向

### 1 産業構造

産業別就業者数と構成比を表 2-5 及び図 2-6、図 2-7 に示す。

平成 27 年と令和 2 年の産業別就業者数を比較すると全ての産業分類で就業者数が減少しており、構成比については第一次産業のみが減少し、第二次、第三次産業は増加している。

また、令和 2 年度の産業別就業者数の内訳を表 2-6 に示す。

表 2-5　産業別就業者数と構成比

| 産業項目 | H27 | | R2 | |
|---|---|---|---|---|
| | 就業者数（人） | 構成比（%） | 就業者数（人） | 構成比（%） |
| 第一次産業 | 3,576 | 21.2 | 2,878 | 18.5 |
| 第二次産業 | 3,168 | 18.8 | 2,950 | 18.9 |
| 第三次産業 | 10,139 | 60.0 | 9,742 | 62.6 |
| 合計 | 16,883 | 100.0 | 15,570 | 100.0 |

※野津処理区は含まない。
出典：国勢調査

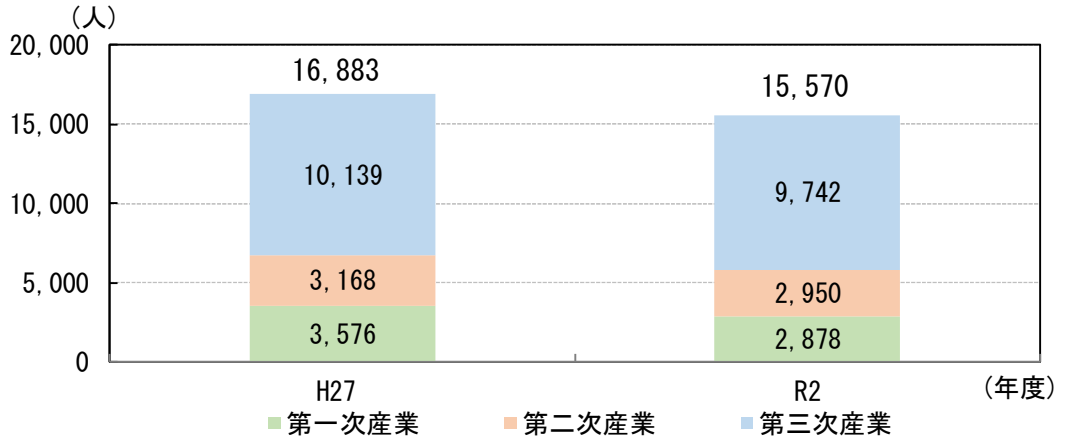



図 2-6　産業別就業者数

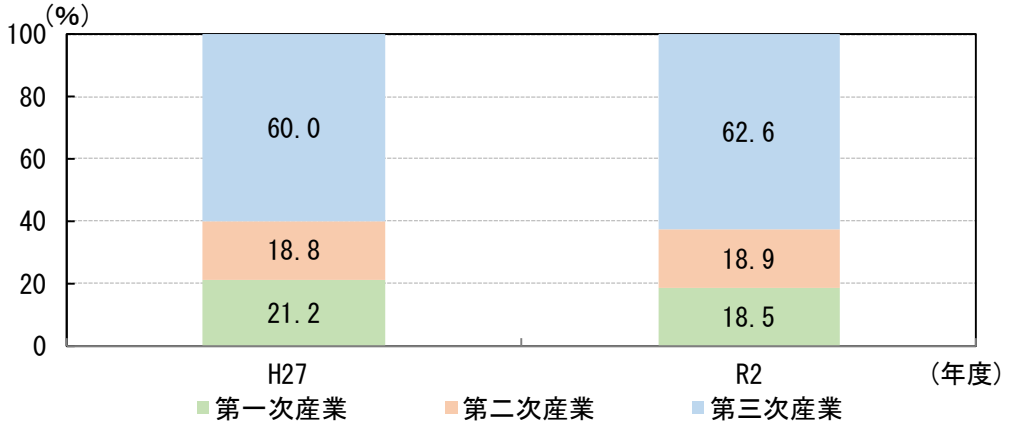



図 2-7　産業別構成比

表 2-6　産業別就業者数と構成比の内訳（令和 2 年度）

| 産業項目 | | 就業者数（人） | 構成比（%） |
|---|---|---|---|
| 第一次産業 | | 2,878 | 18.5 |
| | 農業 | 2,761 | 17.7 |
| | 林業 | 116 | 0.8 |
| | 漁業 | 1 | 0.0 |
| 第二次産業 | | 2,950 | 18.9 |
| | 鉱業,砕石業,砂利採取業 | 7 | 0.0 |
| | 建設業 | 1,361 | 8.7 |
| | 製造業 | 1,582 | 10.1 |
| 第三次産業 | | 9,742 | 62.6 |
| | 電気･ガス･熱供給・水道業 | 83 | 0.5 |
| | 情報通信業 | 75 | 0.5 |
| | 運輸業,郵便業 | 490 | 3.1 |
| | 卸売業,小売業 | 1,889 | 12.1 |
| | 金融業,保険業 | 147 | 0.9 |
| | 不動産業,物品賃貸業 | 111 | 0.7 |
| | 学術研究,専門・技術サービス業 | 341 | 2.2 |
| | 宿泊業,飲食サービス業 | 541 | 3.5 |
| | 生活関連サービス業,娯楽業 | 498 | 3.2 |
| | 教育,学習支援業 | 666 | 4.3 |
| | 医療,福祉 | 3,093 | 19.7 |
| | 複合サービス事業 | 224 | 1.4 |
| | サービス業 | 876 | 5.6 |
| | 公務 | 708 | 4.5 |
| 合計 | | 15,570 | 100.0 |

※分類不能な産業の就業者数（94 人）は含まない。
※野津処理区は含まない。
出典：国勢調査

2 事業所数

令和 3 年度の産業別事業所数を表 2-7 に示す。

総事業所数は 1,638 事業所となっており、そのうち第一次産業が 4.8%、第二次産業が 15.8%、第三次産業が 79.4%となっている。

**表 2-7　産業別事業所数（令和 3 年度）**

| 産業項目 | | 事業所数<br>(事業所) | 構成比<br>(%) |
|---|---|---|---|
| 第一次産業 | | 78 | 4.8 |
| | 農業 | 72 | 4.4 |
| | 林業 | 5 | 0.3 |
| | 漁業 | 1 | 0.1 |
| 第二次産業 | | 259 | 15.8 |
| | 鉱業,砕石業,砂利採取業 | 0 | 0.0 |
| | 建設業 | 170 | 10.4 |
| | 製造業 | 89 | 5.4 |
| 第三次産業 | | 1,301 | 79.4 |
| | 電気･ガス･熱供給・水道業 | 6 | 0.4 |
| | 情報通信業 | 1 | 0.1 |
| | 運輸業,郵便業 | 33 | 2.0 |
| | 卸売業,小売業 | 379 | 23.1 |
| | 金融業,保険業 | 14 | 8.9 |
| | 不動産業,物品賃貸業 | 29 | 1.8 |
| | 学術研究,専門・技術サービス業 | 41 | 2.5 |
| | 宿泊業,飲食サービス業 | 137 | 8.4 |
| | 生活関連サービス業,娯楽業 | 145 | 8.9 |
| | 教育,学習支援業 | 30 | 1.8 |
| | 医療,福祉 | 156 | 9.5 |
| | 複合サービス事業 | 33 | 2.0 |
| | サービス業 | 166 | 10.1 |
| 合計 | | 1,638 | 100.0 |

※野津処理区は含まない。
※公営の事業所は含まない。
出典：令和 3 年度経済センサス活動調査

3 観光

観光イベントの集客数及び道の駅レジ客数の推移を表 2-8 に示す。

令和 7 年度の観光イベント集客数は 177 千人であり、過去 5 年で最多の集客数となった。また、道の駅レジ客数は増減を繰り返しながら推移している。

**表 2-8　観光客数等の推移**

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 観光イベント集客数 | 千人 | 92 | 119 | 126 | 124 | 177 |
| 道の駅レジ客数 | 千人 | 633 | 624 | 639 | 654 | 647 |

※野津処理区は含まない

出典：市商工観光課事業指標

4 土地利用状況

土地利用状況を表 2-9、図 2-8 に示す。

本市の総面積は、603.14 ㎢となっており、総面積のうち約 70%が山林となっている。

**表 2-9　土地利用状況（令和 6 年）**

| 地目 | 面積<br>(㎢) | 構成比<br>(%) |
|---|---|---|
| 耕地 | 60.40 | 10.0 |
| 田 | 40.60 | 6.7 |
| 畑 | 19.80 | 3.3 |
| 林野 | 445.65 | 73.9 |
| 山林 | 418.53 | 69.4 |
| 竹林 | 12.46 | 2.1 |
| 原野 | 14.66 | 2.4 |
| 宅地 | 11.66 | 1.9 |
| その他 | 85.43 | 14.2 |
| 合計 | 603.14 | 100.0 |

※野津処理区は含まない。

出典：大分県統計年鑑（令和 7 年度版）

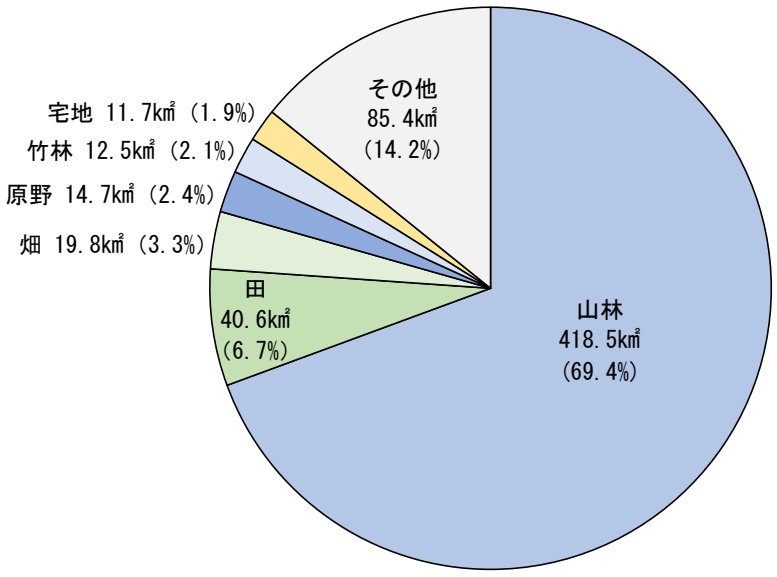



**図 2-8　土地利用状況**

## 第4節　将来計画（開発計画）等

1 豊後大野市みらい戦略プラン

本市では、「第 2 次豊後大野市総合計画」及び「第 2 期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和 7 年度をもって最終年を迎えたことを受け、より具体的で実効性の高い計画のため、両計画の関係性を整理し一体化した「みらい戦略プラン」を令和 8 年 3 月に策定した。

「みらい戦略プラン」では、本市の将来像を『七色に輝け豊後大野！～豊かさを自慢できるまち～』と定め、将来像の実現に向かって表 2-10 に示す 4 つの基本目標を柱にまちづくりを進めている。

また、本計画は、みらい戦略プランにおける基本目標 1「豊かなくらしとしごとを創る」と基本目標 3「豊かな自然・地域を未来へつなげる」の関連計画に該当する。

**表 2-10　みらい戦略プランの体系（1/2）**

| | 基本目標 | 基本方針 | 具体的な取組の方向性 |
|---|---|---|---|
| 1 | 豊かなくらしとしごとを創る | くらしとしごとの希望をかなえる | 戦略的な企業誘致の推進 |
| | | | 地域課題の解決や地域資源の活動に資する企業・創業支援 |
| | | | 地元事業者の販路拡大やブランド力の向上、雇用創出、事業継承に向けた支援の実施 |
| | | | 公的施設における地元からの雇用促進・維持 |
| | | | 地域交通インフラの強化 |
| | | | 既存インフラの有効活用 |
| | | 時代や環境の変化に対応し、持続可能な農林業を目指す | 次世代の担い手の確保・育成 |
| | | | 中核的経営体の経営力強化 |
| | | | 大規模園芸団地の整備 |
| 2 | 豊かなひとを育む | 出会いから子育てまで切れ目なく支える | 婚活支援の実施 |
| | | | 産前から産後までを通じた切れ目ない安心して妊娠･出産を行うことができる環境整備 |
| | | | こどもが遊べる場所の充実 |
| | | | こどもの居場所づくりの推進 |
| | | | 子育て世帯の経済的負担の軽減 |
| | | | 親同士の交流の機会の充実や親への子育てに関する情報発信の強化 |
| | | | 地域全体でこどもを支える環境整備 |
| | | まちの未来を担う人を育てる | 未来を拓く教育環境の充実 |
| | | | 三重総合高校の魅力化・特色化 |
| | | | 地元企業等での職場体験・インターンによるキャリア教育の充実･キャリア形成支援 |
| | | | AI、デジタル、防災、インフラ等の各分野における専門人材の育成･確保 |
| | | | 多様な体験機会や学習機会の提供 |
| | | 全てのひとの可能性を輝かせる | あらゆる地域人材の活躍推進 |
| | | | 副業や育児・介護との両立等の多様な働き方の推進 |
| | | | 外国人住民が生活に馴染むことのできる環境整備 |
| | | | 外国人労働者と企業とのマッチング支援 |
| | | | あらゆる差別のないまちの実現 |
| 3 | 豊かな自然･地域を未来へつなげる | 豊かな自然と地域を守る | 脱炭素社会、カーボンニュートラルの実現によるエコでサステナブルなまちの実現 |
| | | | 希望の地域に住み続けられる地域コミュニティの維持・構築 |
| | | | 文化財・伝統文化の保存・継承と活用 |
| | | | 周辺市町村との連携した行政運営の推進 |

表 2-10　みらい戦略プランの体系（2/2）

| | 基本目標 | 基本方針 | 具体的な取組の方向性 |
|---|---|---|---|
| 3 | 豊かな自然・地域を未来へつなげる | まちの魅力でひとを惹きつける | ジオパークやエコパーク等の自然環境を活用した観光の活性化 |
| | | | サウナのまちの更なる発展 |
| | | | 道の駅を活用した観光の推進 |
| | | | 地域資源の新たな可能性の探求と活用 |
| | | | 更なるインバウンド需要の取り込み |
| | | まちの魅力を伝える力を高める | 多様な情報発信手法の効果的な活用 |
| | | | 情報発信基盤の強化・充実 |
| | | | SNS による広報の強化 |
| | | | 市政に対する理解向上 |
| | | まちとの多様な関わり方を実現する | スポーツツーリズムを通じた地域活性化 |
| | | | 空き家の効果的な活用等による多様なライフスタイルの実現 |
| | | | 関係人口の創出と活躍人口への深化 |
| 4 | 最新技術でまちを変える | AIやデジタル技術等を徹底活用し、人口減少社会に立ち向かう | 最新のデジタル技術を活用した利便性の高い行政手続の実現 |
| | | | 最新のデジタル技術を活用したサービスの効率化・質の向上 |
| | | | ビッグデータや AI の活用による新たな政策形成プロセスの実践 |
| | | | 市内全域での AI オンデマンド交通の実現 |

2 第４次豊後大野市環境基本計画

令和７年３月に策定した「第４次豊後大野市環境基本計画」では、令和７年度から令和 11 年度までの５年間を計画期間としている。環境像である「豊かな自然を守り未来へつなぐまち」、「人と自然と環境にやさしいまち」、「ともに活動するまち」の実現を目指して、4 つの基本目標のもと個別目標を掲げ、市民、事業者、行政が協働して施策を展開している。

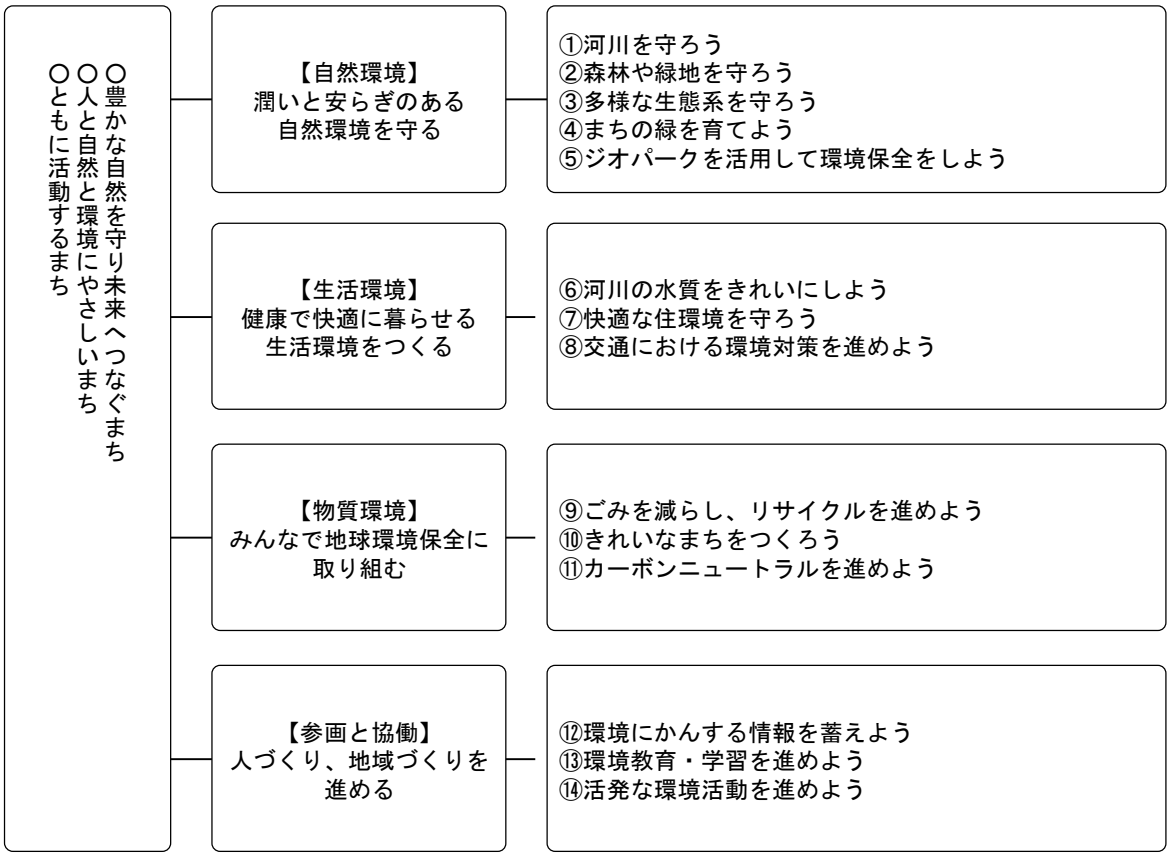



図 2-9　第４次豊後大野市環境基本計画の全体構成

# 第3章　ごみ処理基本計画

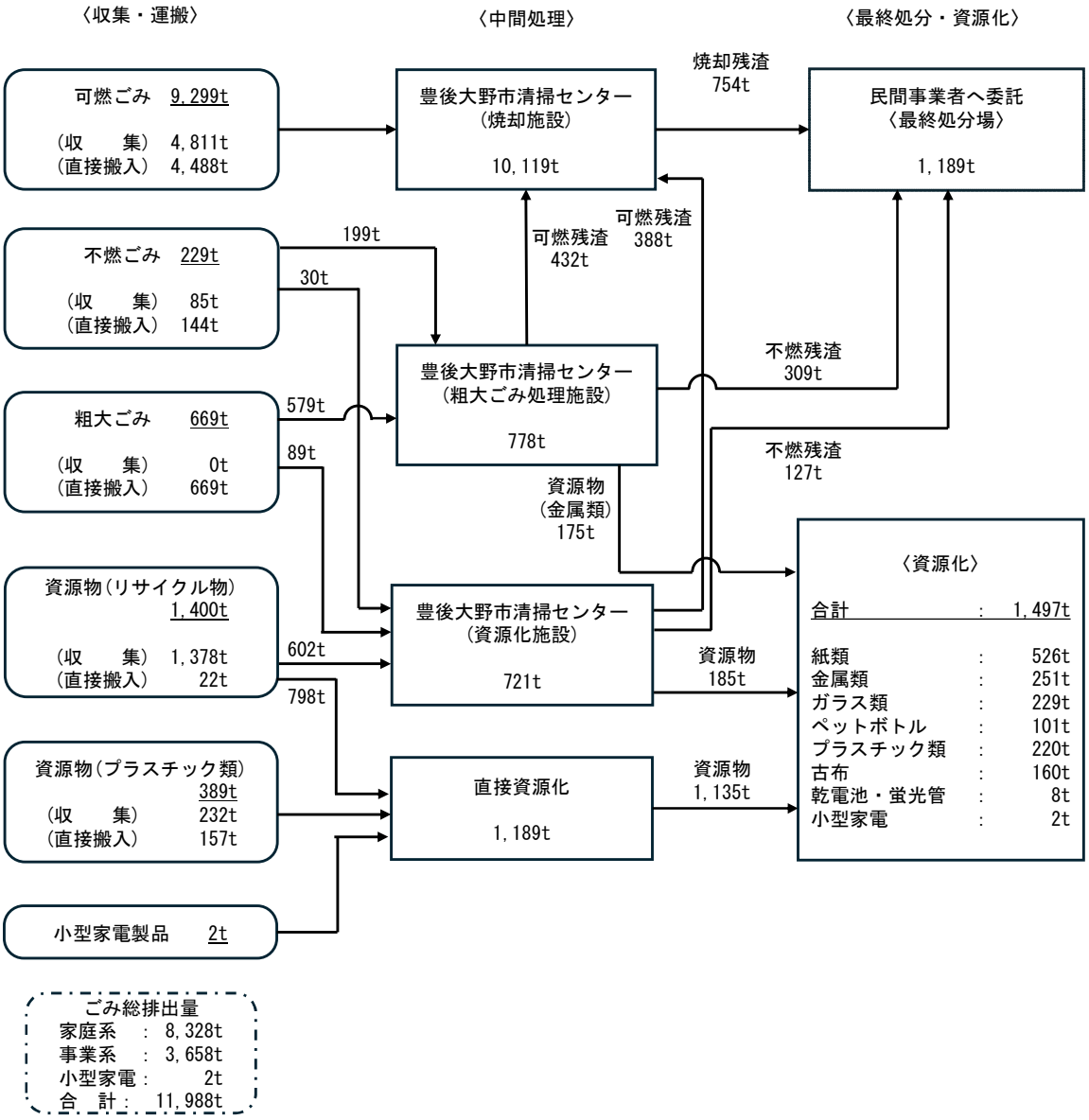
## 第1節　ごみ処理の現況及び課題

1 ごみ処理フロー

計画対象区域内で発生するごみは、本市の清掃センター（焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設）で処理されている。現在のごみ処理フローを図 3-1 に示す。

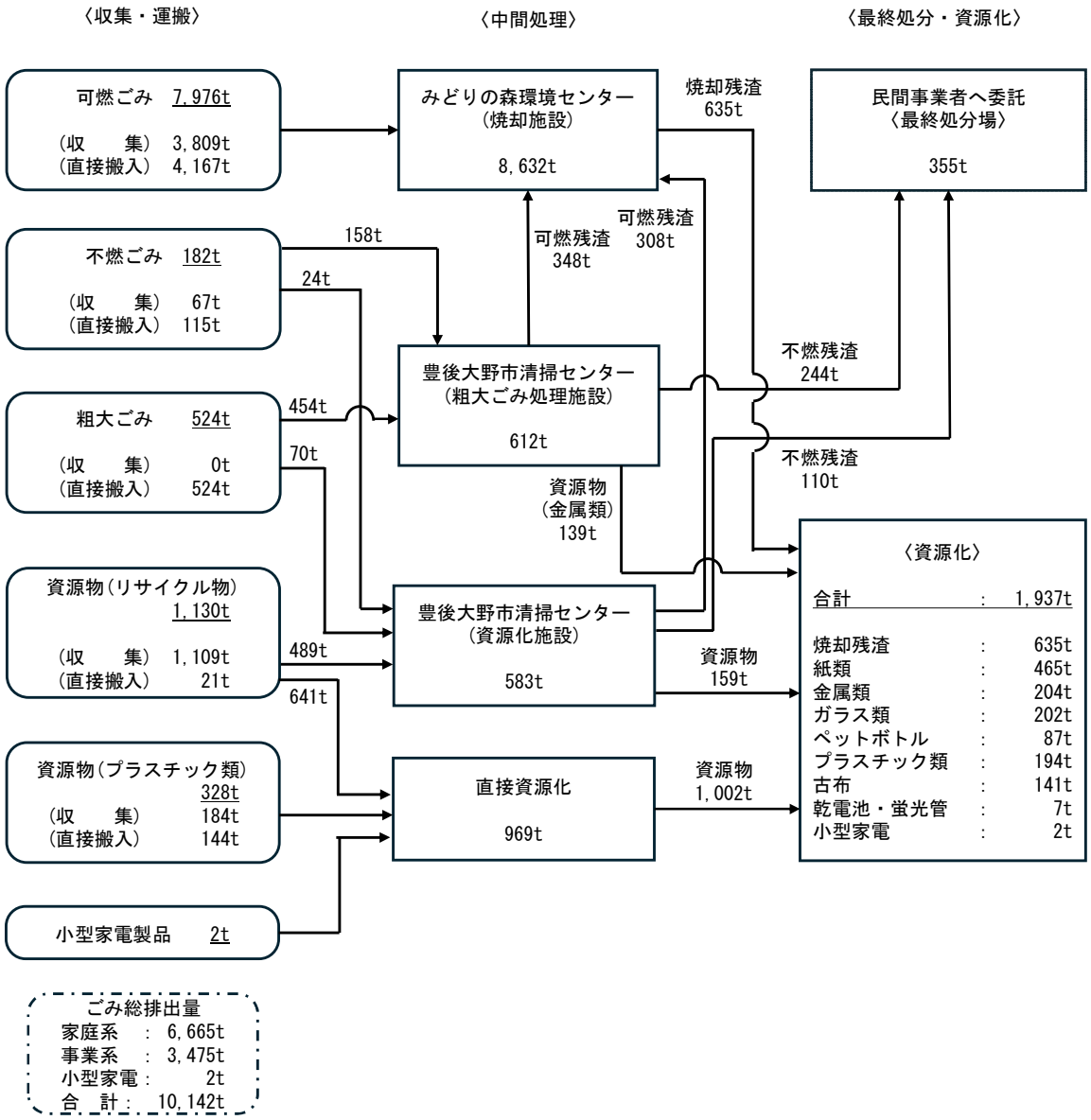
計画対象区域内の令和 7 年度のごみの総排出量は 11,988t であり、そのうち 10,119t が焼却処理、1,497t が資源化、1,189t が最終処分されている。

なお、令和 9 年 10 月以降は、可燃ごみはみどりの森環境センターにて広域処理することとなっている。しかし、令和 9 年 4 月をもって野津処理区との共同処理は解消されることから、以降のごみ処理フローを図 3-2 に示す。




※令和 7 年度時点では野津処理区のごみ量を含む。

図 3-1　ごみ処理フロー（令和 7 年度）




※令和 9 年度推計では野津処理区のごみ量を含まない。また、令和 9 年 10 月以降は焼却残渣の資源化が行われるが、豊後大野市清掃センターでの焼却処理が完了するまでの間は焼却残渣として飛灰固化物がしばらく発生する。

図 3-2　ごみ処理フロー（令和 9 年度推計）

2 ごみ処理体制

(1) ごみの排出抑制施策・再生利用推進策

本市が実施しているごみの排出抑制施策・再生利用推進策を以下に示す。本市では、ごみの排出抑制や再生利用の推進に向け、住民や事業者と協業し様々な取り組みを進めている。

【ごみの排出抑制施策・再生利用推進策】

- 市報や市 HP 及びパンフレット等を利用したごみの減量化、再利用、適切なごみの出し方等に関する周知
- 電気式生ごみ処理機などの購入補助
- リサイクルや循環型社会をテーマとした環境学習会の開催
- 市のイベントでのフリーマーケットなどの開催支援
- マイバック利用の促進（中・大型店舗への協力要請等）

(2) 分別区分

計画対象区域内のごみの分別区分及び排出方法を表 3-1、処理・処分困難物等の扱いについて表 3-2、「豊後大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 28 条」の規定により、一般廃棄物とあわせて処理できる産業廃棄物（あわせ産廃）の概要を表 3-3 に示す。なお、みどりの森環境センターでは、あわせ産廃の受入れは行われないため、みどりの森環境センター稼働開始後は事業者側の責任で処理することとなる。

**表 3-1　ごみの分別区分及び排出方法（令和 7 年度）**

| 区分 | ごみの種類（例） |
|---|---|
| 可燃ごみ<br>（燃えるごみ） | 紙くず（資源化できないもの）、剪定枝、板切れ、落ち葉、庭の草、おもちゃ類、紙おむつ、たばこの吸い殻、花火、皮革製品、使い捨てカイロ、保冷剤 |
| 不燃ごみ<br>（燃えないごみ） | ガラス、陶器類、刃物類、家電製品、その他（傘、ライター等）、有害ごみ（体温計・温度計、乾電池・ボタン電池、蛍光灯・蛍光管） |
| 粗大ごみ | 家具類、寝具類、電気製品、自転車、ミシン、畳、廃トタン・波板、物干し竿、剪定枝・木等<br>※指定ごみ袋に入らない大きさのごみが対象 |
| 資源物（リサイクル物） | びん類（無色びん、茶色びん、その他の色びん） |
| | 缶類（スチール缶、アルミ缶） |
| | ペットボトル |
| | 古着・布類 |
| | 古紙（新聞、ダンボール、その他の紙類） |
| 資源物（プラスチック類） | トレイ・パック類、プラスチックボトル・詰め替え容器類、ふた類、プラスチック性の袋類、その他のプラスチック（DVD、CD、弁当箱、プラスチック製食器類、プラスチックケース等の汚れていないもの） |

**表 3-2　処理・処分困難物の扱い**

| 区分 | 扱い |
|---|---|
| 感染性一般廃棄物 | 感染性一般廃棄物は専門業者での処理・処分とする。 |
| 特定家庭用機器廃棄物 | 指定家電 4 品目 6 機器（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、販売店の引き取りとする。 |
| 家庭用使用済みパソコン | 資源有効利用促進法に基づき、メーカー等の引き取りとする。 |
| 一時多量ごみ | 引越し等による多量のごみは、事前に本市清掃センターに連絡し、施設へ直接搬入するものとする。 |
| その他の適正処理困難物 | タイヤ等の本市が「取り扱えないごみ」として指定するものについては、専門業者での処理・処分とする。 |

**表 3-3　一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物（あわせ産廃）**

| 項目 | 概要 | 処理方法 |
|---|---|---|
| BSE 特定部位 | 本市が承認する機関が食肉処理場において除去し、豊後大野市清掃センターに搬入する牛の頭（舌及び頬肉を除く。）、脊髄、せき柱（胸椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）及び回腸（盲腸の接続部分から 2 メートルまでの部分に限る。牛海綿状脳症（ＢＳＥ）全頭検査において陰性のものに限る。） | 焼却処理 |
| グリセリン廃液 | 本市が承認する機関が廃食用油からバイオディーゼル燃料を精製する過程で発生する副産物（メタノール及びカリウムを含むグリセリン廃液、ＢＤＦの精製過程で発生する洗浄廃水）。 | 焼却処理 |

(3) ごみ処理の主体

計画対象区域のごみ処理主体を表 3-4 に示す。

**表 3-4　ごみ処理主体（令和 7 年度）**

| 区分 | | 排出抑制 | 収集運搬 | 中間処理<br>保管 | 最終処分<br>資源化 |
|---|---|---|---|---|---|
| 家庭系ごみ | 可燃ごみ | 住民 | 本市 | 本市 | 本市<br>（委託事業者） |
| | 不燃ごみ | 住民 | 本市 | 本市 | |
| | 粗大ごみ | 住民 | 事業者 | 本市 | |
| | 資源物<br>（リサイクル物） | 住民 | 本市 | 本市 | 本市<br>（再生事業者） |
| | 資源物<br>（プラスチック類） | 住民 | 本市 | 本市 | |
| 事業系ごみ | | 事業者 | | 本市 | 本市<br>（委託事業者） |

※本市には委託を含む。

(4) 収集・運搬体制

計画対象区域のごみの収集・運搬方法を表 3-5、ごみ処理手数料の概要を表 3-6、収集・運搬機材を表 3-7 に示す。

**表 3-5　ごみの収集・運搬方法（令和 7 年度）**

| 区分 | | 形態 | 方式 | 排出方法 | 回数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 家庭系ごみ | 可燃ごみ | 委託 | ステーション | 可燃ごみ用<br>指定袋 | 1～2 回/週 |
| | 不燃ごみ | 委託 | ステーション | 不燃ごみ用<br>指定袋 | 1 回/3 ヶ月 |
| | 粗大ごみ | 許可 | 戸別収集 | 許可業者に<br>直接申込 | 随時 |
| | 資源物<br>（リサイクル物） | 委託 | ステーション | コンテナ・紐結束 | 1 回/月 |
| | 資源物<br>（プラスチック類） | 委託 | ステーション | プラスチック類用<br>指定袋 | 1 回/週 |
| | 直接搬入ごみ | 個人による持ち込み | | | |
| 事業系ごみ | | 事業者による持ち込み<br>（事業者自ら搬入できない場合は本市の許可業者） | | | |

**表 3-6　ごみ処理手数料の概要（令和 7 年度）**

| 区分 | 概要 |
|---|---|
| 家庭系ごみ | 指定袋による従量制で徴収（資源物（リサイクル物）は無料） |
| 事業系ごみ | ごみ量による従量制で徴収 |
| 直接搬入ごみ | ごみ量による従量制で徴収 |

**表 3-7　収集・運搬機材（令和 7 年度）**

| 形態 | 対象ごみ | 収集車の<br>種類・台数 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 委託 | 可燃ごみ | 4t 車 6 台<br>2t 車 1 台 | 8 台<br>(28t) |
| | 不燃ごみ | 2t 車 1 台 | |
| | 資源物（リサイクル物） | 3t 車 2 台<br>2t 車 2 台 | 7 台<br>(16t) |
| | 資源物（プラスチック類） | 2t 車 3 台 | |
| 許可 | 粗大ごみ・一時多量ごみ | 許可業者の車両とする。 | |

(5) 中間処理体制

本市で排出されたごみのうち、可燃ごみは焼却施設、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物（直接資源化されるごみを除く）は粗大ごみ処理施設及び資源化施設にて中間処理される。焼却施設の概要を表 3-8、粗大ごみ処理施設の概要を表 3-9、資源化施設の概要を表 3-10 に示す。

**表 3-8　焼却施設の概要**

| | |
|---|---|
| 施設名称 | 豊後大野市清掃センター　焼却処理施設 |
| 所在地 | 大分県豊後大野市三重町上田原 1936 番地 |
| 事業主体 | 豊後大野市 |
| 着工、竣工 | 着工：平成 8 年 3 月、竣工：平成 10 年 3 月 |
| 型式 | 流動床炉 |
| 処理方式 | 準連続燃焼方式 |
| 処理能力 | 50t/16h（25t/16h×2 基） |
| 1 日の稼働時間 | 16 時間 |
| 受入供給設備 | ピット&クレーン方式 |
| 燃焼ガス冷却設備 | 水噴射冷却方式 |
| 排ガス処理設備 | 消石灰、活性炭吹込み及びバグフィルタ |
| 灰出設備 | 焼却残渣：灰バンカ方式、焼却飛灰：薬品による固化処理 |
| 余熱利用設備 | 場内給湯、燃焼用空気予熱、白煙防止用空気予熱 |
| 計量機 | 有 |
| 運営管理体制 | 直営 |

**表 3-9　粗大ごみ処理施設の概要**

| | |
|---|---|
| 施設名称 | 豊後大野市清掃センター　粗大ごみ処理施設 |
| 所在地 | 大分県豊後大野市三重町上田原 1936 番地 |
| 事業主体 | 豊後大野市 |
| 着工、竣工 | 着工：平成 8 年 3 月、竣工：平成 10 年 3 月 |
| 処理能力 | 22t/5h |
| 1 日の稼働時間 | 5 時間 |
| 受入供給設備 | 受入ホッパ方式＋ダンピングボックス |
| 破砕設備 | 粗破砕機（2 軸破砕機）、回転式破砕機 |
| 分別方式 | 4 種類分別（磁性物、アルミ、可燃物、不燃物） |
| 選別設備 | 磁選機、アルミ選別機、不燃物・可燃物分離装置、<br>風力選別機、手選別コンベア |
| 貯留搬出設備 | バンカ方式、ヤード方式 |
| 集じん設備 | サイクロン＋バグフィルタ方式 |
| 計量機 | 有（焼却処理施設兼用） |
| 運営管理体制 | 直営 |

表 3-10　資源化施設の概要

| | |
|---|---|
| 施　設　名　称 | 豊後大野市清掃センター　リサイクルセンター |
| 所　　在　　地 | 大分県豊後大野市三重町上田原 1936 番地 |
| 事　業　主　体 | 豊後大野市 |
| 着　工　、　竣　工 | 着工：平成 8 年 2 月、竣工：平成 10 年 3 月 |
| 面　　積 | 380.68 ㎡ |
| 受入供給設備 | ホッパ方式 |
| 搬　送　設　備 | コンベア等 |
| 貯留搬出設備 | ヤード方式、ペットボトル圧縮梱包機 |
| 集　じ　ん　設　備 | サイクロン＋バグフィルタ方式 |
| 計　　量　　機 | 有（焼却処理施設兼用） |
| 運営管理体制 | 直営 |

(6) 最終処分体制

中間処理後に排出される焼却残渣（飛灰固化物）及び不燃残渣は、民間の処分業者へ全量処分委託しているが、委託先の最終処分場は令和 19 年 3 月に埋立完了となる予定である。

また、旧東部埋立処分施設は既に埋立終了し、現在は浸出水処理施設のみ稼働している状況である。旧東部埋立処分施設からの浸出水については、表 3-11 に示す浸出水処理施設により処理した後、焼却施設の冷却水として利用されている。

表 3-11　旧東部埋立処分施設の浸出水処理施設の概要

| | |
|---|---|
| 施　設　名　称 | 浸出水処理施設 |
| 所　　在　　地 | 大分県豊後大野市三重町上田原 1973 番地 |
| 事　業　主　体 | 豊後大野市 |
| 浸出水処理能力 | 30 ㎥/日（平成 10 年 4 月竣工） |
| 浸出水処理方式 | 生物処理＋凝集沈殿処理＋高度処理<br>（砂ろ過、活性炭吸着）＋消毒 |
| 計画処理水質 | ｐＨ　：5.8～8.6<br>ＢＯＤ　：10 ㎎/Ｌ以下<br>ＣＯＤ　：20 ㎎/Ｌ以下<br>ＳＳ　：10 ㎎/Ｌ以下<br>大腸菌群数　：1,000 個/mL 以下 |
| 運営管理体制 | 直営 |

3 ごみ処理の実績

(1) ごみ排出量

① ごみ総排出量

計画対象区域のごみ総排出量の推移を表 3-12～表 3-14 及び図 3-3 に示す。

本市及び野津処理区のごみ総排出量はともに減少傾向にあり、計画対象区域において、令和 3 年度から令和 7 年度までに 1,479t 減少している。

**表 3-12　ごみ総排出量の実績（計画対象区域）**

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 家庭系ごみ | t/年 | 9,160 | 8,973 | 8,645 | 8,288 | 8,328 |
| 収集ごみ | t/年 | 7,289 | 7,067 | 6,932 | 6,648 | 6,506 |
| 可燃ごみ | t/年 | 5,286 | 5,191 | 5,143 | 4,920 | 4,811 |
| 不燃ごみ | t/年 | 108 | 103 | 95 | 93 | 85 |
| 粗大ごみ | t/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資源物（リサイクル物） | t/年 | 1,631 | 1,515 | 1,447 | 1,394 | 1,378 |
| 資源物（プラスチック類） | t/年 | 264 | 258 | 247 | 241 | 232 |
| 直接搬入ごみ | t/年 | 1,871 | 1,906 | 1,713 | 1,640 | 1,822 |
| 可燃ごみ | t/年 | 1,118 | 1,080 | 950 | 952 | 1,077 |
| 不燃ごみ | t/年 | 60 | 108 | 113 | 86 | 105 |
| 粗大ごみ | t/年 | 636 | 652 | 566 | 464 | 483 |
| 資源物（プラスチック類） | t/年 | 57 | 66 | 84 | 138 | 157 |
| 事業系ごみ | t/年 | 4,221 | 4,005 | 4,013 | 3,869 | 3,658 |
| 直接搬入ごみ | t/年 | 4,221 | 4,005 | 4,013 | 3,869 | 3,658 |
| 可燃ごみ | t/年 | 3,928 | 3,744 | 3,700 | 3,660 | 3,411 |
| 不燃ごみ | t/年 | 38 | 39 | 41 | 43 | 39 |
| 粗大ごみ | t/年 | 229 | 204 | 245 | 143 | 186 |
| 資源物（リサイクル物） | t/年 | 26 | 18 | 27 | 23 | 22 |
| その他のごみ | t/年 | 86 | 78 | 62 | 0 | 2 |
| 小型家電製品 | t/年 | 86 | 78 | 62 | 0 | 2 |
| ごみ総排出量 | t/年 | 13,467 | 13,056 | 12,720 | 12,157 | 11,988 |
| 可燃ごみ | t/年 | 10,332 | 10,015 | 9,793 | 9,532 | 9,299 |
| 不燃ごみ | t/年 | 206 | 250 | 249 | 222 | 229 |
| 粗大ごみ | t/年 | 865 | 856 | 811 | 607 | 669 |
| 資源物（リサイクル物） | t/年 | 1,657 | 1,533 | 1,474 | 1,417 | 1,400 |
| 資源物（プラスチック類） | t/年 | 321 | 324 | 331 | 379 | 389 |
| その他のごみ | t/年 | 86 | 78 | 62 | 0 | 2 |

表 3-13　ごみ総排出量の実績（本市）

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 家庭系ごみ | t/年 | 7,730 | 7,570 | 7,308 | 7,025 | 7,058 |
| 収集ごみ | t/年 | 6,072 | 5,883 | 5,793 | 5,567 | 5,434 |
| 可燃ごみ | t/年 | 4,448 | 4,363 | 4,334 | 4,154 | 4,052 |
| 不燃ごみ | t/年 | 89 | 84 | 78 | 77 | 70 |
| 粗大ごみ | t/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資源物（リサイクル物） | t/年 | 1,319 | 1,225 | 1,179 | 1,139 | 1,122 |
| 資源物（プラスチック類） | t/年 | 216 | 211 | 202 | 197 | 191 |
| 直接搬入ごみ | t/年 | 1,658 | 1,687 | 1,515 | 1,458 | 1,623 |
| 可燃ごみ | t/年 | 1,009 | 981 | 868 | 869 | 986 |
| 不燃ごみ | t/年 | 54 | 94 | 99 | 74 | 91 |
| 粗大ごみ | t/年 | 544 | 553 | 473 | 395 | 410 |
| 資源物（プラスチック類） | t/年 | 51 | 59 | 76 | 120 | 136 |
| 事業系ごみ | t/年 | 4,154 | 3,938 | 3,954 | 3,815 | 3,611 |
| 直接搬入ごみ | t/年 | 4,154 | 3,938 | 3,954 | 3,815 | 3,611 |
| 可燃ごみ | t/年 | 3,867 | 3,680 | 3,644 | 3,609 | 3,367 |
| 不燃ごみ | t/年 | 37 | 38 | 41 | 43 | 39 |
| 粗大ごみ | t/年 | 225 | 201 | 243 | 142 | 185 |
| 資源物（リサイクル物） | t/年 | 24 | 18 | 26 | 21 | 21 |
| その他のごみ | t/年 | 76 | 69 | 55 | 0 | 2 |
| 小型家電製品 | t/年 | 76 | 69 | 55 | 0 | 2 |
| ごみ総排出量 | t/年 | 11,960 | 11,577 | 11,317 | 10,840 | 10,671 |
| 可燃ごみ | t/年 | 9,325 | 9,024 | 8,845 | 8,633 | 8,404 |
| 不燃ごみ | t/年 | 180 | 216 | 217 | 195 | 200 |
| 粗大ごみ | t/年 | 769 | 755 | 716 | 537 | 595 |
| 資源物（リサイクル物） | t/年 | 1,343 | 1,243 | 1,205 | 1,160 | 1,142 |
| 資源物（プラスチック類） | t/年 | 267 | 270 | 278 | 317 | 327 |
| その他のごみ | t/年 | 76 | 69 | 55 | 0 | 2 |

表 3-14　ごみ総排出量の実績（野津処理区）

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 家庭系ごみ | t/年 | 1,430 | 1,404 | 1,337 | 1,263 | 1,269 |
| 収集ごみ | t/年 | 1,217 | 1,185 | 1,139 | 1,080 | 1,071 |
| 可燃ごみ | t/年 | 838 | 828 | 810 | 766 | 759 |
| 不燃ごみ | t/年 | 19 | 19 | 16 | 16 | 15 |
| 粗大ごみ | t/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資源物（リサイクル物） | t/年 | 311 | 290 | 268 | 256 | 256 |
| 資源物（プラスチック類） | t/年 | 48 | 47 | 45 | 44 | 41 |
| 直接搬入ごみ | t/年 | 213 | 219 | 198 | 182 | 198 |
| 可燃ごみ | t/年 | 109 | 100 | 82 | 83 | 91 |
| 不燃ごみ | t/年 | 6 | 14 | 14 | 12 | 14 |
| 粗大ごみ | t/年 | 92 | 98 | 93 | 69 | 72 |
| 資源物（プラスチック類） | t/年 | 6 | 7 | 9 | 18 | 21 |
| 事業系ごみ | t/年 | 67 | 67 | 59 | 55 | 46 |
| 直接搬入ごみ | t/年 | 67 | 67 | 59 | 55 | 46 |
| 可燃ごみ | t/年 | 61 | 64 | 56 | 51 | 44 |
| 不燃ごみ | t/年 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 粗大ごみ | t/年 | 4 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 資源物（リサイクル物） | t/年 | 2 | 0 | 1 | 2 | 1 |
| その他のごみ | t/年 | 10 | 9 | 7 | 0 | 0 |
| 小型家電製品 | t/年 | 10 | 9 | 7 | 0 | 0 |
| ごみ総排出量 | t/年 | 1,507 | 1,480 | 1,402 | 1,317 | 1,316 |
| 可燃ごみ | t/年 | 1,007 | 991 | 948 | 899 | 895 |
| 不燃ごみ | t/年 | 26 | 34 | 31 | 28 | 29 |
| 粗大ごみ | t/年 | 96 | 101 | 95 | 70 | 73 |
| 資源物（リサイクル物） | t/年 | 314 | 290 | 269 | 258 | 257 |
| 資源物（プラスチック類） | t/年 | 54 | 55 | 53 | 62 | 63 |
| その他のごみ | t/年 | 10 | 9 | 7 | 0 | 0 |

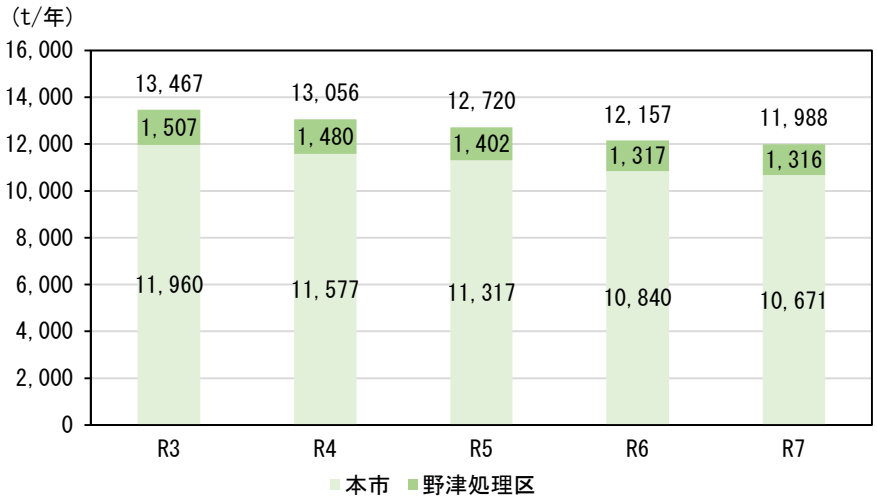



図 3-3　ごみ総排出量の推移

② 排出形態別ごみ排出量

排出形態別ごみ排出量の推移を図 3-4、令和 7 年度の排出形態別ごみ排出量割合を図 3-5 に示す。

令和 7 年度のごみ総排出量 11,988t/年のうち、家庭系が 69.5%、事業系が 30.5%となっている。

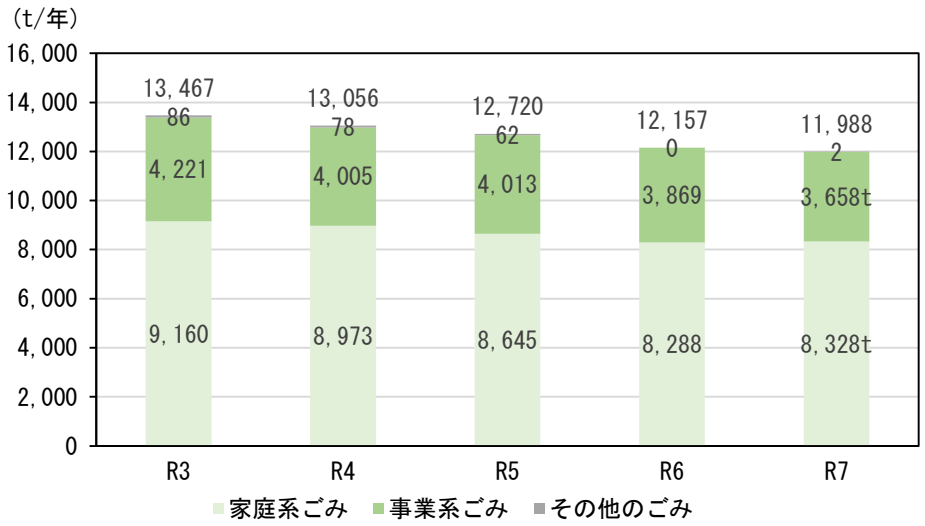



図 3-4　排出形態別ごみ排出量の推移

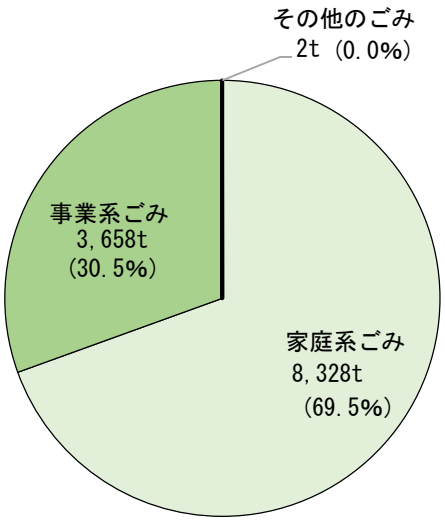



図 3-5　排出形態別ごみ排出量割合（令和 7 年度）

③ 種類別ごみ排出量

種類別ごみ排出量の推移を図 3-6、種類別ごみ排出量割合を図 3-7 に示す。

令和 7 年度のごみ総排出量 11,988t/年のうち、可燃ごみが 77.6%、不燃ごみが 1.9%、粗大ごみが 5.6%、資源物（リサイクル物）が 11.7%、資源物（プラスチック類）が 3.2%、その他のごみが 0.0%以下となっている。

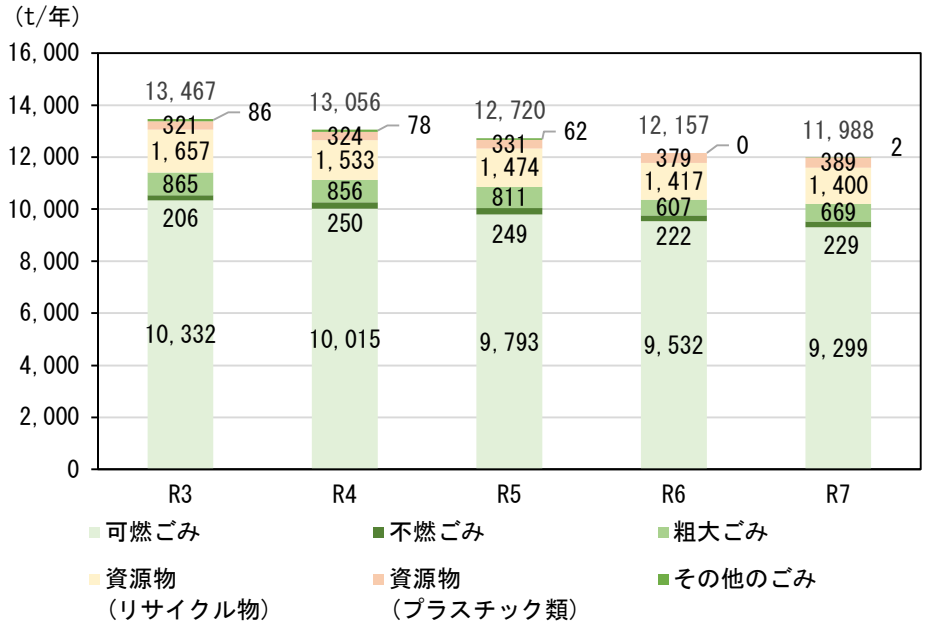



図 3-6　種類別ごみ排出量の推移

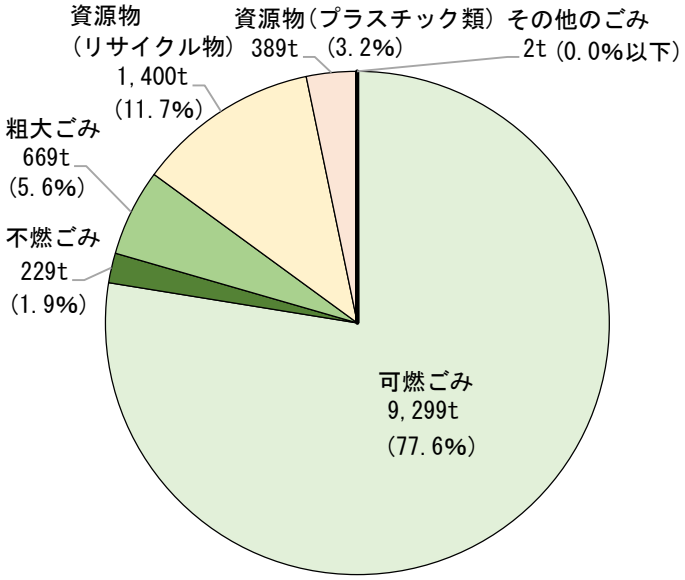



図 3-7　種類別ごみ排出量割合（令和 7 年度）

④ 排出量原単位

1人1日当たりのごみ排出量（以下「排出量原単位」という）の推移を表 3-15 及び図 3-8 に示す。

令和7年度の計画対象区域の排出量原単位は 883.3g/人日であり、前年度より 9.8g/人日増加している。令和6年度の計画対象区域の排出量原単位と大分県及び全国の排出量原単位の公表値を比較すると、大分県の平均よりは低い値となっているが、全国の平均よりは高い値となっている。

**表 3-15　排出量原単位の推移**

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画対象区域 | g/人日 | 904.8 | 895.4 | 891.4 | 873.5 | 883.3 |
| 本市 | g/人日 | 968.8 | 956.6 | 955.4 | 936.6 | 945.9 |
| 野津処理区 | g/人日 | 593.2 | 596.8 | 578.6 | 562.1 | 574.5 |
| 大分県 | g/人日 | 945.9 | 937.4 | 905.8 | 884.2 | － |
| 全国 | g/人日 | 890.0 | 879.8 | 851.4 | 838.7 | － |

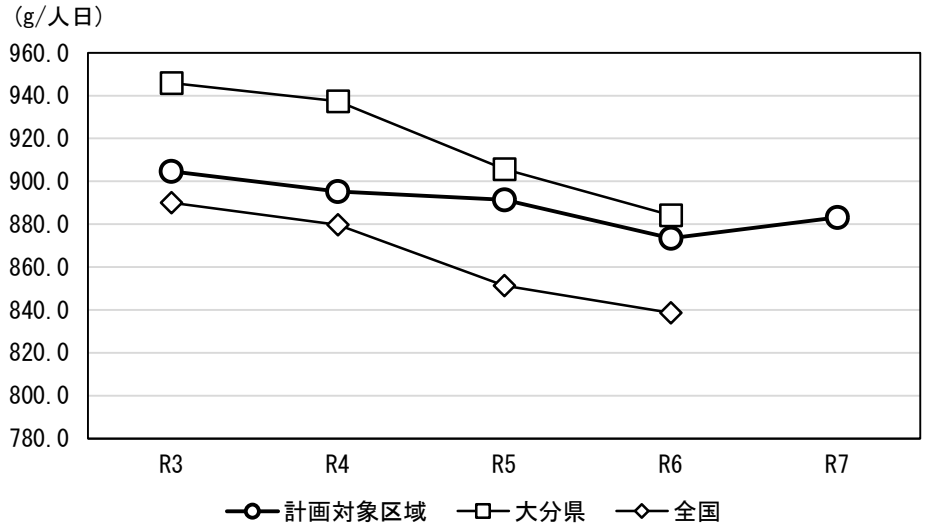



**図 3-8　排出量原単位の推移**

(2) 資源化・再生利用量

① 総資源化量

計画対象区域の総資源化量及びリサイクル率の推移を表 3-16 及び図 3-9 に示す。

令和 7 年度の総資源化量は 1,497t/年、リサイクル率は 12.5%であり、総資源化量、リサイクル率ともに減少傾向となっている。

**表 3-16　総資源化量及びリサイクル率の推移**

| 項目 | | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総資源化量 | | t/年 | 1,856 | 1,751 | 1,618 | 1,545 | 1,497 |
| | 紙類 | t/年 | 653 | 635 | 558 | 525 | 526 |
| | 金属類 | t/年 | 344 | 315 | 289 | 296 | 251 |
| | ガラス類 | t/年 | 281 | 260 | 255 | 236 | 229 |
| | ペットボトル | t/年 | 101 | 104 | 107 | 108 | 101 |
| | プラスチック類 | t/年 | 222 | 213 | 204 | 217 | 220 |
| | 古布 | t/年 | 153 | 130 | 130 | 149 | 160 |
| | 小型家電製品 | t/年 | 86 | 78 | 62 | 0 | 2 |
| | 乾電池・蛍光管 | t/年 | 16 | 16 | 13 | 14 | 8 |
| ごみ総排出量 | | t/年 | 13,467 | 13,056 | 12,720 | 12,157 | 11,988 |
| リサイクル率 | | % | 13.8% | 13.4% | 12.7% | 12.7% | 12.5% |

※リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量

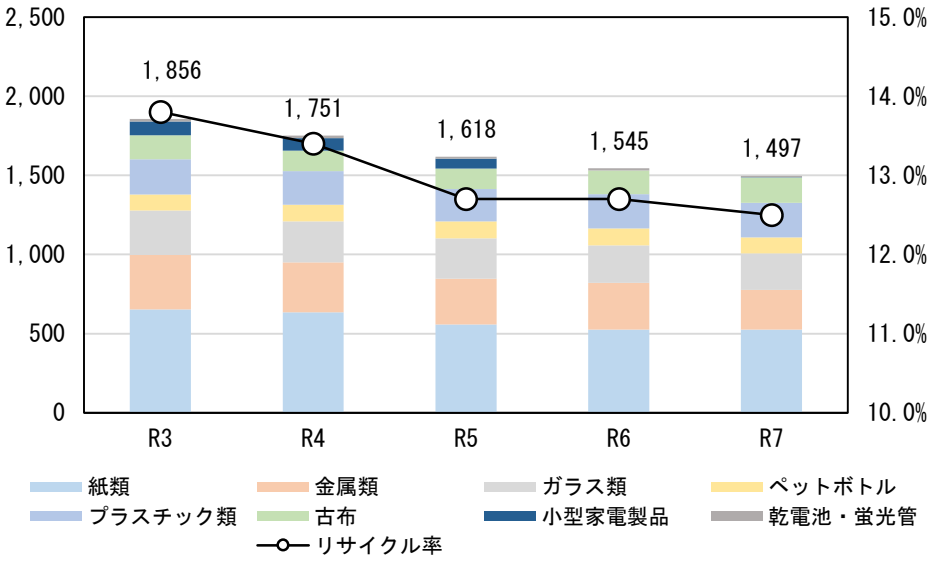



**図 3-9　総資源化量及びリサイクル率の推移**

② 資源物分別による資源回収量

資源物分別による資源回収量の推移を表 3-17 に示す。

本市では資源物分別による資源回収を行っており、リサイクル物として、古紙（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック)、缶類（スチール缶、アルミ缶)、ビン類（無色、茶色、その他色ビン)、古布、ペットボトルを分別し、プラスチック類としてトレイ、プラスチック、洗浄容器等のプラスチックを分別している。

**表 3-17　資源物分別による資源回収量**

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 資源物（リサイクル物) | t/年 | 1,657 | 1,533 | 1,474 | 1,417 | 1,400 |
| 資源物（プラスチック類) | t/年 | 321 | 324 | 331 | 379 | 389 |
| 合計 | t/年 | 1,978 | 1,857 | 1,805 | 1,796 | 1,789 |

※直接搬入される資源物を含む。

③ 中間処理による資源化量

中間処理による資源化量の推移を表 3-18 に示す。

本市の粗大ごみ処理施設では、破砕・磁選処理により金属類を資源物として回収している。また、資源化施設では、選別・圧縮処理等により金属類、ペットボトル、乾電池・蛍光管を資源物として回収している。

**表 3-18　中間処理による資源化量**

| 項目 | | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 粗大ごみ処理施設での資源化量 | | t/年 | 242 | 215 | 196 | 198 | 175 |
| | 金属類 | t/年 | 242 | 215 | 196 | 198 | 175 |
| 資源化施設での資源化量 | | t/年 | 219 | 220 | 213 | 220 | 185 |
| | 金属類 | t/年 | 102 | 100 | 93 | 98 | 76 |
| | ペットボトル | t/年 | 101 | 104 | 107 | 108 | 101 |
| | 乾電池・蛍光管 | t/年 | 16 | 16 | 13 | 14 | 8 |

④ 生ごみの堆肥化

生ごみ処理容器等の購入に対する助成実績を表 3-19 に示す。

本市では、家庭から排出される生ごみの減量を図るため、住民を対象に家庭用生ごみ処理容器購入に対する助成を実施している。令和 7 年度以降は、電気式生ごみ処理機への助成に変更している。

**表 3-19　生ごみ処理容器等の購入に対する助成実績**

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 生ごみ処理容器 | 基 | 100 | 200 | 200 | 200 | 13 |

⑤ 住民団体による資源化

本市では地区別集団回収が実施されており、行政としては広報等を通じて集団回収の普及促進活動を行っている。なお、市民活動に対する助成は行っていないため、回収量の実績は把握していない。

⑥ 事業者等による資源化

事業者が排出する資源物のうち、一般廃棄物に該当するもの（古紙、古布等）は分別品目に準じて排出されることになっているが、産業廃棄物に該当するもの（プラスチック類等）は、事業者独自の資源化ルートにより資源化処理が行われている。そのため、事業者による資源化処理等の実績は把握してない。

⑦ 特定家庭用機器廃棄物の引渡し量

特定家庭用機器廃棄物の指定業者への引渡し量を表 3-20 に示す。

本市では、家電リサイクル法の対象となっているテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（指定家電 4 品目 6 機器）について、販売店の引取りができない場合は、清掃センターへの持ち込みにより指定業者へ引渡している。

**表 3-20　特定家庭用機器廃棄物の指定業者への引渡し量**

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| テレビ | 台 | 247 | 234 | 247 | 269 | 302 |
| エアコン | 台 | 32 | 21 | 25 | 19 | 21 |
| 冷蔵庫・冷凍庫 | 台 | 168 | 208 | 189 | 155 | 223 |
| 洗濯機・衣類乾燥機 | 台 | 178 | 190 | 145 | 152 | 175 |
| 合計 | 台 | 625 | 653 | 606 | 595 | 721 |

⑧ 焼却施設での熱回収量

焼却施設での熱回収量の推移を表 3-21 に示す。

本市の焼却施設では、焼却処理に伴い発生した熱は、場内給湯や燃焼用空気予熱、白煙防止用空気予熱等として有効利用が図られている。

**表 3-21　焼却施設での熱回収量**

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ごみ焼却量 | t/年 | 11,243 | 10,942 | 10,701 | 10,290 | 10,119 |
| 熱回収量 | MJ/年 | 31,462 | 34,574 | 38,479 | 38,479 | 29,353 |
| ごみ1tあたりの熱回収量 | MJ/t | 2.8 | 3.2 | 3.6 | 3.7 | 2.9 |

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）（令和 7 年度は速報値）

(3) 収集運搬量

収集運搬量の推移を表 3-22 に示す。

令和 7 年度の収集運搬量は、可燃ごみが 4,811t/年、不燃ごみが 85t/年、粗大ごみが 0t/年、資源物（リサイクル物）が 1,378t/年、資源物（プラスチック類）が 232t/年であり、合計が 6,506t/年となっている。

**表 3-22　収集運搬量の推移**

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 可燃ごみ | t/年 | 5,286 | 5,191 | 5,143 | 4,920 | 4,811 |
| 不燃ごみ | t/年 | 108 | 103 | 95 | 93 | 85 |
| 粗大ごみ | t/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資源物（リサイクル物） | t/年 | 1,631 | 1,515 | 1,447 | 1,394 | 1,378 |
| 資源物（プラスチック類） | t/年 | 264 | 258 | 247 | 241 | 232 |
| 合計 | t/年 | 7,289 | 7,067 | 6,932 | 6,648 | 6,506 |

※直接搬入される家庭系・事業系ごみは含まない。

(4) 中間処理量

中間処理量の推移を表 3-23 に示す。

令和 7 年度の中間処理量は、焼却処理量が 10,119t/年（直接焼却量＋可燃残渣（中間処理後））、破砕・選別量が 1,499t/年（粗大ごみ処理施設＋資源化施設）となっている。また、令和 7 年度の中間処理による減量化量は 9,301t/年となっており、中間処理による減量化率は 77.6%である。

**表 3-23　中間処理量の推移**

| 項目 | | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 焼却処理量 | | t/年 | 11,243 | 10,942 | 10,701 | 10,290 | 10,119 |
| | 直接焼却量 | t/年 | 10,332 | 10,015 | 9,793 | 9,532 | 9,299 |
| | 可燃残渣（中間処理後） | t/年 | 911 | 927 | 908 | 758 | 820 |
| 破砕・選別量 | | t/年 | 1,670 | 1,652 | 1,643 | 1,439 | 1,499 |
| | 粗大ごみ処理施設 | t/年 | 954 | 978 | 927 | 720 | 778 |
| | 資源化施設 | t/年 | 716 | 674 | 716 | 719 | 721 |
| 合計 | | t/年 | 12,913 | 12,594 | 12,344 | 11,729 | 11,618 |
| 中間処理による減量化量※1 | | t/年 | 10,350 | 10,089 | 9,853 | 9,405 | 9,301 |
| 中間処理による減量化率※2 | | % | 76.9% | 77.3% | 77.5% | 77.4% | 77.6% |

※1　中間処理による減量化量＝ごみ総排出量－総資源化量－最終処分量
※2　中間処理による減量化率＝中間処理による減量化量÷ごみ総排出量

(5) 最終処分量

最終処分量の推移を表 3-24 に示す。

令和 7 年度の最終処分量は、焼却残渣（飛灰固化物）が 754t/年、不燃残渣（中間処理後）が 436t/年となっており、最終処分率は 9.9%である。

**表 3-24　最終処分量の推移**

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 焼却残渣（飛灰固化物） | t/年 | 788 | 810 | 799 | 763 | 754 |
| 不燃残渣（中間処理後） | t/年 | 473 | 406 | 450 | 444 | 436 |
| 合計 | t/年 | 1,261 | 1,216 | 1,249 | 1,207 | 1,190 |
| 最終処分率 | % | 9.4% | 9.3% | 9.8% | 9.9% | 9.9% |

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

(6) ごみの性状（組成、発熱量等）

本市では、可燃ごみのごみ質調査を年 4 回実施している。ごみ質調査結果を表 3-25 及び図 3-10 に示す。

令和 7 年度の可燃ごみの種類別組成の割合は、最も大きい割合を占める紙・布類が 57.3%、次いでビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が 16.5%、木・竹・わらが 12.6%、厨芥類が 10.3%、不燃物類が 1.0%、その他が 2.3%となっている。

表 3-25　可燃ごみのごみ質調査結果

| 項目 | | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 種類・組成 | 紙 ・ 布 | % | 47.9 | 47.8 | 51.8 | 46.9 | 57.3 |
| | ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類 | % | 27.8 | 22.6 | 21.2 | 24.4 | 16.5 |
| | 木・竹・わら | % | 13.6 | 6.7 | 14.9 | 8.9 | 10.3 |
| | 厨芥類 | % | 2.7 | 17.0 | 8.7 | 12.5 | 12.6 |
| | 不燃物類 | % | 2.0 | 0.9 | 2.4 | 1.5 | 1.0 |
| | その他 | % | 6.1 | 5.1 | 1.0 | 5.9 | 2.3 |
| | 合計 | % | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 単位容積重量（kg/m³） | | kg/m³ | 259 | 261 | 212 | 236 | 303 |
| 三成分 | 水分 | % | 53.5 | 47.6 | 41.7 | 48.2 | 52.6 |
| | 可燃分 | % | 41.1 | 47.2 | 51.0 | 46.5 | 42.7 |
| | 灰分 | % | 5.4 | 5.2 | 7.4 | 5.4 | 4.8 |
| | 合計 | % | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 低位発熱量(kJ/kg) | | kJ/kg | 6,413 | 7,700 | 8,553 | 7,550 | 6,714 |

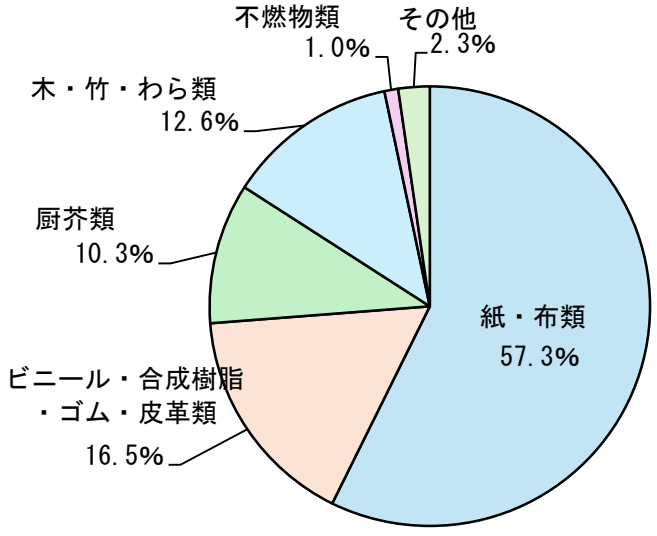



図 3-10　可燃ごみの種類別組成の割合

(7) ごみ処理事業経費

本市のごみ処理事業経費の推移を表 3-26、ごみ 1t 及び計画対象区域住民 1 人当たりのごみ処理経費の推移を表 3-27 に示す。

令和 7 年度のごみ処理事業経費 891,860 千円のうち、すべて処理及び維持管理費となっており、建設・改良費及びその他費は発生していない。また、ごみ 1t 当たりのごみ処理経費は 74,396 円/t 年、計画対象区域の住民 1 人当たりのごみ処理経費は 23,985 円/人年となっている。

**表 3-26　ごみ処理事業経費の推移**

| 項目 | | | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 建設・改良費 | | | 千円 | 11,663 | 36,104 | 361,980 | 1,087,495 | 0 |
| | 工事費 | 収集運搬施設 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 中間処理施設 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 最終処分場 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 1,086 | 0 |
| | | その他 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 調査費 | | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 組合分担金 | | 千円 | 11,663 | 36,104 | 361,980 | 1,086,409 | 0 |
| 処理及び維持管理費 | | | 千円 | 276,175 | 306,361 | 275,529 | 258,396 | 891,860 |
| | 人件費 | | 千円 | 22,958 | 22,200 | 22,669 | 22,669 | 116,991 |
| | 処理費 | 収集運搬費 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 中間処理費 | 千円 | 50,815 | 77,328 | 66,479 | 48,909 | 291,899 |
| | | 最終処分費 | 千円 | 498 | 498 | 498 | 499 | 0 |
| | 車両等購入費 | | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 委託費 | 収集運搬費 | 千円 | 56,377 | 56,980 | 56,867 | 57,703 | 226,844 |
| | | 中間処理費 | 千円 | 78,014 | 78,184 | 74,739 | 71,905 | 20,300 |
| | | 最終処分費 | 千円 | 28,250 | 21,705 | 17,265 | 16,201 | 46,510 |
| | | その他 | 千円 | 25,913 | 27,621 | 30,171 | 34,795 | 189,316 |
| | 組合分担金 | | 千円 | 13,350 | 21,845 | 6,841 | 5,715 | 0 |
| | 調査研究費 | | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | | | 千円 | 3,753 | 3,937 | 4,432 | 4,685 | 0 |
| 合計 | | | 千円 | 291,591 | 346,402 | 641,941 | 1,350,576 | 891,860 |

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）（令和 7 年度は速報値）

**表 3-27　ごみ 1t 及び計画対象区域住民 1 人当たりのごみ処理経費の推移**

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ごみ処理事業経費 | 千円 | 291,591 | 346,402 | 641,941 | 1,350,576 | 891,860 |
| 計画対象区域の人口 | 人 | 40,780 | 39,950 | 39,093 | 38,129 | 37,184 |
| ごみ総排出量 | t/年 | 13,467 | 13,056 | 12,720 | 12,157 | 11,988 |
| ごみ1tあたりのごみ処理事業経費 | 円/t年 | 21,652 | 26,532 | 50,467 | 111,095 | 74,396 |
| 住民1人あたりのごみ処理事業経費 | 円/人年 | 7,150 | 8,671 | 16,421 | 35,421 | 23,985 |

4 ごみ処理の評価

(1) 本市で設定した目標値を基準値とした比較による評価

既定計画で設定した目標値の達成状況を表 3-28 に示す。

令和 7 年度の実績と既定計画における目標値（令和 8 年度）を比較すると、いずれの項目でも目標未達となっている。

**表 3-28　既定計画で策定した目標値の達成状況**

| 項目 | 実績<br>（計画対象区域） | 目標 | 達成状況<br>（R7 との比較） |
|---|---|---|---|
| | R7 | R8 | |
| ごみ排出量 | 11,988t/年<br>883.3g/人日 | 12,255t/年<br>853.7g/人日 | 未達<br>+29.6g/人日 |
| ごみ排出量<br>（家庭系ごみ） | 6,561t/年<br>483.4g/人日 | 6,271t/年<br>436.8g/人日 | 未達<br>+46.6g/人日 |
| ごみ排出量<br>（事業系ごみ） | 3,658t/年<br>10,021.9kg/日 | 4,022t/年<br>11,019.2kg/日 | 達成<br>-997.3 kg/日 |
| 資源化量 | 1,497t/年<br>12.5% | 1,777t/年<br>14.5% | 未達<br>-2.0% |
| 最終処分量 | 1,190t/年<br>9.9% | 1,110t/年<br>9.1% | 未達<br>+0.8% |

(2) 国の目標値を基準値とした比較による評価

計画対象区域の実績値（令和 7 年度）と国や県の計画で発表されている目標値を比較した結果を表 3-29 に示す。

排出量は、計画対象区域の実績値と廃棄物処理法に基づく基本方針（以下「廃棄物処理基本方針」という）の目標値（令和 7 年度）を比較すると未達となっている。

資源化量（リサイクル率）は、計画対象区域の実績値と廃棄物処理基本方針の目標値（令和 12 年度）及び県廃棄物処理計画の目標値（令和 12 年度）を比較すると未達となっている。

最終処分量（最終処分率）は、計画対象区域の実績値と廃棄物処理基本方針の目標値（令和 12 年度）及び県廃棄物処理計画の目標値（令和 12 年度）と比較すると未達となっている。

1 人 1 日当たりごみ排出量は、計画対象区域の実績値と第四次循環基本計画の目標値（令和 7 年度）を比較すると未達である。

1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量（資源物を除く）は、計画対象区域の実績値と廃棄物処理基本方針の目標値（令和 12 年度）、第四次循環基本計画の目標値（令和 7 年度）及び県廃棄物処理計画の目標値（令和 12 年度）を比較すると未達となっている。

1 人 1 日当たりごみ焼却量は、計画対象区域の実績値と廃棄物処理基本方針の目標値（令和 12 年度）及び第五次循環基本計画の目標値（令和 12 年度）を比較すると未達となっている。

**表 3-29　計画対象区域の実績と国や県の計画で設定されている目標値との比較**

| 区分 | 実績 | 国の目標 | | | 県の目標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 計画対象区域 | 廃棄物処理基本方針 | 第四次循環基本計画 | ＜参考＞第五次循環基本計画 | 県廃棄物処理計画 |
| 目標年度 | R7 | R12 | R7 | R12 | R12 |
| 排出量 | 約 7.6%削減<br>R4→R7 | 約 9%削減<br>R4→R12<br>未達 | － | － | － |
| 資源化量<br>（リサイクル率） | 排出量の<br>12.5% | R12 に排出量の 26.0%<br>未達 | － | － | 排出量の<br>20.0%<br>未達 |
| 最終処分量<br>（最終処分率） | 約 1.1%削減<br>R4→R7<br>排出量の<br>9.9% | 約 5%削減<br>R4→R12<br>未達 | － | － | 排出量の<br>5.9%※<br>未達 |
| 1 人 1 日当たり<br>ごみ排出量 | 883.3g/人日 | － | 約 850g<br>未達 | － | |
| 1 人 1 日当たり<br>家庭系ごみ排出量<br>（資源物を除く） | 483.4g/人日 | 約 478 g<br>未達 | 約 440g<br>未達 | － | 478g/人日<br>未達 |
| 1 人 1 日当たり<br>ごみ焼却量 | 745.6g/人日 | 約 580g/人日 | － | 約 580g/人日<br>未達 | － |

※令和 12 年度の最終処分量の目標値及びごみ総排出量の推計値を基に算出

(3) 全国または都道府県における平均値や類似団体の平均値を基準値とした比較による評価

① 国及び大分県の実績値との比較による評価

令和 6 年度の国及び大分県の実績値と計画対象区域の実績値との比較を表 3-30 に示す。

計画対象区域の 1 人 1 日当たりごみ排出量は、大分県の実績値を下回っているが、国の実績値は上回っている。リサイクル率は、国及び大分県の実績値を下回っている。最終処分率は、国及び大分県の実績値を上回っている。

**表 3-30　国及び大分県の実績値と計画対象区域の実績値との比較（令和 6 年度）**

| 項目 | 国の実績値 | 大分県の実績値 | 計画対象区域の実績値 |
|---|---|---|---|
| 1 人 1 日当たりごみ排出量 | 838.7g/人日 | 884.2g/人日 | 873.5g/人日 |
| 資源化量（リサイクル率） | 19.3% | 17.3% | 12.7% |
| 最終処分量（最終処分率） | 9.2% | 7.7% | 9.9% |

※1 人 1 日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量÷総人口÷年間日数（365 日）
※リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量
※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

② 類似規模都市（同類系都市）との比較による評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成 19 年 6 月、環境省）」に準拠して本市と都市類型が同じ全国の類似自治体（以下「同類型都市」という）を比較し評価する。なお、本市の都市類型は以下のとおりである。

【都市類型】
都市形態　　：都市
人口区分　　：Ⅰ（人口 5 万人未満）
産業構造（人口比率）：1（二次・三次産業 90%未満、三次産業 55%以上）

評価項目は表 3-31 に示すとおり「1 人 1 日当たり総ごみ排出量」、「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「1 人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」とし、「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省、令和 6 年度）」に基づいて評価する。

本市と同類型都市（211 自治体）との比較を図 3-11 及び表 3-32 に示す。

**表 3-31　評価項目**

| 視点 | 指標で測るもの | 指標の名称 | 単位 | 計算方法 |
|---|---|---|---|---|
| 循環型社会形成 | 廃棄物の発生 | 1 人 1 日当たり総ごみ排出量 | g/人日 | （年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量）÷計画収集人口÷365 日 |
| | 廃棄物の再生利用 | 廃棄物からの資源回収率 | % | 総資源化量÷（年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量） |
| | 最終処分 | 廃棄物のうち最終処分される割合 | % | 最終処分量÷（年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量） |
| 経済性 | 費用対効果 | 1 人当たり年間処理経費 | 円/人年 | 廃棄物処理に要する総費用÷計画収集人口 |
| | | 最終処分減量に要する費用 | 円/t | （処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費）÷（総ごみ排出量－最終処分量） |

※本評価に野津処理区のごみ量等は含まない。

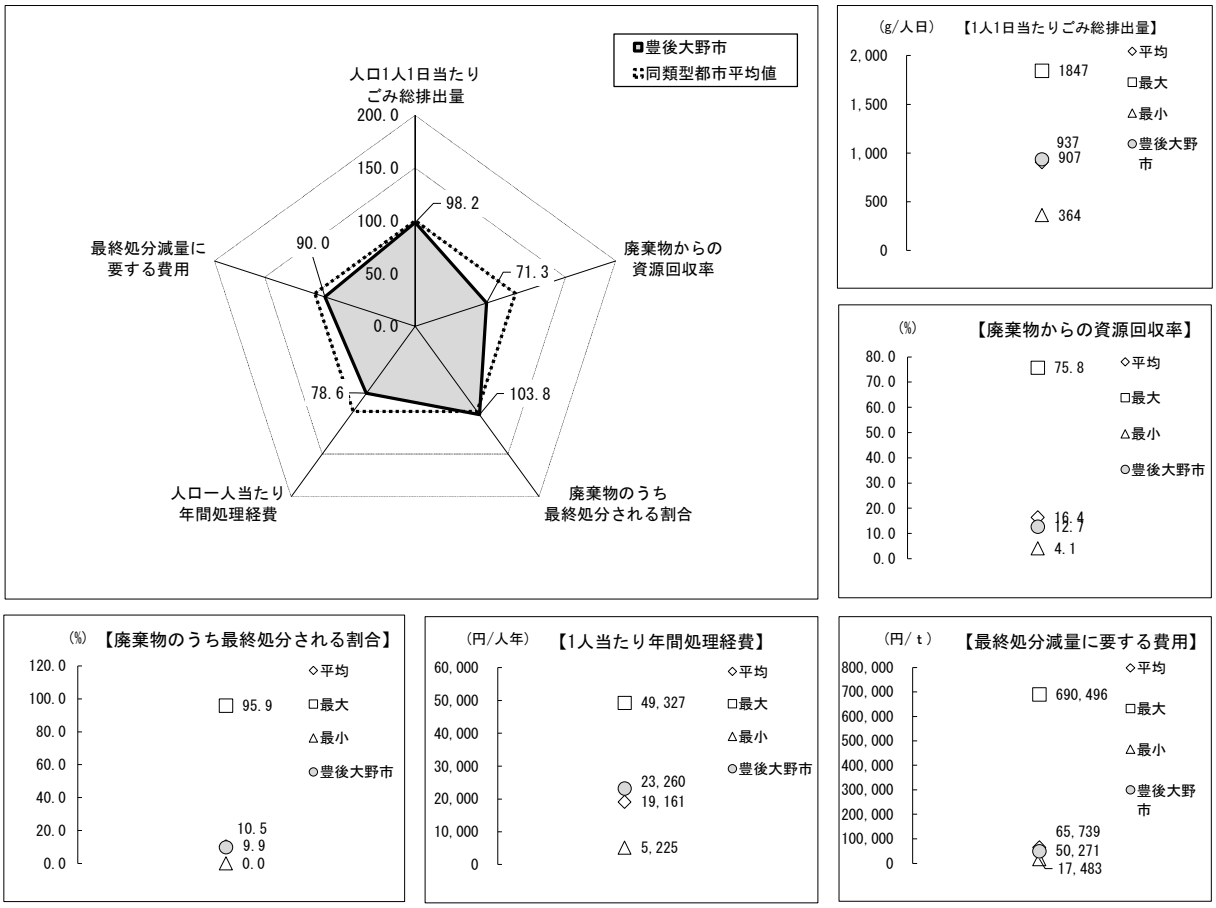



**図 3-11　本市との同類型都市の比較**

**表 3-32　本市の評価結果（令和 6 年度実績と同類型都市の比較）**

| 比較項目 | 同類型都市平均値との比較 | | 評価 | |
|---|---|---|---|---|
| | 実績 | 同類型都市の平均 | | |
| 1 人 1 日当たり総ごみ排出量（g/人日） | 937 | ＞ 907 | 1 人 1 日のごみ量が多い | 劣 |
| 廃棄物からの資源回収率（%） | 12.7 | ＜ 16.4 | 資源化率が低い | 劣 |
| 廃棄物のうち最終処分される割合（%） | 9.9 | ＜ 10.5 | 最終処分率が低い | 優 |
| 1 人当たり年間処理経費（円/人年） | 23,260 | ＞ 19,161 | 1 人当たりの処理経費が高い | 劣 |
| 最終処分減量に要する費用（円/t） | 50,271 | ＜ 65,739 | 最終処分減量経費が安い | 優 |

## 5 課題の抽出

計画対象区域のごみ処理の現状を踏まえ、以下のとおり課題を抽出した。

### (1) 排出抑制・資源化推進の課題

#### ① 家庭系ごみの発生抑制

家庭系ごみの排出抑制を進めるため、家庭でできるごみの発生抑制のための取り組みや、電気式生ごみ処理機等の普及促進、マイバッグ運動の推進などにより、住民のごみ減量の意識をより一層高める必要がある。

#### ② 事業系ごみの発生抑制

事業系ごみは、事業者が自ら減量化・再資源化し、適正に処理する義務があることを周知・徹底していく必要がある。

また、廃棄物処理法に従い、多量の一般廃棄物を排出する事業者に対して、ごみ減量計画の作成を義務付ける等の方策について検討する必要がある。

#### ③ 資源物の分別の徹底

家庭系ごみ及び事業系ごみともに分別の徹底を指導していく必要がある。家庭系ごみについては、本市への転入者に対するごみの分別ルールなどについての啓発を徹底することも重要である。

#### ④ 処理負担の公平化についての検討

平成 17 年 5 月の廃棄物処理法の基本方針改正により、国は、「市町村は、（中略）経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を図るため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」としている。

本市では、家庭系ごみ（収集資源物を除く）・事業系ごみともに一般廃棄物処理の有料化を実施している。ごみ処理手数料については、ごみ減量の促進、費用負担の公平化の観点から、本市の家庭系ごみ・事業系ごみの排出量の推移や、他自治体の事例等を踏まえながら必要に応じて見直す必要がある。

#### ⑤ 住民、事業者、行政の三者による連携の促進

適正なごみ処理や減量化・資源化を推進するためには、住民、事業者、行政の三者による連携が必要であり、情報共有や意識向上イベントなどの啓発事業を実施し連携を促進する必要がある。

#### ⑥ 教育・啓発活動の充実

ごみの減量化(3R 運動)に対する意識の向上や理解の深化、行動への協力を促進するため、学校教育や各イベントにおける、ごみの発生抑制や再資源化への取り組みに関する啓発、情報の提供や PR などを継続していく必要がある。

⑦ 集団回収の推進

現在実施している広報等を通じた地区別集団回収の普及促進活動については、資源回収の向上や地域の子供たちの環境教育等の視点に立ち活動を継続・強化していく必要がある。

(2) 収集・運搬の課題

① ごみ処理体制の見直し

今後の分別区分やごみ排出量等の変化に対応した収集・運搬体制を維持していくため、必要に応じて体制の見直しを行う必要がある。

(3) 中間処理の課題

① 中間処理施設の適正管理

本市の粗大ごみ処理施設及び資源化施設は、供用開始から 28 年経過している。今後も当該施設を継続利用していくことから長寿命化を図るために計画的な補修計画（基幹的設備改良等）や維持補修を実施する必要がある。

② 中間処理施設の有効活用

令和 9 年度以降、可燃ごみはみどりの森環境センターにて委託処理することとなるが、焼却施設は粗大ごみ処理施設及び資源化施設と一体となった施設であることから、焼却施設の有効活用について検討する必要がある。

(4) 最終処分の課題

① 最終処分体制の検討

本市は最終処分場を有しておらず、中間処理において排出された焼却残渣（飛灰固化物）及び処理後の不燃残渣は民間処分業者へ全量処分委託しているが、委託先の最終処分場は令和 19 年 3 月に埋立完了となるため、最終処分体制について検討する必要がある。

(5) ごみ処理経費の課題

① 合理的・経済的な実施体制の構築によるごみ処理経費の削減

ごみ処理経費の削減に向けたごみ発生抑制の一層の推進に努めるとともに、収集・運搬、中間処理、資源化、最終処分の合理的・経済的な実施体制の構築に努める必要がある。

(6) その他の課題

① ごみの不法投棄への対策

不法投棄は生活環境や自然環境に大きな影響を及ぼす。本計画の着実な実施を図るためにも、不法投棄への対策を徹底する必要がある。

② 適正処理困難物等への対応

適正処理困難物等については、適正処理を推進するため、関係機関や民間業者と連携し処理体制を構築しているため、本市では住民への情報提供などを継続的に行う必要がある。

③ 在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物は一般廃棄物であり、その処理・処分は自治体が行うことになっているが、医療活動の多様化に伴い、在宅医療を受ける患者が増加し、一般のごみに混ざって排出されることによる収集時の問題が増加している。

本市では、医療機関等と連携し、在宅医療にともない家庭から排出される廃棄物の取り扱いについて、分別方法や排出ルール及び回収方法など、安全な処理体制を構築している。本市では、適正な分別排出がなされるよう、住民への普及啓発を行っていく必要がある。

## 第2節　ごみ処理行政の動向

### 1 循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会形成推進基本計画を策定している。令和 6 年 8 月に閣議決定した第五次循環型社会形成推進基本計画の概要を表 3-33 に示す。

第五次循環型社会形成推進基本計画において、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行が重要であることが示されている。循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の強化、経済安全保障、地方創生、質の高い暮らしの実現に資するものであり、循環経済への移行による循環型社会の形成は、質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、地上資源基調の「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するための重要なツールとされている。

**表 3-33　第五次循環型社会形成推進基本計画の概要**

| 項目 | 概要 |
|---|---|
| 循環型社会に関する全体像の指標 | 1. 資源生産性<br>2. 一人当たり天然資源消費量（マテリアルフットプリント）<br>3. 再生可能資源及び循環資源の投入割合<br>4. 入口側の循環利用率<br>5. 出口側の循環利用率<br>6. 最終処分量<br>7. 循環型社会ビジネスの市場規模<br>8. 循環型社会形成に関する国民の意識・行動<br>9. 循環経済への移行に関わる部門由来の温室効果ガス排出量、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量<br>10. カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリント |
| 5 つの柱（重点分野） | 1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり<br>2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環<br>3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現<br>4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行<br>5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進 |
| 国の取組のポイント | 1. 地方創生・質の高い暮らし<br>➢ 地域経済の活性化・魅力ある地域づくりライフスタイル転換<br>2. 産業競争力強化・経済安全保障<br>➢ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環・再生材の利用拡大<br>➢ 国際的な資源循環体制を構築することで資源制約を克服<br>3. カーボンニュートラル・ネイチャーポジティブ<br>➢ 製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの低減に貢献<br>➢ 天然資源消費量を抑制し地球規模の環境負荷低減 |

2 大分県廃棄物処理計画（大分県ごみ処理広域化・集約化計画）

大分県は、廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理計画を策定している。令和 8 年 3 月に策定された第 6 次大分県廃棄物処理計画の概要を表 3-34 に示す。

「環境への負荷を抑えた循環型社会・脱炭素社会の構築」を目指す方向性とし、資源循環の促進、廃棄物の定期性処理の推進、脱炭素化の推進、災害廃棄物処理体制の構築に向けた施策について整理されている。

また、第 6 次大分県廃棄物処理計画では、大分県におけるごみ処理の広域化・集約化の計画についても整理しており、本市は大分県が定める広域化ブロックの区割りのうち、大分ブロックに位置づけられており、大分市、臼杵市、津久見市、竹田市及び由布市とごみ処理の広域化を行うこととなっている。大分ブロックの中間処理施設として、新たなごみ処理施設が大分市に整備予定であり、令和 9 年 10 月の供用開始を目指し計画が進められている。

**表 3-34　第 6 次大分県廃棄物処理計画の概要**

| 項目 | 概要 |
|---|---|
| 目指す方向性 | 環境への負荷を抑えた循環型社会・脱炭素社会の構築 |
| 基本方針 | 1.　資源循環の促進<br>2.　廃棄物の適正処理の推進<br>3.　脱炭素化の推進<br>4.　災害廃棄物処理体制の構築 |
| 広域化のブロック | 大　　分：大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市<br>別　　杵：別府市、杵築市、日出町<br>県　　北：豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村<br>中　　津：中津市、福岡県築上郡上毛町<br>県　　南：佐伯市<br>日田玖珠：日田市、九重町、玖珠町 |

3 臼杵市野津処理区との共同処理解消に至る経緯

計画対象区域である本市及び野津処理区は、旧大野広域連合の構成町村（大野町、朝地町、犬飼町、緒方町、三重町、野津町、清川村、千歳村）の圏域であり、市町村合併により大野町、朝地町、犬飼町、緒方町、三重町、清川村、千歳村は豊後大野市として合併、野津町は臼杵市の一部として合併されたが、ごみ及び生活排水の処理区域については、そのまま継続されることとなった。その後、大分県におけるごみ処理広域化・集約化の推進により、計画対象区域の可燃ごみについては、みどりの森環境センターに処理委託することとなったため、令和 9 年 4 月をもって、本市と野津処理区とのごみの共同処理は解消されることとなる。令和 9 年度以降、野津処理区の不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物については、臼杵市の資源化処理施設にて処理されることとなる。

## 第3節　ごみ処理基本計画

### 1 基本理念・基本方針

本市のごみ処理基本計画の基本理念は以下のとおりとし、処理・処分を中心としたシステムから、ごみの減量・有効利用を図っていくシステムである「持続可能な循環型社会」の形成を目指す。

**住民・事業者・行政の三者協働による**
**循環経済と脱炭素化を推進する持続可能な地域社会づくり**

上記の基本理念に基づいた本市のあるべき姿の実現に向け、本市の今後のごみ処理行政についての基本方針を図 3-12 に示すとおり掲げる。

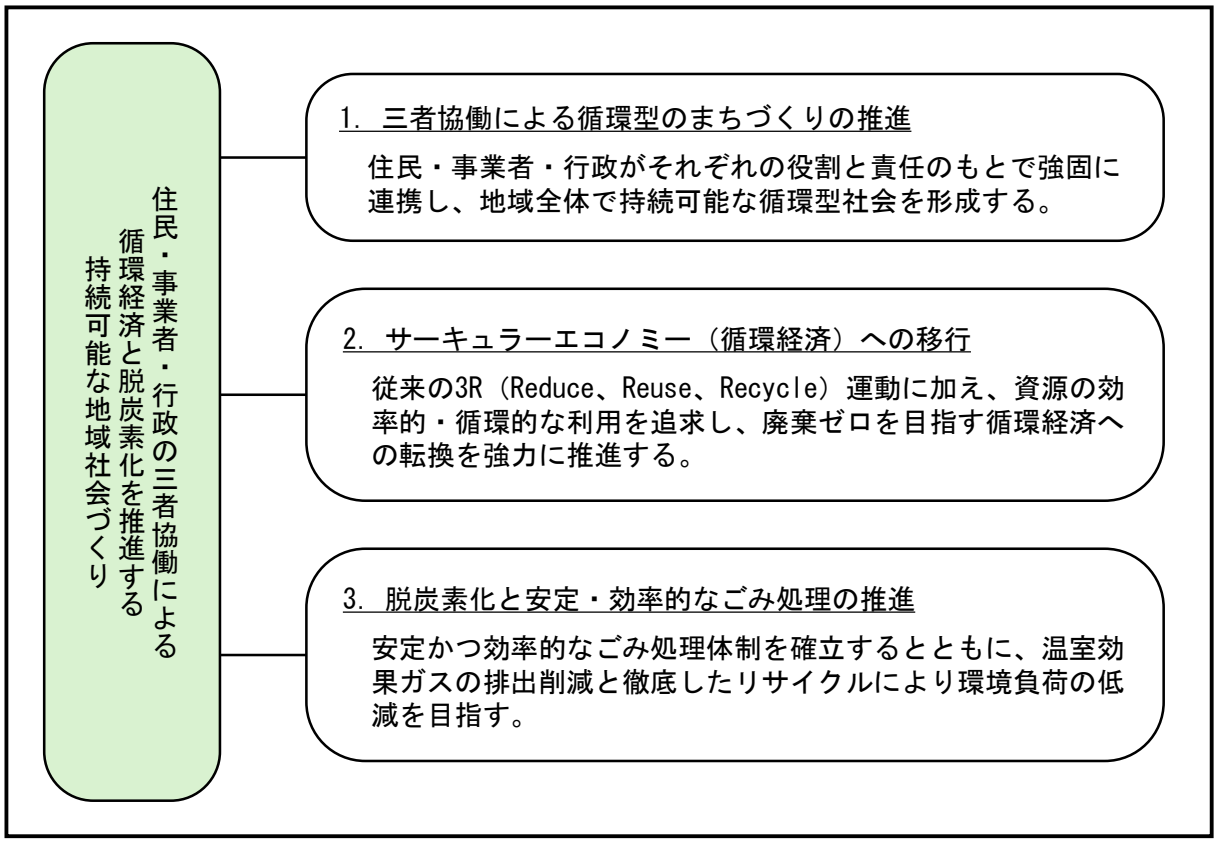



図 3-12　ごみ処理の基本方針

2 ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) 将来予測の手順

① 人口の将来予測

将来人口は、上位計画や関連計画との整合性を勘案し、総合計画や人口ビジョン・総合戦略、生活排水処理施設整備構想等で示された人口を基に設定するものとする。

② ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量の将来予測は図 3-13 に示す手順にしたがい、現状のまま推移した場合の将来排出量の予測を行った後、減量目標を達成した場合の将来排出量の予測を行う。

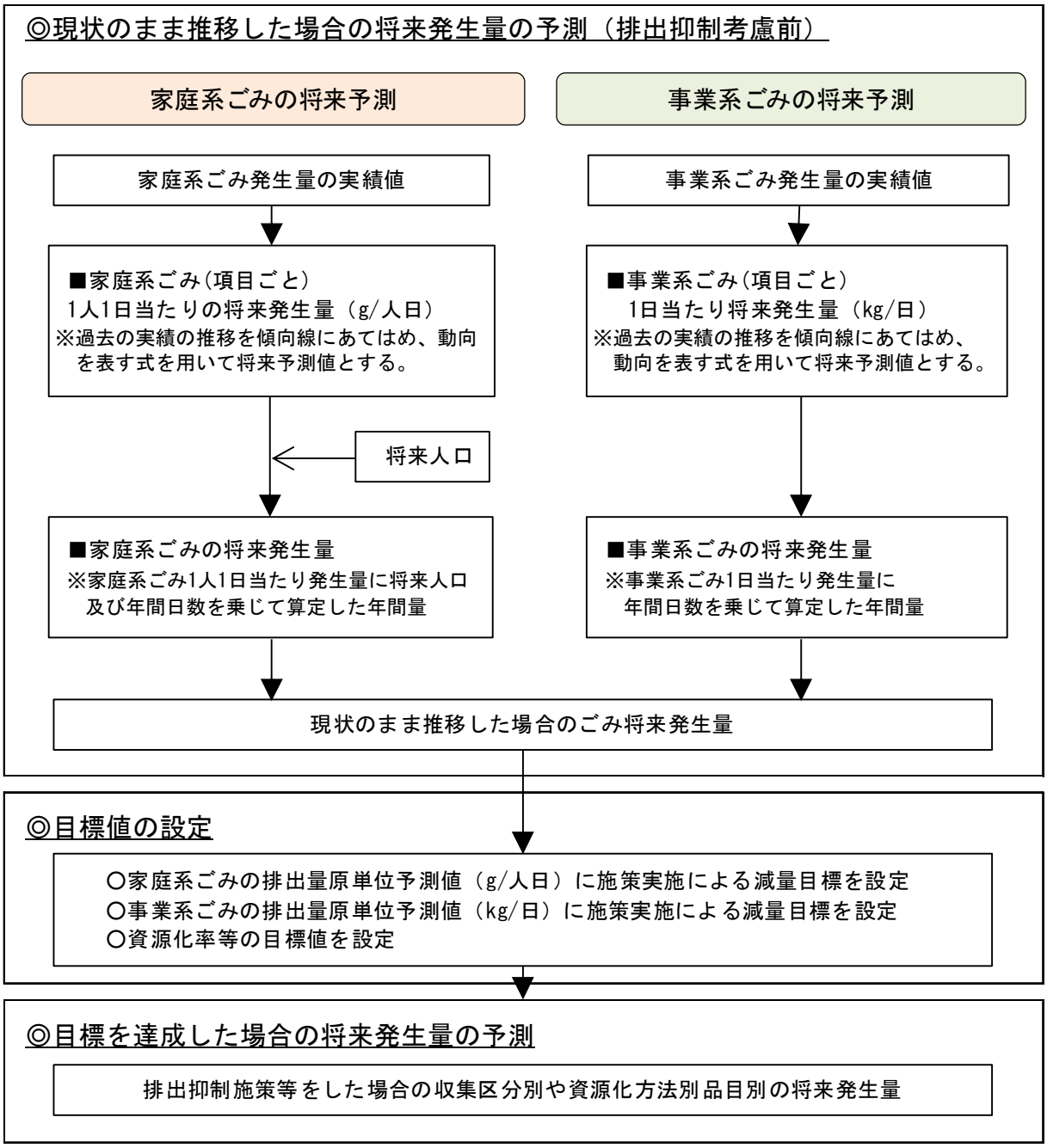



図 3-13　ごみ排出量の将来予測手順

(2) 将来人口の予測

将来人口の推計結果を表 3-35 及び図 3-14 に示す。なお、令和 9 年 4 月をもって、本市と野津処理区との共同処理が解消されることから、推計は本市のみが対象となる。

**表 3-35　将来人口の推計結果**

| 項目 | 単位 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 |
| 総人口 | 人 | 29,981 | 29,518 | 29,054 | 28,590 | 28,270 |

| 項目 | 単位 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 | 2036 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | R14 | R15 | R16 | R17 | R18 |
| 総人口 | 人 | 27,950 | 27,631 | 27,311 | 26,991 | 26,701 |

| 項目 | 単位 | 2037 | 2038 | 2039 | 2040 | 2041 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | R19 | R20 | R21 | R22 | R23 |
| 総人口 | 人 | 26,411 | 26,120 | 25,830 | 25,540 | 25,269 |

出典：生活排水処理施設整備構想（令和 9 年 3 月）

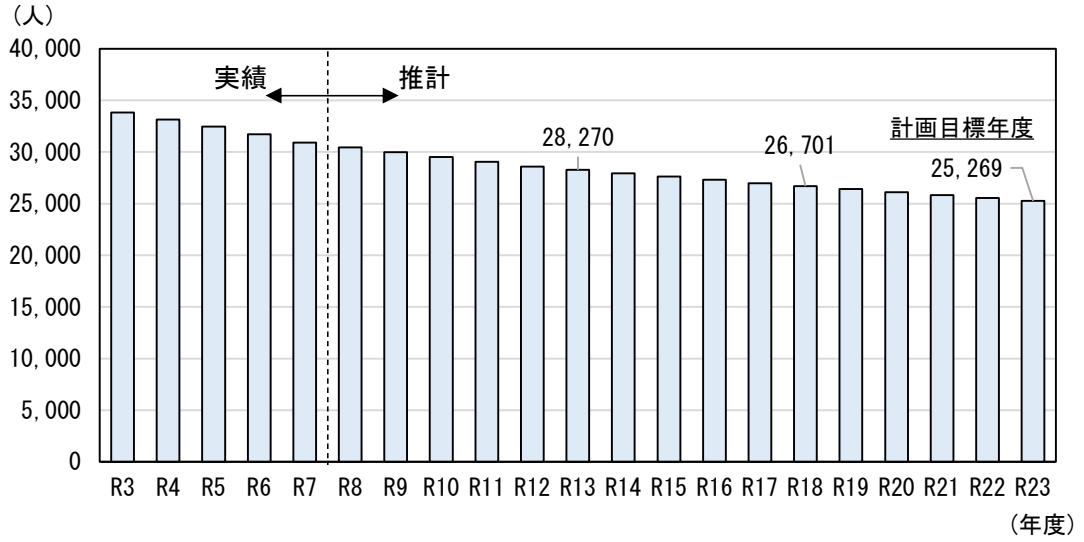



**図 3-14　将来人口の推計結果**

(3) ごみ排出量の予測

ごみの排出抑制や再生利用の施策を現状のまま継続した場合（以下「現状のまま推移した場合」という）のごみ総排出量の推計値を図 3-15、1 人 1 日当たりごみ排出量の推移を図 3-16 に示す。

ごみ総排出量は減少傾向となるが、1 人 1 日当たりごみ排出量は微増傾向となる。

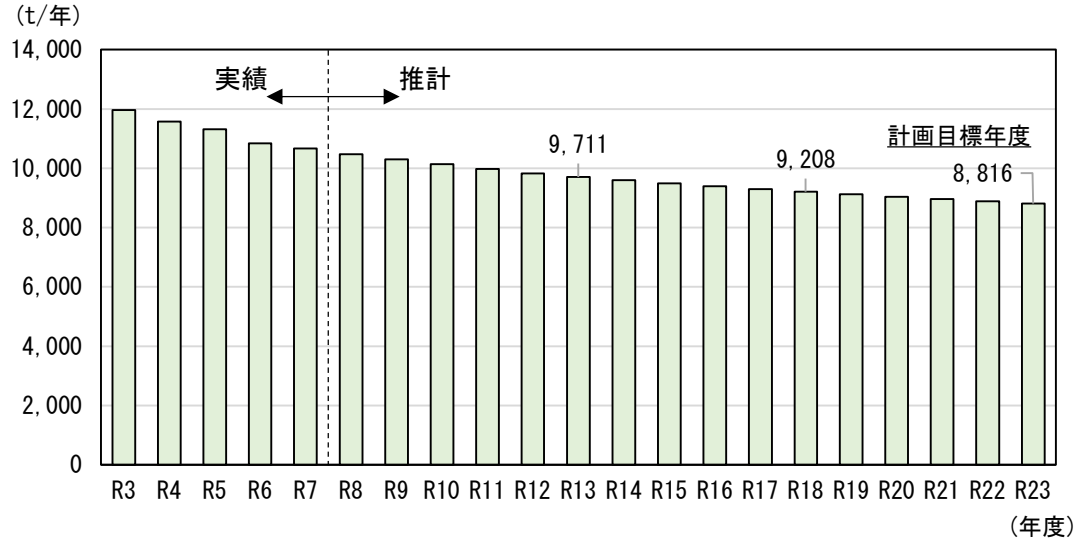



図 3-15　ごみ排出量の推計値（現状のまま推移した場合）

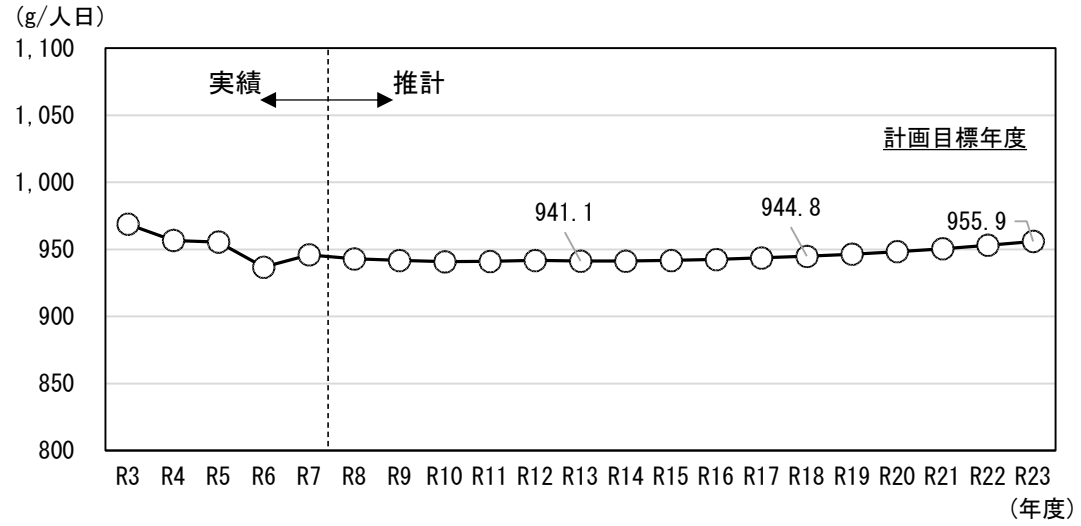



図 3-16　1 人 1 日当たりごみ排出量の推計値（現状のまま推移した場合）

(4) 排出抑制・再生利用の目標設定

本計画においては、本市全体におけるごみ排出量等に対してごみ減量化及び資源化目標を設定する。本市のごみ減量化及び資源化目標を表 3-36 に示す。

1 人 1 日当たりごみ排出量の目標値は、第四次循環基本計画の目標値を参考に、850g/人日以下を目指すものとする。

1 人 1 日当たりごみ焼却量の目標値は、1 人 1 日当たりごみ排出量の目標値を達成するため、計画目標年度までに 700g/人日以下を目指すものとする。

リサイクル率は、1 人 1 日当たりごみ排出量の目標値を達成するようにしたうえで、県環境基本計画の目標値を参考に、20%以上を目指すものとする。

最終処分率は、1 人 1 日当たりごみ排出量の目標値を達成するようにした上で、県環境基本計画の目標値を参考に、4%以下を目指すものとする。

**表 3-36　本市のごみ減量化及び資源化目標**

| 項目 | 単位 | 実績 | 目標 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | R7 | R23 | |
| 1 人 1 日当たりごみ排出量 | g/人日 | 945.9 | 850 以下 | 第四次循環基本計画の目標値を参考に設定 |
| 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 | g/人日 | 497.3 | 400 程度 | 1 人 1 日当たりごみ排出量の目標値を踏まえ設定 |
| 1 日当たり事業系ごみ排出量 | kg/日 | 9,893.6 | 7,500 程度 | 1 人 1 日当たりごみ排出量の目標値を踏まえ設定 |
| 1 人 1 日当たりごみ焼却量 | g/人日 | 807.7 | 700 以下 | 1 人 1 日当たりごみ排出量の目標値を踏まえ設定 |
| リサイクル率 | % | 12.5 | 20 以上 | 既定計画の目標値や焼却残渣の資源化を踏まえ設定 |
| 最終処分率 | % | 9.9 | 4 以下 | 1 人 1 日当たりごみ排出量やリサイクル率の目標値を踏まえ設定 |

(5) 目標を達成した場合のごみ排出量の予測

本市のごみ減量化及び資源化目標（表 3-36）を達成した場合（以下「目標を達成した場合」という）のごみ総排出量の推計値を図 3-17、1 人 1 日当たりごみ排出量の推移を図 3-18 に示す。

ごみ総排出量と 1 人 1 日当たりごみ排出量は減少傾向となる結果となった。

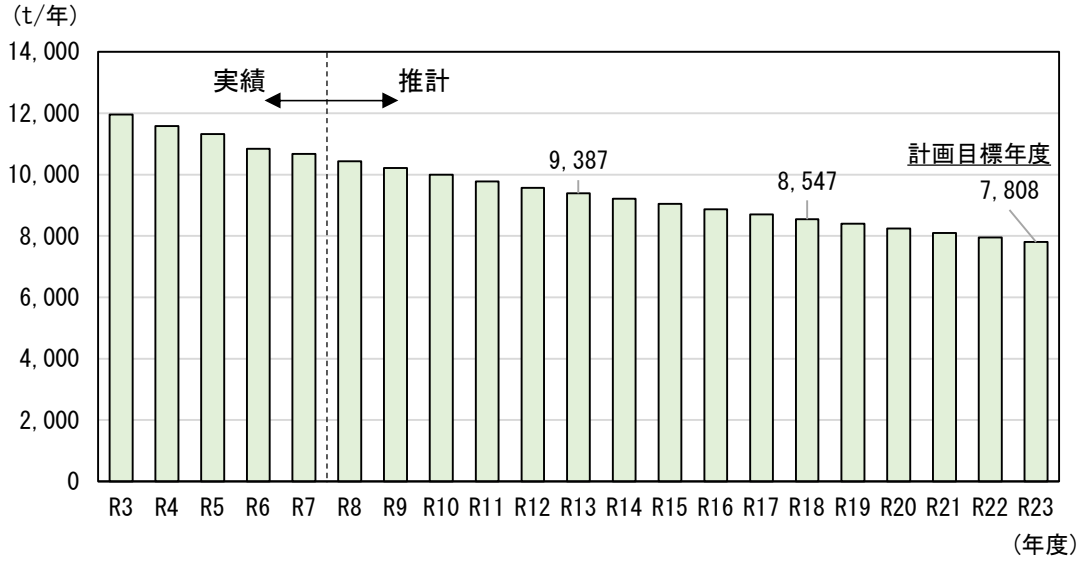



図 3-17　ごみ総排出量の推計値（目標を達成した場合）

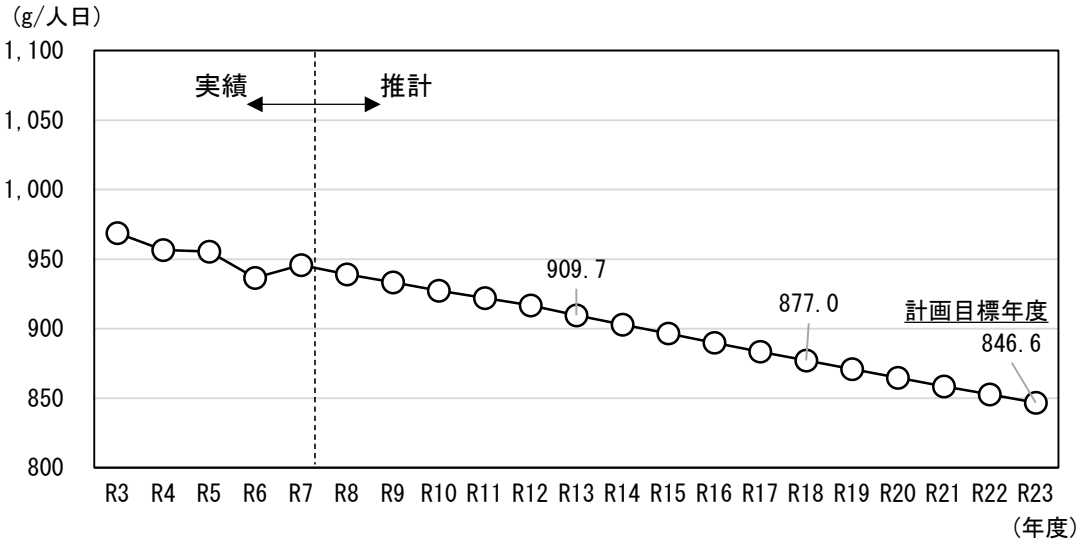



図 3-18　1 人 1 日当たりごみ排出量の推計値（目標を達成した場合）

3 ごみ排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 排出抑制に関する基本方針

本市における排出抑制に関する基本方針は以下のとおりとする。

【排出抑制に関する基本方針】

住民・事業者・行政が互いに連携し、基本方針である 3R(リデュース、リユース、リサイクル)を意識して、それぞれが役割と責任を果たしながらごみの排出抑制に取り組み、循環型社会の構築を目指す。

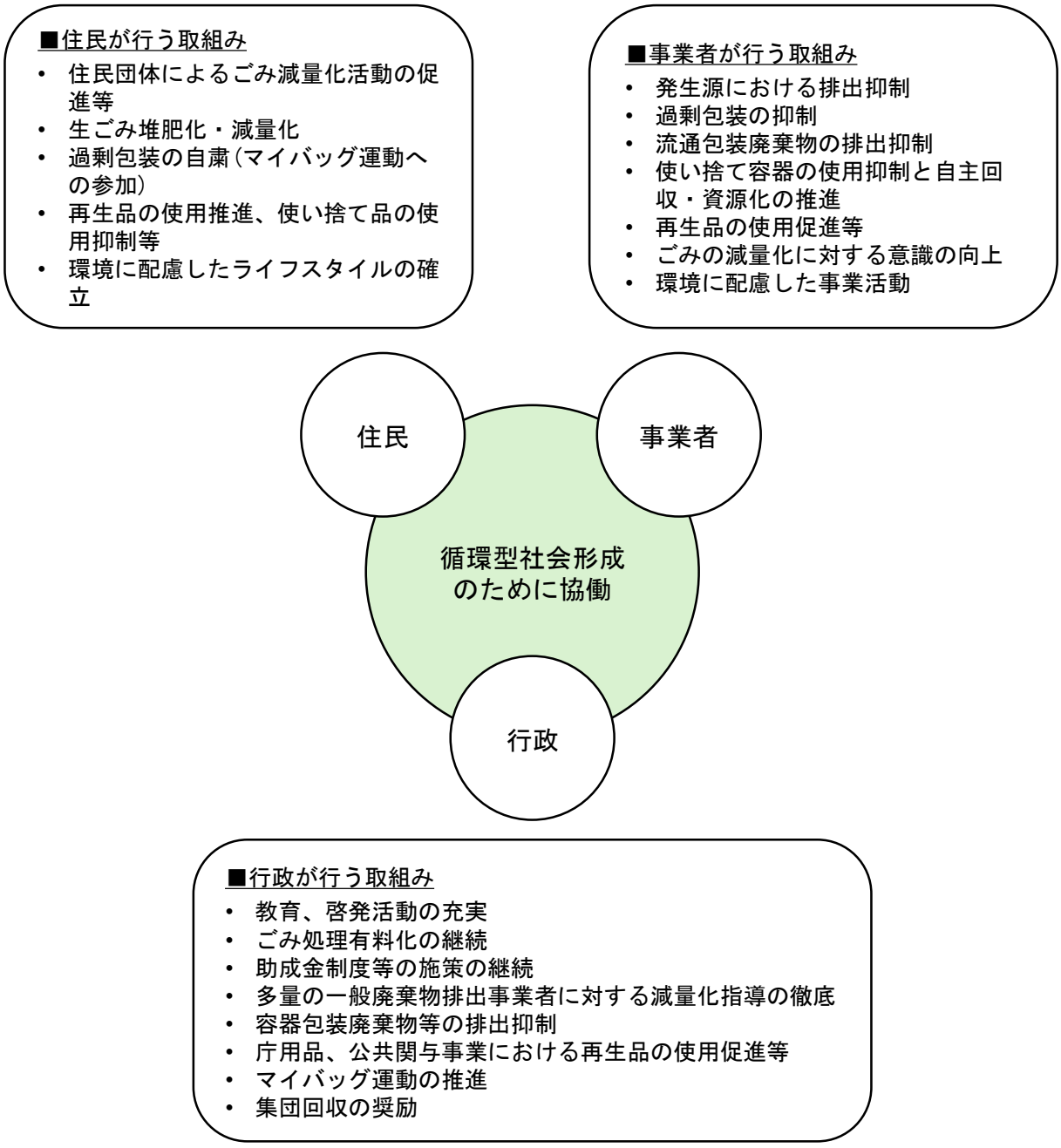



図 3-19　排出抑制に向けた住民・事業者・行政の協働のイメージ

(2) 発生抑制に向けた取り組み

ごみの減量化は、住民・事業者・行政、それぞれの役割を明確にした上で、お互いが様々な角度から連携し協力しながら取り組む必要がある。ごみの 3R 運動を効果的なものとするために、それぞれが行うごみ減量化への具体的な取り組みを以下に示す。

① 住民が行う取り組み

ア　住民団体によるごみ減量化活動の促進等

資源として再生利用できるものは、地域で行う地区別集団回収や店頭回収、民間回収ルートを積極的に利用し、本市で分別収集しているものについては、資源物として出すように努める。

また、住民団体による集団回収等はごみ減量の観点から有効であるばかりでなく、地域のコミュニティの育成にも役立つものであることから、積極的に実施する。さらに、フリーマーケットやガレージセールの場、民間団体が提供する不用品情報等を活用して家庭の不用品の売却や交換することを推進する。

イ　生ごみの減量化・堆肥化

市の清掃事業の負荷を大幅に軽減する観点から、家庭系ごみで大きな割合を占める生ごみについては、水切りの徹底による減量化や生ごみ処理容器等を活用して堆肥を作り、循環利用するなど積極的に排出抑制・資源化に努める。

ウ　過剰包装の自粛（マイバッグ運動への参加）

買物袋等のごみを減らす観点から、買物の際には、買物かご、買物袋等を持参するマイバッグ運動へ参加する。また、贈物等の際も簡易包装のものを選ぶよう配慮する。

エ　再生品の使用推進、使い捨て品の使用抑制等

再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て製品の使用を抑制する。

オ　環境に配慮したライフスタイルの確立

ごみの発生抑制のため、大量消費、大量廃棄の生活から 3R を意識し、環境に配慮した生活スタイルを心がける。

② 事業者が行う取り組み

ア　発生源における排出抑制

事業者は、製品製造過程における資源の有効利用と不良品率の低下を図ることにより、ごみの発生を抑制する。

イ　過剰包装の抑制

プラスチックトレイ等の使用を必要最小限にし、包装材料の減量化に一層の努力をする。また、マイバッグ持参運動の普及促進に積極的に協力する。

ウ　流通包装廃棄物の排出抑制

家電製品の梱包に用いられる梱包材については、その使用量を極力抑制するよう梱包方法の工夫を行うとともに、製造・流通事業者の責任において、回収・再生利用する体制を整備する。

エ　使い捨て容器の使用抑制と自主回収・資源化の推進

使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器への転換を図るとともに、資源として再生可能なものについては、自主回収・リサイクルシステムの構築を図る。

オ　再生品の使用促進等

事務用品、コピー用紙、トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努める。また、可能な限り物を無駄にしないよう努める。

カ　ごみの減量化に対する意識の向上

事業者が排出するごみの適正処理やごみの減量化への取り組みを推進するために、ごみの減量化計画等を策定し、ごみの減量化目標を設定することで、ごみ減量化に対する意識の向上を図る。

キ　環境に配慮した事業活動

事業者は、リサイクルしやすい製品や寿命の長い製品を作ることにより、環境に配慮した事業活動を実践する。

また、消費者に製品を長く使用してもらうため、情報提供を行うことで消費者の認知を高めるなど、住民が効果的に活用できるよう努力する。

③ 行政が行う取り組み

ア　教育、啓発活動の充実

住民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、関係団体と協力し、啓発が効果的なものとなるよう努める。さらに、ごみ減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において、副読本を活用した教育やごみ処理施設の見学など教育啓発活動に積極的に取り組む。

イ　ごみ処理有料化の継続

ごみ処理の有料化を継続するとともに、将来の分別区分や処理体系等の変化に応じて料金体系を検討する。

ウ　助成金制度等の施策の継続

本市で行っている電気式生ごみ処理機等購入への助成金制度を継続するとともに、制度を有効に利用してもらうための啓発活動を推進する。

エ　多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

一般廃棄物多量排出事業者に対し、減量化計画の策定指導を徹底するなど計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講ずる。

オ　容器包装廃棄物等の排出抑制

消費者、販売事業者、行政の連携・協働による地域レベルでのレジ袋の撤廃、過剰包装の抑制、リターナブルビンの利用促進に向けた方策について検討するとともに、消費者、販売事業者に対する普及、啓発に努める。

カ　庁用品、公共関与事業における再生品利用（グリーン購入）促進等

庁内で使用する事務用品などの庁用品や公共関与事業において、積極的な再生品利用（グリーン購入）を進める。

キ　マイバッグ運動の推進

関係機関と協力し、過剰包装を控え簡易包装に努めるとともに、マイバッグ運動(買物袋の持参運動)を推進する。

ク　集団回収の奨励

集団回収については、市のリサイクル事業の効率化に加え、資源回収の向上や地域の子供たちの環境教育等にもつながることから、今後も、広報等による行政支援を継続していく。

4 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

(1) 分別収集の基本方針

本市における分別収集の基本方針を以下のとおりとする。

【分別収集に関する基本方針】
マテリアルリサイクルを前提とした資源物の分別収集を行い、資源の有効利用を推進し、焼却量及び最終処分量を最小化することで、地域環境保全に貢献する。

(2) ごみの分別区分

本市では、「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月、環境省)」にて示されているごみの標準的な分別収集区分のうち、「資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス」以外はすべて分別している。

本市の資源物の分別方針は、表 3-37 に示すとおり、当面は現状区分を維持するものとする。なお、分別対象となっていない生ごみ、廃食用油等については資源化の可能性について検討する。

**表 3-37　資源対象物ごとの分別収集方針**

| 区分 | 資源対象物 | 分別収集方針 |
|---|---|---|
| 缶類 | アルミ缶・スチール缶 | 現行どおり資源物（リサイクル物）として分別収集を行い、資源化する。 |
| ビン類 | ガラスびん | |
| ペットボトル | ペットボトル | |
| 古紙 | 紙製容器包装・古紙類 | |
| 古布 | 布類 | |
| プラスチック類 | プラスチック製容器包装及びその他のプラスチック | 現行どおり資源物（プラスチック類）として分別収集を行い、資源化する。 |
| 有機物系廃棄物 | 生ごみ、廃食油・草木等 | 当面、可燃ごみとして焼却処理を行うが、資源化の可能性について検討する。 |
| 有害ごみ | 乾電池・蛍光管・体温計 | 現行どおり不燃ごみとして分別収集を行い、資源化する。 |
| 家電リサイクル法対象品目及び家庭用パソコン | | 家電リサイクル法対象品目及び家庭用パソコンは基本的に販売店やメーカー引き取りとする。ただし、家電リサイクル法対象品目については、法に基づく再商品化ができない場合は本市で戸別収集を行う。 |

資源物の分別収集方針を踏まえ、ごみの分別区分（計画）を表 3-38、処理・処分困難物等の扱いを表 3-39 に示す。

**表 3-38　ごみの分別区分（計画）**

| 区分 | ごみの種類 |
|---|---|
| 可燃ごみ | 可燃ごみ |
| 不燃ごみ | 不燃ごみ・有害ごみ（蛍光管、乾電池、体温計） |
| 粗大ごみ | 粗大ごみ |
| 資源物（リサイクル物） | 古紙（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック） |
| | 缶類（スチール缶、アルミ缶） |
| | ビン類（無色、茶色、その他色ビン） |
| | 古布 |
| | ペットボトル |
| 資源物（プラスチック類） | プラスチック（トレイ、プラスチック類、洗剤容器等） |

**表 3-39　処理・処分困難物等の扱い（計画）**

| 区分 | 扱い |
|---|---|
| 感染性一般廃棄物 | 感染性一般廃棄物は専門業者での処理・処分とする。 |
| 特定家庭用機器廃棄物 | 指定家電 4 品目 6 機器（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、販売店の引き取りとする。ただし、法に基づく再商品化ができない場合は本市で戸別収集を行い指定業者へ引き渡すものとする。 |
| 家庭用使用済みパソコン | 資源有効利用促進法に基づき、メーカー等の引き取りとする。 |
| 一時多量ごみ | 引越し等による多量のごみは、事前に豊後大野市清掃センターに連絡し、施設へ直接搬入するものとする。 |
| その他の適正処理困難物 | タイヤ等の本市が「取り扱えないごみ」として指定するものについては、専門業者での処理・処分とする。 |

5 ごみ処理の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集・運搬計画

① 収集・運搬の基本方針

本市における収集・運搬計画の基本方針を以下のとおりとする。

【収集・運搬計画に関する基本方針】

① 当面は、現状の収集・運搬体制を維持するものとし、安定かつ効率的なごみの収集・運搬体制に努め、環境美化、ごみ出しルール違反の防止等を推進するなど、住民の衛生的な生活環境の向上を図る。

② ごみの排出量の状況把握や再資源化のための分別区分の見直しなど、現状に適合した収集・運搬体制の検討を行う。

② 収集・運搬の方法

収集・運搬体制については、当面は現状体制を基本とし、処理施設の整備・更新その他の状況に応じて、安定かつ効率的な収集・運搬体制を検討するものとする。本市のごみの分別収集区分、収集・運搬の方法の計画は表 3-40 のとおりである。

家庭系ごみのうち、不燃ごみの収集回数を 3 ヶ月に 1 回から 1 ヶ月に 1 回に増やすものとする。

事業系ごみについては、分別品目は家庭系に準じるものとし、収集・運搬については、許可業者へ委託するか直接搬入を行うものとする。

**表 3-40　ごみの収集・運搬方法（計画）**

| 区分 | | 形態 | 方式 | 排出方法 | 回数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 家庭系ごみ | 可燃ごみ | 委託 | ステーション | 可燃ごみ用<br>指定袋 | 1～2 回/週 |
| | 不燃ごみ | 委託 | ステーション | 不燃ごみ用<br>指定袋 | 1 回/月 |
| | 粗大ごみ | 許可 | 戸別収集 | 許可業者に<br>直接申込 | 随時 |
| | 資源物<br>（リサイクル物） | 委託 | ステーション | コンテナ・紐結束 | 1 回/月 |
| | 資源物<br>（プラスチック類） | 委託 | ステーション | プラスチック類用<br>指定袋 | 1 回/週 |
| | 直接搬入ごみ | 個人による持ち込み | | | |
| 事業系ごみ | | 事業者による持ち込み<br>（事業者自ら搬入できない場合は本市の許可業者） | | | |

表 3-41　ごみ処理手数料の概要（計画）

| 区分 | 概要 |
|---|---|
| 家庭系ごみ | 指定袋による従量制で徴収（資源物（リサイクル物）は無料） |
| 事業系ごみ | ごみ量による従量制で徴収 |
| 直接搬入ごみ | ごみ量による従量制で徴収 |

表 3-42　収集・運搬機材

| 形態 | 対象ごみ | 収集車の種類・台数 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 直営 | 可燃物 | 4t 車 6 台<br>2t 車 1 台 | 8 台<br>(28t) |
| | 不燃・粗大 | 2t 車 1 台 | |
| 委託 | 資源物（リサイクル物） | 3t 車 2 台<br>2t 車 2 台 | 7 台<br>(16t) |
| | 資源物（プラスチック類） | 2t 車 3 台 | |
| 許可 | 粗大ごみ・一時多量ごみ | 許可業者の車両とする。 | |

③ 収集・運搬の対象及び量の見込み

収集・運搬量の見込みを表 3-43 に示す。

本市において、収集・運搬を行う対象は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物（リサイクル物）、資源物（プラスチック類）とする。

表 3-43　収集・運搬量の見込み（目標を達成した場合）

| 項目 | 単位 | R7<br>(現状) | R13<br>(推計) | R18<br>(推計) | R23<br>(推計) |
|---|---|---|---|---|---|
| 可燃ごみ | t/年 | 4,052 | 3,428 | 3,018 | 2,650 |
| 不燃ごみ | t/年 | 70 | 64 | 60 | 57 |
| 粗大ごみ | t/年 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資源物（リサイクル物） | t/年 | 1,122 | 1,103 | 1,102 | 1,100 |
| 資源物（プラスチック類） | t/年 | 191 | 174 | 165 | 156 |
| 合計 | t/年 | 5,434 | 4,769 | 4,345 | 3,963 |

④ 収集・運搬に関する施策

ア　収集・運搬システムの円滑な運営及び維持管理

（ア）収集体制

現在、収集・運搬は本市が主体となり実施しているが、定期的に収集・運搬方法について、費用、排出状況、収集状況等の検証を行い、処理施設の整備・更新等の状況に応じて、より効率的な収集・運搬方法を検討する。

（イ）分別区分及び頻度

家庭系ごみの分別区分及び収集頻度は、当面は現行体制を継続するものとする。ただし、減量化・資源化を推進するために、地域の実情を踏まえつつ、分別収集区分の見直しを検討していく。

事業系ごみの分別区分は、家庭系ごみに準じて分別し、排出については収集を許可業者に委託、市の委託による収集・運搬又は直接搬入を行うものとする。

（ウ）適正排出・分別の徹底

家庭系ごみについては、分別排出等のルールを徹底するため、排出抑制・分別排出に関する指導を強化する。また、新規転入者には、市役所の窓口などで分別排出について周知徹底を図っていく。

事業系ごみについては、事業者及び許可業者への資源物の分別排出の徹底についての周知、分別排出状況の監視指導等を強化していく。

（エ）適正処理困難物

本市では、本市施設で適正な処理が困難であるために指定する品目を定めている。適正処理困難物については、処理専門業者により処理することとしており、本市では排出者である住民に対して引き取り等の主旨、ルール等を徹底してもらい、適正処理を推進していく。

（オ）家電リサイクル法、資源有効利用促進法等への対応

家電リサイクル法、資源有効利用促進法等の対象となるものは、基本的には本市では受け入れないため、それぞれの法律に基づき、自主回収・再資源化業者（メーカー等）、販売店、消費者がそれぞれの役割を果たしながらリサイクルを行っていく。また、本市では、消費者、小売業者、製造業者に対し、リサイクル推進への協力を要請、指導、情報発信を行っていく。

ただし、特定家庭用機器廃棄物について、法に基づく再商品化ができない場合は清掃センターへの持ち込みにより指定業者へ引き渡すものとする。

イ　収集・運搬の効率化

減量化・資源化施策の実施や分別区分の変更によるごみ量の推移、最新の収集・運搬に関する技術動向を把握しながら、ごみの排出状況や分別区分等に応じた車両・機材整備について、効率的な実施体制の構築を図る。

(2) 中間処理計画

① 中間処理に関する基本方針

本市における中間処理の基本方針を以下のとおりとする。

【最終処分に関する基本方針】
① 長期的な視点からの生活環境の保全を確保するため、ごみの適正な処理と再資源化を促進し、中間処理施設の維持管理及び公害防止対策に努める。

② 中間処理する対象物

中間処理する対象物は、家庭及び事業所から排出された一般廃棄物とし、特別管理一般廃棄物（本市の中間処理過程で発生するものは除く）、本市が定める適正処理困難物、家電リサイクル法、資源有効利用促進法等で規定されている特定品目については、本市では処理を行わない。なお、処理対象物については、今後の法改正などに応じて適時、見直しを図るものとする。

③ 中間処理の方法及び量の見込み

中間処理の方法を表 3-44、中間処理量の見込みを表 3-45、総資源化量及びリサイクル率の見込みを表 3-46 に示す。

中間処理については、当面、みどりの森環境センター、本市の粗大ごみ処理施設、資源化施設で処理を行っていく。粗大ごみ処理施設及び資源化施設については、日常の適正な運転管理と定期修繕及び延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図るものとする。

**表 3-44 中間処理の方法**

| 施設名称 | 処理・処分対象物 |
|---|---|
| みどりの森環境センター（大分市） | 可燃ごみ、豊後大野市清掃センターからの可燃残渣 |
| 豊後大野市清掃センター（粗大ごみ処理施設） | 不燃ごみ、粗大ごみ |
| 豊後大野市清掃センター（資源化施設） | 不燃ごみ、粗大ごみ、資源物 |

表 3-45　中間処理量の見込み（目標を達成した場合）

| 項目 | 単位 | R7（現状） | R13（推計） | R18（推計） | R23（推計） |
|---|---|---|---|---|---|
| 焼却処理量 | t/年 | 9,112 | 7,943 | 7,152 | 6,440 |
| 直接焼却量 | t/年 | 8,404 | 7,347 | 6,599 | 5,901 |
| 可燃残渣（中間処理後） | t/年 | 708 | 596 | 553 | 539 |
| 破砕・選別量 | t/年 | 1,289 | 1,088 | 1,012 | 988 |
| 粗大ごみ処理施設 | t/年 | 690 | 522 | 457 | 438 |
| 資源化施設 | t/年 | 599 | 566 | 555 | 550 |
| 合計 | t/年 | 10,401 | 9,031 | 8,164 | 7,428 |

表 3-46　総資源化量及びリサイクル率の見込み（目標を達成した場合）

| 項目 | 単位 | R7（現状） | R13（推計） | R18（推計） | R23（推計） |
|---|---|---|---|---|---|
| 総資源化量 | t/年 | 1,332 | 1,843 | 1,750 | 1,675 |
| 焼却残渣（焼却灰、飛灰） | t/年 | － | 584 | 526 | 474 |
| 紙類 | t/年 | 468 | 456 | 448 | 440 |
| 金属類 | t/年 | 224 | 182 | 166 | 161 |
| ガラス類 | t/年 | 203 | 198 | 195 | 191 |
| ペットボトル | t/年 | 90 | 85 | 83 | 83 |
| プラスチック類 | t/年 | 195 | 190 | 187 | 184 |
| 古布 | t/年 | 142 | 139 | 136 | 134 |
| 小型家電製品 | t/年 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 乾電池・蛍光管 | t/年 | 7 | 7 | 7 | 6 |
| ごみ総排出量 | t/年 | 10,671 | 9,387 | 8,547 | 7,808 |
| リサイクル率 | % | 12.5% | 19.6% | 20.5% | 21.5% |

④ 中間処理に関する施策

ア　資源化・適正処理の実施

可燃ごみは、みどりの森環境センターへの処理委託、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物は破砕・選別等による資源化・適正処理を実施する。なお、資源物（プラスチック類）については、これまで日本容器包装リサイクル協会が指定する事業者に委託していたが、令和８年４月から環境省の認定（プラスチック資源循環促進法第 33 条の認定）を受けた事業者への委託に変更している。

また、今後も継続利用する粗大ごみ処理施設及び資源化施設については、施設の維持管理、運転管理の適正化に努めながら、公害防止対策に努める。

イ　豊後大野市清掃センター（粗大ごみ処理施設及び資源化施設）の延命化

今後も継続して稼働させる粗大ごみ処理施設及び資源化施設を対象に、延命化を図るため、近年中に主要設備の改良等を実施する方向で検討する。

ウ　在宅医療にともない家庭から排出される廃棄物の適正処理

本市では、医療機関等と連携し、在宅医療にともない家庭から排出される廃棄物の取り扱いについて、分別方法や排出ルール及び回収方法など、安全な処理体制を構築しているため、本市では適正な分別排出がなされるよう、住民への普及啓発を行う。

(3) 最終処分計画

① 最終処分に関する基本方針

本市における最終処分の基本方針を以下のとおりとする。

【最終処分に関する基本方針】

① 最終処分については、当面は民間事業者へ委託処分する現行体制を維持することで適正処分を行う。

② 旧東部埋立処分施設の浸出水処理については、今後も現行体制を維持する。

② 最終処分する対象物

最終処分する対象物は、粗大ごみ処理施設及び資源化施設での処理後に発生する不燃残渣とする。

③ 最終処分の方法及び量の見込み

最終処分量の見込みを表 3-47 に示す。

本市における最終処分は、本市の最終処分場が埋立完了しているため処分委託をしている。

**表 3-47 最終処分量の見込み（目標を達成した場合）**

| 項目 | 単位 | R7<br>（現状） | R13<br>（推計） | R18<br>（推計） | R23<br>（推計） |
|---|---|---|---|---|---|
| 焼却残渣（飛灰固化物）※ | t/年 | 670 | － | － | － |
| 不燃残渣（中間処理後） | t/年 | 388 | 315 | 287 | 278 |
| 合計 | t/年 | 1,058 | 315 | 287 | 278 |
| 最終処分率 | % | 9.9% | 3.4% | 3.4% | 3.6% |

※みどりの森環境センターへ移行するまでは、焼却残渣として飛灰固化物が発生するが、移行後は、みどりの森環境センターから発生する焼却残渣（焼却灰、飛灰）は全量資源化される。

④ 最終処分に関する施策

ア　ごみの排出抑制の徹底

不燃残渣等の最終処分量を削減するため、ごみの排出抑制を徹底する。

イ　最終処分ルートの円滑な運営及び管理の維持

最終処分については、最終処分ルートの円滑な運営及び管理の維持に努める。

本市では、当面は最終処分場の確保が難しいことから、引き続き、現行体制どおり民間事業者への委託処分を実施する。

ウ　旧東部埋立処分施設の浸出水処理の継続

旧東部埋立処分施設の浸出水は、豊後大野市清掃センター（焼却施設）の稼働終了に伴い、冷却水としての再利用は終了するが、引き続き浸出水処理施設において適正な浄化処理を行い、環境基準を満たした上で安全に放流（排出）する。

エ　新たな最終処分体制の検討

本市は現在、埋立可能な最終処分場を有しておらず、中間処理において排出された焼却残渣（飛灰固化物）及び処理後の不燃残渣は民間処分業者へ全量処分委託しているが、委託先の最終処分場は令和 19 年 3 月に埋立完了となるため、最終処分体制について検討を進める。

6 ごみ処理施設の整備に関する事項

(1) 粗大ごみ処理施設及び資源化施設の延命化

今後も継続して稼働させる粗大ごみ処理施設及び資源化施設を対象に、延命化を図るため、近年中に主要設備の改良等を実施する方向で検討する。

(2) 豊後大野市清掃センター（焼却施設）の有効活用

令和 9 年度以降、可燃ごみはみどりの森環境センターにて委託処理することとなるが、焼却施設は粗大ごみ処理施設及び資源化施設と一体となった施設であることから、当面、施設の解体は実施しない。大規模災害時におけるごみの一時集積など、焼却施設の有効活用について継続して検討する。

## 7 非常災害時におけるごみの処理及び施設整備に関する事項

### (1) 災害廃棄物処理計画の整備と事前準備の強化

非常災害時における一般廃棄物（災害廃棄物を含む）の適正な処理を円滑に実施するため、豊後大野市災害廃棄物処理計画の定期的な見直しを行う。仮置き場候補地の事前選定や災害廃棄物発生量の推計をはじめ、避難所ごみや生活ごみ、汲み取りし尿及び仮設トイレ等の緊急収集・処理体制をあらかじめ明確化し、平時からの備えを推進する。

### (2) 防災協定の締結と広域・民間連携の推進

災害廃棄物の適正かつ迅速な収集・運搬・処分に向けて、大分県や他市町村との広域的な連携体制や専門人材の派遣支援スキームを構築し、発災時の受託・再委託・再々委託等の連携ルートを円滑に運用できる体制を確保する。また、一般廃棄物処理業者や産業廃棄物処理業者、各種建設・処理関連団体等との災害支援協定の締結及び連携強化について検討する。

### (3) 仮置き場の選定・適正管理と受入最終処分場の確保

地域バランスや搬入利便性を配慮した仮置き場候補地を事前確保し、開設時には分別の徹底、安全管理、害虫・悪臭対策及び不法投棄防止措置等を講じて衛生的に運営する。また、処理の停滞を防ぐため、民間の最終処分場等を「非常災害廃棄物最終処分場」として活用・確保する取り組みを含め、埋立処分の受入先を平時から多角的に検討する。

### (4) 既存施設の有効活用と防災機能の向上

豊後大野市清掃センター（焼却施設）について、非常災害時におけるごみの一時集積所としての有効活用を検討する。また、継続利用する粗大ごみ処理施設、資源化施設の計画的な維持修繕や長寿命化・防災対策を推進し、災害時にも機能を維持・回復できる施設整備を推進する。

8 その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 廃棄物減量等推進審議会及び環境衛生指導員

ごみ処理は、快適な日常生活を続ける上で必要不可欠なものであり、ごみ処理事業を推進していくためには住民の協力が不可欠である。このため、住民との意思疎通、情報の共有を図ることで、相互の理解を深め、協力体制を構築していく必要がある。既存のネットワークを利用するなどし、市側から住民への広報・啓発を積極的に推進する。

(2) 事業者の協力

製造事業者による自主回収ルートの確立、ごみにならない容器の利用促進及び適正処理困難物等の処理施設整備が促進されるよう関係機関に要請を行う。

(3) 不適正処理、不法投棄対策

本市では環境衛生指導員によるパトロール活動や指導等を実施している。今後も、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向けて、定期的な監視パトロールや啓発を強化・継続する。

(4) その他（一般廃棄物の処理計画の点検、見直し、評価）

本計画は、Plan（計画の策定)、Do（実行)、Check（評価)、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、各施策や目標の進捗状況について、定期的な検証と継続的な改善を図る。

また、評価を踏まえて概ね5 年ごと、又は、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、本計画の見直しを行う。

# 第4章　生活排水処理基本計画

## 第1節　生活排水の処理の現状と課題

1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理体系

計画対象区域の生活排水の処理体系を図 4-1 に示す。

計画対象区域の生活排水処理は、「下水道」、「農業集落排水施設」、「合併処理浄化槽」、「単独処理浄化槽」で、し尿等の処理については「豊後大野市白鹿浄化センター」（以下「白鹿浄化センター」という）で行っている。

なお、白鹿浄化センターでは、くみ取りし尿のほかに浄化槽（合併、単独）及び農業集落排水施設から排出される汚泥を処理している。

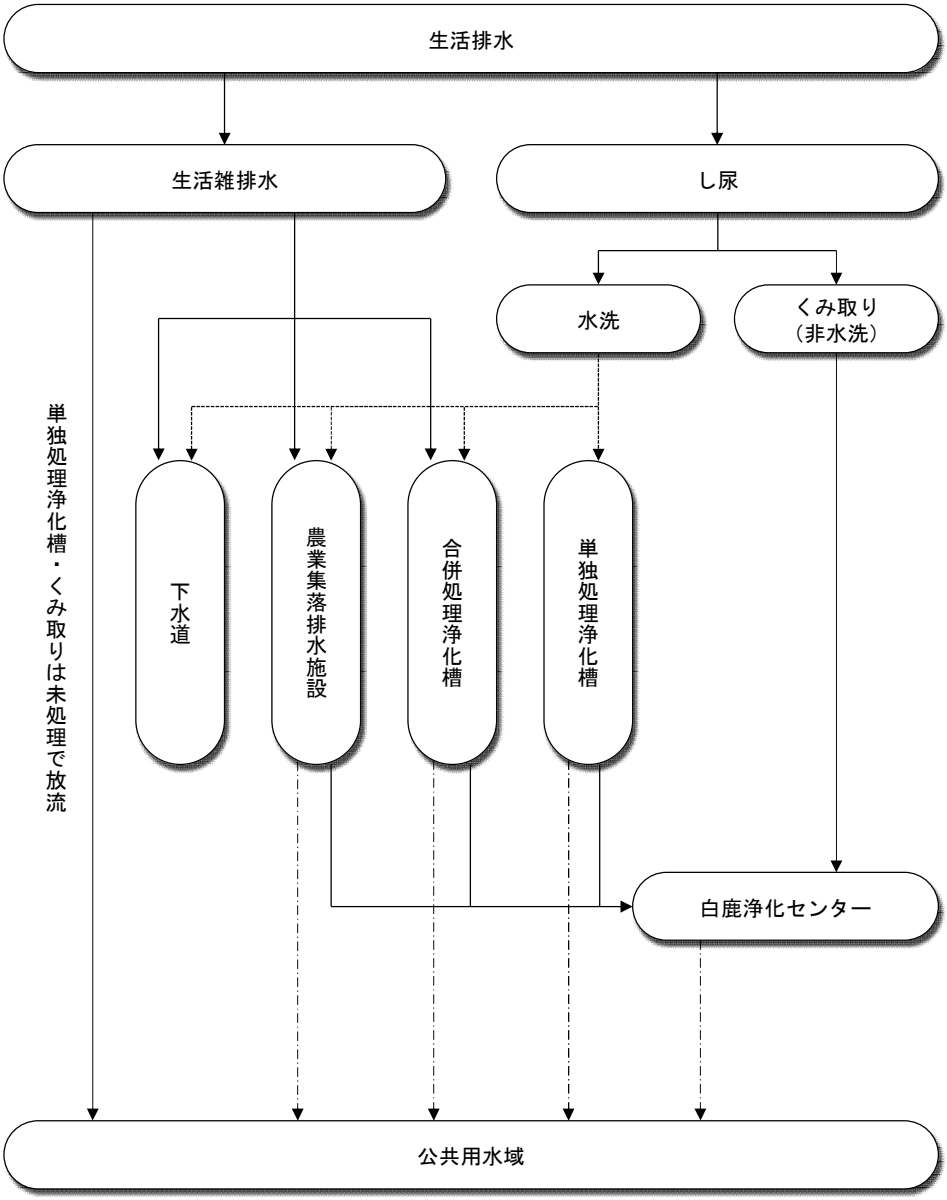



図 4-1　生活排水の処理体系

(2) 生活排水処理形態別人口の推移

生活排水処理形態別人口の実績を表 4-1 及び図 4-2 に示す。

令和 7 年度の生活排水処理形態別人口は、水洗化・生活雑排水処理人口(汚水衛生処理人口)が 25,591 人、水洗化・生活雑排水未処理人口が 4,752 人、非水洗化人口が 6,841 人となっており、汚水衛生処理率は 68.8%となっている。

**表 4-1 生活排水処理形態別人口の実績（計画対象区域）**

| 項目 | | | | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人口 | | | | 人 | 40,780 | 39,950 | 39,093 | 38,129 | 37,184 |
| 生活排水処理形態別人口 | 計画処理区域内人口 | | | 人 | 40,780 | 39,950 | 39,093 | 38,129 | 37,184 |
| | | 水洗化・生活雑排水処理人口 | | 人 | 25,135 | 25,829 | 25,749 | 25,766 | 25,591 |
| | | | 下水道人口 | 人 | 2,410 | 2,407 | 2,409 | 2,370 | 2,372 |
| | | | 農業集落排水施設人口 | 人 | 2,876 | 2,817 | 2,752 | 2,715 | 2,627 |
| | | | 合併処理浄化槽人口 | 人 | 19,849 | 20,605 | 20,588 | 20,681 | 20,592 |
| | | | コミュニティ・プラント人口 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽人口) | | 人 | 7,014 | 6,071 | 5,546 | 5,084 | 4,752 |
| | | 非水洗化人口 | | 人 | 8,631 | 8,050 | 7,798 | 7,279 | 6,841 |
| | 計画処理区域外人口 | | | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 汚水衛生処理率 | | | | % | 61.6 | 64.7 | 65.9 | 67.6 | 68.8 |

※行政区域内人口は各年度末。生活排水処理形態別人口は、一般廃棄物処理実態調査（環境省）の数値を各年度末人口に見直した数値。
※汚水衛生処理率(%)＝水洗化・生活雑排水処理人口(人)÷人口(人)

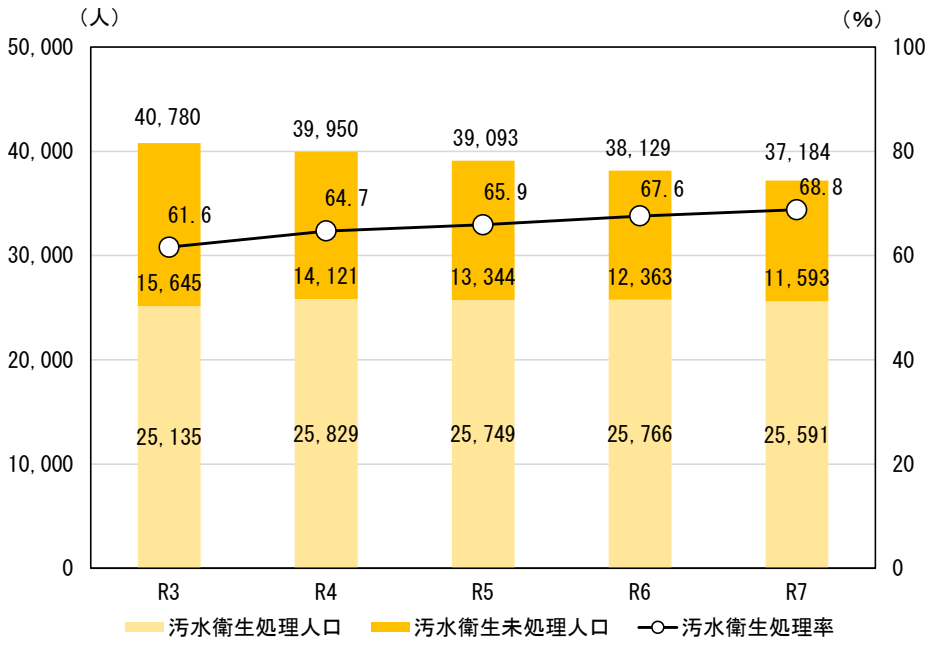



**図 4-2 生活排水処理形態別人口の実績（計画対象区域）**

表 4-2　生活排水処理形態別人口の実績（本市）

| 項目 | | | | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人口 | | | | 人 | 33,821 | 33,156 | 32,452 | 31,708 | 30,909 |
| 生活排水処理形態別人口 | 計画処理区域内人口 | | | 人 | 33,821 | 33,156 | 32,452 | 31,708 | 30,909 |
| | | 水洗化・生活雑排水処理人口 | | 人 | 22,216 | 22,916 | 22,807 | 22,788 | 22,557 |
| | | | 下水道人口 | 人 | 996 | 998 | 995 | 970 | 968 |
| | | | 農業集落排水施設人口 | 人 | 2,515 | 2,460 | 2,397 | 2,378 | 2,297 |
| | | | 合併処理浄化槽人口 | 人 | 18,705 | 19,458 | 19,415 | 19,440 | 19,292 |
| | | | コミュニティ・プラント人口 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口） | | 人 | 4,688 | 4,021 | 3,773 | 3,476 | 3,238 |
| | | 非水洗化人口 | | 人 | 6,917 | 6,219 | 5,872 | 5,444 | 5,114 |
| | 計画処理区域外人口 | | | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 汚水衛生処理率 | | | | % | 65.7 | 69.1 | 70.3 | 71.9 | 73.0 |

※行政区域内人口は各年度末。生活排水処理形態別人口は、一般廃棄物処理実態調査（環境省）の数値を各年度末人口に見直した数値。
※汚水衛生処理率(%)＝水洗化・生活雑排水処理人口(人)÷人口(人)

表 4-3　生活排水処理形態別人口の実績（野津処理区）

| 項目 | | | | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人口 | | | | 人 | 6,959 | 6,794 | 6,641 | 6,421 | 6,275 |
| 生活排水処理形態別人口 | 計画処理区域内人口 | | | 人 | 6,959 | 6,794 | 6,641 | 6,421 | 6,275 |
| | | 水洗化・生活雑排水処理人口 | | 人 | 2,919 | 2,913 | 2,942 | 2,978 | 3,034 |
| | | | 下水道人口 | 人 | 1,414 | 1,409 | 1,414 | 1,400 | 1,404 |
| | | | 農業集落排水施設人口 | 人 | 361 | 357 | 355 | 337 | 330 |
| | | | 合併処理浄化槽人口 | 人 | 1,144 | 1,147 | 1,173 | 1,241 | 1,300 |
| | | | コミュニティ・プラント人口 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口） | | 人 | 2,325 | 2,050 | 1,773 | 1,608 | 1,514 |
| | | 非水洗化人口 | | 人 | 1,714 | 1,831 | 1,926 | 1,835 | 1,727 |
| | 計画処理区域外人口 | | | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 汚水衛生処理率 | | | | % | 41.9 | 42.9 | 44.3 | 46.4 | 48.4 |

※行政区域内人口は各年度末。生活排水処理形態別人口は、一般廃棄物処理実態調査（環境省）の数値を各年度末人口に見直した数値。
※汚水衛生処理率(%)＝水洗化・生活雑排水処理人口(人)÷人口(人)

(3) 生活排水処理施設（し尿処理施設含む）の現状

① 下水道

下水道整備計画の概要を表 4-4 に示す。

**表 4-4　下水道整備計画の概要**

| 項目 | 本市 | 野津処理区 |
|---|---|---|
| 事業名 | 特定環境保全公共下水道事業 | 特定環境保全公共下水道事業 |
| 処理区域 | 田中処理区 | 野津処理区 |
| 計画処理区域面積 | 76.67ha | 134ha |
| 計画処理人口 | 1,600 人 | 2,000 人 |
| 供用開始年月 | 平成 12 年 3 月 | 平成 13 年 3 月 |

② 農業集落排水処理施設

農業集落排水施設の整備計画の概要を表 4-5 に示す。

**表 4-5　農業集落排水施設の整備計画概要**

| 項目 | 処理区域 | 計画処理区域面積 (ha) | 計画処理人口 (人) | 供用開始時期 |
|---|---|---|---|---|
| 本市 | 馬場処理区 | 44.0 | 2,800 | 平成 2 年 1 月 |
| | 中央処理区 | 22.0 | 830 | 平成 2 年 7 月 |
| | 原尻処理区 | 9.0 | 199 | 平成 10 年 4 月 |
| | 知田処理区 | 6.0 | 185 | 平成 10 年 4 月 |
| | 上田原処理区 | 9.2 | 300 | 平成 13 年 4 月 |
| | 井上処理区 | 8.5 | 310 | 平成 16 年 4 月 |
| | 馬場処理区増設分 | ― | 450 | 平成 16 年 4 月 |
| | 合計 | 151.2 | 6,264 | ― |
| 野津処理区 | 王子地区 | 25 | 710 | 平成 11 年度 |

③ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の設置基数実績を表 4-6 に示す。

本市では、合併処理浄化槽の設置について、補助金の交付により普及促進している。

また、浄化槽設置整備事業として個人設置型及び市町村設置型（緒方町区域）により実施してきたが、平成 21 年 4 月より市町村設置型による新たな浄化槽の設置は廃止し、個人設置型による整備のみを実施するものとした。なお、これまで整備してきた市町村設置型浄化槽の維持・管理については本市で実施していくものとした。

野津処理区については、臼杵市の整備計画により事業を進めている。

**表 4-6　合併処理浄化槽の設置基数実績（本市）**

| 項目 | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 新規設置基数 | 基 | 304 | 287 | 219 | 204 | 162 |
| 設置済基数 | 基 | 5,808 | 6,197 | 6,156 | 6,434 | 6,493 |

※新規設置基数は全て個人設置型

④ 汚泥処理センター（し尿処理施設）

計画対象区域で排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、本市の白鹿浄化センターにて処理している。

白鹿浄化センターの概要を表 4-7 に示す。

**表 4-7　汚泥再生処理センター（し尿処理施設）の概要**

| | | |
|---|---|---|
| 施設名称 | 豊後大野市白鹿浄化センター | |
| 施設所在地 | 大分県豊後大野市千歳町柴山 2199 番地 | |
| 事業主体 | 豊後大野市 | |
| 着工・竣工 | 着工：平成 13 年 3 月、竣工：平成 15 年 4 月 | |
| 処理方式 | 膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理<br>〔受入・貯留設備〕－スクリーン（細目）＋スクリュープレス<br>〔主処理設備〕－膜分離高負荷脱窒素処理方式<br>〔高度処理設備〕－凝集膜分離＋活性炭吸着<br>〔汚泥処理設備〕－脱水＋堆肥化<br>〔脱臭設備〕－高・中濃度臭気<br>生物脱臭＋薬液洗浄＋活性炭吸着<br>低濃度臭気：活性炭吸着 | |
| 処理能力 | 80kL/日（し尿：27kL/日、浄化槽汚泥：53kL/日）、生ごみ 1t/日 | |
| 処理水放流先 | 河川（大野川） | |
| 放流水排出基準 | pH | 5.8～8.6 以下 |
| | BOD | 20 mg/L 以下 |
| | COD | 45 mg/L 以下 |
| | SS | 70 mg/L 以下 |
| | T-N | 120 mg/L 以下 |
| | T-P | 16 mg/L 以下 |
| | 透視度 | 30 度以下 |
| | 大腸菌群数 | 800CFL/㎤以下 |
| 公害防止基準 | ・ばい煙、騒音、振動、悪臭については公害防止基準値以下の排出基準値とする。<br>・ダイオキシン類：5.0ng/㎥以下 | |

(4) し尿等の処理の実績

① し尿等の処理の流れ

令和７年度における計画対象区域の生活排水処理の流れを図 4-3 に示す。

くみ取られたし尿及び浄化槽から引き抜かれる汚泥等は、白鹿浄化センターで処理しており、し尿等の処理により発生したし渣は、豊後大野市清掃センター内の焼却施設で焼却処理している。

また、汚泥は脱水・乾燥後、発酵させ堆肥化を行っている。

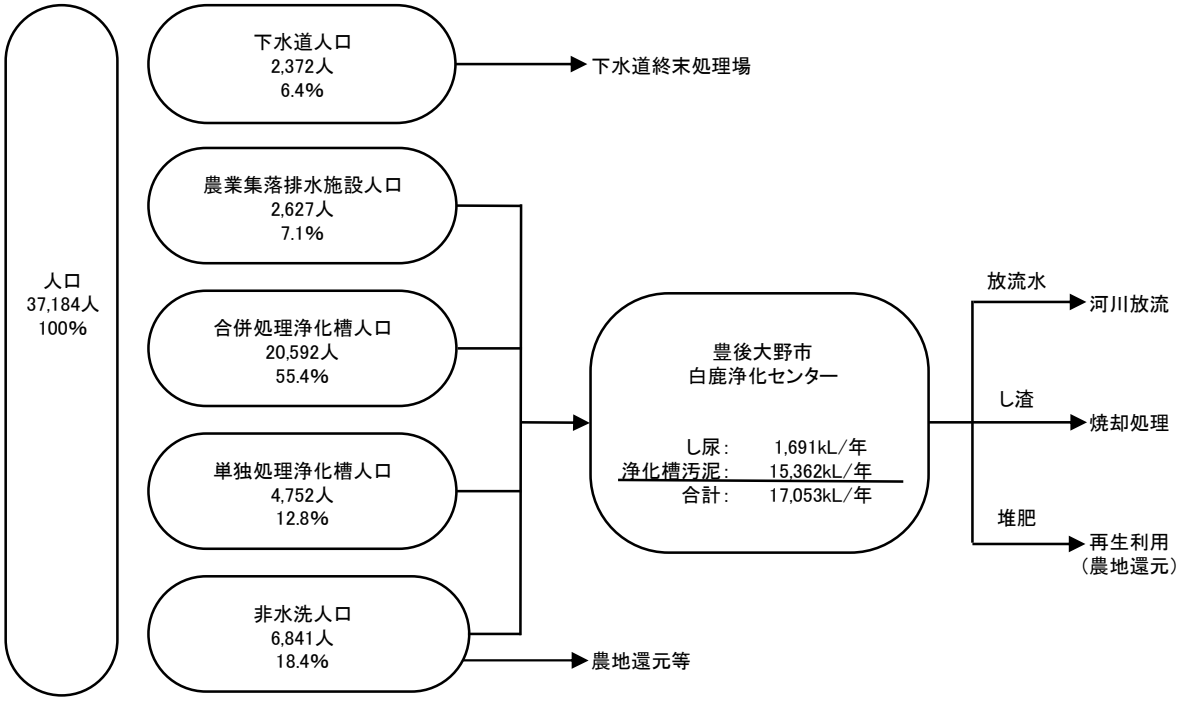



**図 4-3　生活排水処理の流れ（令和７年度）**

② し尿等の収集・運搬の現状

計画対象区域のし尿等の搬入量実績を表 4-8 及び図 4-4 に示す。

し尿等の搬入量実績は、令和６年度までは減少傾向にあったものの、令和７年度のし尿量は 1,652kL/年、浄化槽汚泥量は 15,032kL/年と前年度と比較して汚泥量が増加している。また、表 4-9 に示すとおり、計画対象区域の収集・運搬は許可業者１ 社で行っている。

表 4-8　し尿等の搬入量実績

| 項目 | | | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年間量 | 本市 | し尿 | kL/年 | 1,860 | 1,779 | 1,644 | 1,544 | 1,442 |
| | | 浄化槽汚泥 | kL/年 | 13,269 | 13,044 | 13,197 | 13,078 | 13,922 |
| | | 合計 | kL/年 | 15,129 | 14,824 | 14,841 | 14,622 | 15,364 |
| | 野津処理区 | し尿 | kL/年 | 296 | 294 | 285 | 265 | 210 |
| | | 浄化槽汚泥 | kL/年 | 1,506 | 1,613 | 1,534 | 1,458 | 1,110 |
| | | 合計 | kL/年 | 1,802 | 1,907 | 1,819 | 1,723 | 1,320 |
| | 計画対象区域 | し尿 | kL/年 | 2,156 | 2,073 | 1,929 | 1,809 | 1,652 |
| | | 浄化槽汚泥 | kL/年 | 14,775 | 14,657 | 14,731 | 14,536 | 15,032 |
| | | 合計 | kL/年 | 16,931 | 16,731 | 16,660 | 16,345 | 16,684 |
| 日量 | | し尿 | kL/日 | 5.9 | 5.7 | 5.3 | 5.0 | 4.5 |
| | | 浄化槽汚泥 | kL/日 | 40.5 | 40.2 | 40.2 | 39.8 | 41.2 |
| | | 合計 | kL/日 | 46.4 | 45.8 | 45.5 | 44.8 | 45.7 |
| 原単位 | | し尿 | L/人日 | 0.68 | 0.71 | 0.68 | 0.68 | 0.66 |
| | | 浄化槽汚泥 | L/人日 | 1.36 | 1.36 | 1.39 | 1.40 | 1.47 |
| | | 合計 | L/人日 | 2.05 | 2.07 | 2.07 | 2.08 | 2.13 |

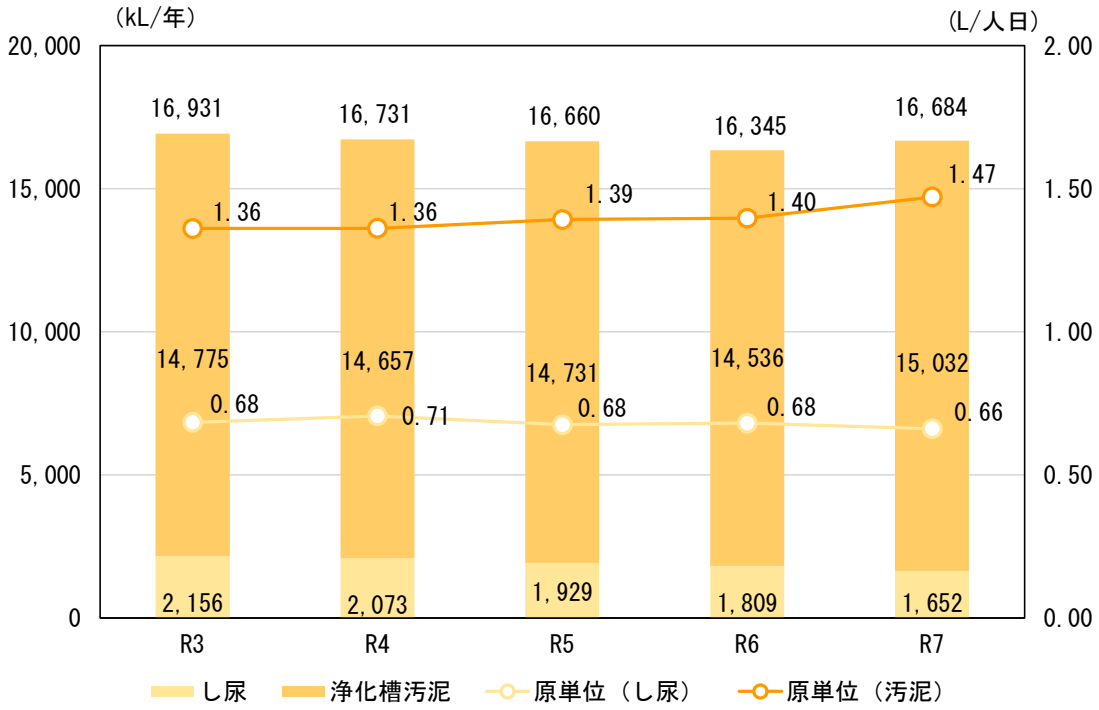



図 4-4　し尿等の搬入量実績

表 4-9　し尿等の収集・運搬体制

| 項目 | 概要 |
|---|---|
| 収集区域 | 計画対象区域内全域 |
| 台数 | バキューム車 5 台（積載量 18kL） |
| 業者数 | 1 業者 |
| 形態 | 許可 |
| 収集頻度 | 随時 |

③ し尿等の処理・処分の現状

ア　処理の状況

白鹿浄化センターのし尿等の処理実績を表 4-10 に示す。処理量は令和 7 年度で、し尿処理量 4.5kL/日、浄化槽汚泥量 41.2kL/日で合計 45.7kL/日となっている。

また、月変動係数の実績を表 4-11 及び図 4-5 に示す。白鹿浄化センターに搬入されるし尿及び浄化槽汚泥量の過去 3 年間の月変動係数をみると、各年度ともほぼ同様な傾向を示しており、過去 3 年間の月最大変動係数の平均は 1.12 となっている。（「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（社）全国都市清掃会議」における月最大変動係数の標準値＝1.15）

表 4-10　し尿等の処理量実績

| 項目 | | | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 処理量 | 年間量 | し尿 | kL/年 | 2,156 | 2,073 | 1,929 | 1,809 | 1,652 |
| | | 浄化槽汚泥 | kL/年 | 14,775 | 14,657 | 14,731 | 14,536 | 15,032 |
| | | 合計 | kL/年 | 16,931 | 16,731 | 16,660 | 16,345 | 16,684 |
| | 日量 | し尿 | kL/日 | 5.9 | 5.7 | 5.3 | 5.0 | 4.5 |
| | | 浄化槽汚泥 | kL/日 | 40.5 | 40.2 | 40.2 | 39.8 | 41.2 |
| | | 合計 | kL/日 | 46.4 | 45.9 | 45.5 | 44.8 | 45.7 |

表 4-11　し尿処理量の月変動係数の実績

| 項目 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|
| 4 月 | 0.95 | 0.94 | 0.98 |
| 5 月 | 1.01 | 0.96 | 0.94 |
| 6 月 | 1.10 | 1.13 | 1.06 |
| 7 月 | 1.01 | 1.00 | 1.06 |
| 8 月 | 0.96 | 0.92 | 0.85 |
| 9 月 | 0.98 | 1.00 | 1.06 |
| 10 月 | 1.05 | 0.97 | 0.98 |
| 11 月 | 0.99 | 0.98 | 0.91 |
| 12 月 | 1.00 | 1.02 | 1.04 |
| 1 月 | 0.83 | 0.86 | 0.89 |
| 2 月 | 1.09 | 1.11 | 1.10 |
| 3 月 | 1.05 | 1.12 | 1.14 |
| 月最大変動係数 | 1.10 | 1.13 | 1.14 |
| 月最大変動係数の平均 | | | 1.12 |

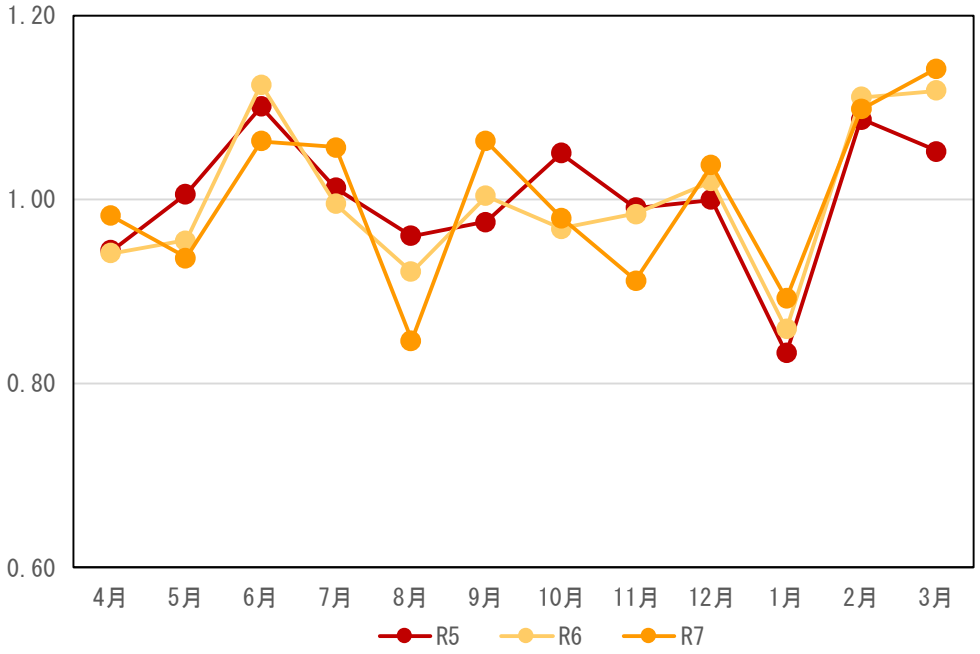



図 4-5　し尿処理量の月変動係数の実績

イ　維持管理状況

（ア）搬入し尿等の性状

白鹿浄化センターに搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の性状分析結果を表 4-12 に示す。

**表 4-12　搬入し尿等性状分析結果**

| 項目 | 単位 | し尿 | | 浄化槽汚泥 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 計画値 | 分析値 | 計画値 | 分析値 |
| BOD | mg/L | 11,000 | 6,800 | 3,500 | 1,400 |
| COD | mg/L | 6,500 | 3,100 | 3,000 | 1,900 |
| SS | mg/L | 14,000 | 4,800 | 7,800 | 9,600 |
| T-N | mg/L | 4,200 | 1,500 | 700 | 280 |
| T-P | mg/L | 480 | 170 | 110 | 47 |
| $Cl^-$ | mg/L | 3,200 | 960 | 200 | 45 |

※豊後大野市白鹿浄化センター精密機能検査委託業務報告書（令和 6 年 12 月）

（イ）放流水質

白鹿浄化センターでは、月に 1 度の頻度で放流水の水質検査を実施している。放流水の水質検査結果を表 4-13 に示す。

**表 4-13　放流水の水質検査結果**

| 項目 | | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | 放流水基準値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水質項目 | pH | ― | 6.8 | 6.8 | 6.8 | 6.8 | 6.7 | 5.8～8.6 以下 |
| | BOD | mg/L | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.6 | 0.6 | 20 mg/L 以下 |
| | COD | mg/L | 2.0 | 2.5 | 2.2 | 2.1 | 2.0 | 45 mg/L 以下 |
| | SS | mg/L | 1.2 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.2 | 70 mg/L 以下 |
| | T-N | mg/L | 1.4 | 1.4 | 1.3 | 1.6 | 1.4 | 120 mg/L 以下 |
| | T-P | mg/L | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 | 16 mg/L 以下 |
| | 透視度 | 度 | <30 | <30 | <30 | <30 | <30 | 30 度以下 |
| | 大腸菌数 | 個/$cm^3$ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 800CFL/$cm^3$以下 |
| 放流水量 | | $m^3$/日 | 82.6 | 77.3 | 77.8 | 76.9 | 77.8 | ― |

※各年度の放流水の水質検査結果は、各年度の水質検査結果の平均値。ただし、pH は、各年度の調査結果の下限値、上限値それぞれの平均値。

（ウ）焼却処分・再利用の状況

し尿処理に伴い発生するし渣及び汚泥の焼却処分・再利用の実績を表 4-14 に示す。

**表 4-14　焼却処分・再利用の実績**

| 項目 | | 単位 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 焼却処分 | し渣搬出量 | t/年 | 3 | 17 | 14 | 24 | 19 |
| | 汚泥搬出量 | t/年 | 149 | 0 | 0 | 0 | 31 |
| 再利用 | 堆肥生産量 | t/年 | 185 | 203 | 182 | 166 | 150 |

2 生活排水処理の課題

(1) 生活排水処理施設の整備に関する課題

① 汚水衛生処理率の向上

計画対象区域の汚水衛生処理率は年々向上しており、令和 7 年度は 68.8%となっているものの、全国平均値 84.5%（人口規模 5 万人未満、令和 6 年度実績）を下回っている状況にある。

現在、本市では生活環境の改善及び水環境への汚濁負荷軽減のため、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備を進めており、今後も単独処理浄化槽やくみ取り便所から下水道等への接続や合併処理浄化槽への転換を促進してく必要がある。

なお、野津処理区の生活排水処理施設の整備については、臼杵市が主体となり実施している。

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理に関する課題

① 収集・運搬体制の課題

し尿等の収集・運搬は、本市の許可業者が行っており、当面はこの体制を維持する。今後は、排出量に応じて計画的に収集作業を行っていくことにより、安定したし尿・浄化槽汚泥処理を行う必要がある。

② し尿処理施設の維持管理

今後も白鹿浄化センターで計画対象区域（野津処理区を含む）のし尿処理を継続していくため、安定したし尿・浄化槽汚泥処理を継続していけるよう、施設を適正に維持管理していく必要がある。

(3) 生活排水対策の啓発

① 生活排水対策の啓発

本市では、水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果や発生源（台所等）における汚濁負荷削減対策について啓発を行う必要がある。また、適切な浄化槽維持管理の必要性から浄化槽の保守・点検・清掃及び検査の徹底を図るよう指導していく必要がある。

なお、野津処理区域の生活排水対策の啓発については、臼杵市が主体となり実施している。

## 第2節　し尿・汚泥排出量の推計

### 1 生活排水処理人口の推計

処理形態別人口及び汚水衛生処理率の見込みを表 4-15～表 4-17 及び図 4-6 に示す。なお、生活排水処理人口の見込みの詳細については資料編を参照するものとする。

**表 4-15　生活排水形態別人口の見込み（計画対象区域）**

| 項目 | | | | 単位 | 最新実績 | 最終目標 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | R7 | R23 |
| 人口 | | | | 人 | 37,184 | 29,361 |
| 生活排水処理形態別人口 | 計画処理区域内人口 | | | 人 | 37,184 | 29,361 |
| | | 水洗化・生活雑排水処理人口 | | 人 | 25,591 | 27,560 |
| | | | 下水道人口 | 人 | 2,372 | 2,480 |
| | | | 農業集落排水施設人口 | 人 | 2,627 | 2,032 |
| | | | 合併処理浄化槽人口 | 人 | 20,592 | 23,048 |
| | | | コミュニティ・プラント人口 | 人 | 0 | 0 |
| | | 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口） | | 人 | 4,752 | 752 |
| | | 非水洗化人口 | | 人 | 6,841 | 1,049 |
| | 計画処理区域外人口 | | | 人 | 0 | 0 |
| 汚水衛生処理率 | | | | % | 68.8 | 93.9 |

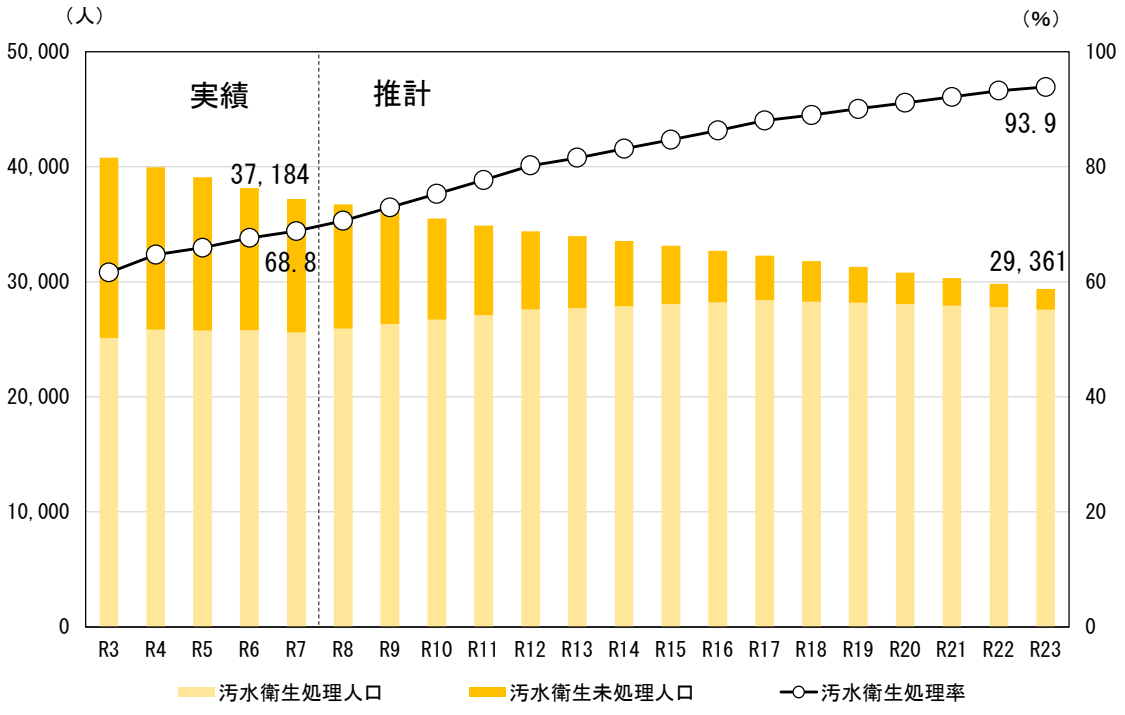



図 4-6　汚水衛生（未）処理人口及び汚水処理衛生処理率の見込み（計画対象区域）

表 4-16　生活排水形態別人口の見込み（本市）

| 項目 | | | | 単位 | 最新実績 | 最終目標 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | R7 | R23 |
| 人口 | | | | 人 | 30,909 | 25,269 |
| 生活排水処理形態別人口 | 計画処理区域内人口 | | | 人 | 30,909 | 25,269 |
| | | 水洗化・生活雑排水処理人口 | | 人 | 22,557 | 24,141 |
| | | | 下水道人口 | 人 | 968 | 884 |
| | | | 農業集落排水施設人口 | 人 | 2,297 | 1,783 |
| | | | 合併処理浄化槽人口 | 人 | 19,292 | 21,474 |
| | | | コミュニティ・プラント人口 | 人 | 0 | 0 |
| | | 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口） | | 人 | 3,238 | 437 |
| | | 非水洗化人口 | | 人 | 5,114 | 691 |
| | 計画処理区域外人口 | | | 人 | 0 | 0 |
| 汚水衛生処理率 | | | | % | 73.0 | 95.5 |

表 4-17　生活排水形態別人口の見込み（野津処理区）

| 項目 | | | | 単位 | 最新実績 | 最終目標 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | R7 | R23 |
| 人口 | | | | 人 | 6,275 | 4,092 |
| 生活排水処理形態別人口 | 計画処理区域内人口 | | | 人 | 6,275 | 4,092 |
| | | 水洗化・生活雑排水処理人口 | | 人 | 3,034 | 3,419 |
| | | | 下水道人口 | 人 | 1,404 | 1,596 |
| | | | 農業集落排水施設人口 | 人 | 330 | 249 |
| | | | 合併処理浄化槽人口 | 人 | 1,300 | 1,574 |
| | | | コミュニティ・プラント人口 | 人 | 0 | 0 |
| | | 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口） | | 人 | 1,514 | 315 |
| | | 非水洗化人口 | | 人 | 1,727 | 358 |
| | 計画処理区域外人口 | | | 人 | 0 | 0 |
| 汚水衛生処理率 | | | | % | 48.4 | 83.6 |

2 し尿・汚泥排出量の推計

し尿等処理量の見込みを表 4-18 及び図 4-7 に示す。

表 4-18　し尿等処理量の見込み

| 項目 | | | 単位 | 最新実績 | 最終目標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | R7 | R23 |
| 年間量 | 本市 | し尿 | kL/年 | 1,442 | 193 |
| | | 浄化槽汚泥 | kL/年 | 13,922 | 12,355 |
| | | 合計 | kL/年 | 15,364 | 12,549 |
| | 野津処理区 | し尿 | kL/年 | 210 | 44 |
| | | 浄化槽汚泥 | kL/年 | 1,110 | 891 |
| | | 合計 | kL/年 | 1,320 | 934 |
| | 計画対象区域 | し尿 | kL/年 | 1,652 | 237 |
| | | 浄化槽汚泥 | kL/年 | 15,032 | 13,246 |
| | | 合計 | kL/年 | 16,684 | 13,483 |
| 日量 | | し尿 | kL/日 | 4.5 | 0.7 |
| | | 浄化槽汚泥 | kL/日 | 41.2 | 36.3 |
| | | 合計 | kL/日 | 45.7 | 36.9 |

※浄化槽汚泥には単独処理浄化槽、合併浄化槽、農業集落排水施設からの汚泥を含む。

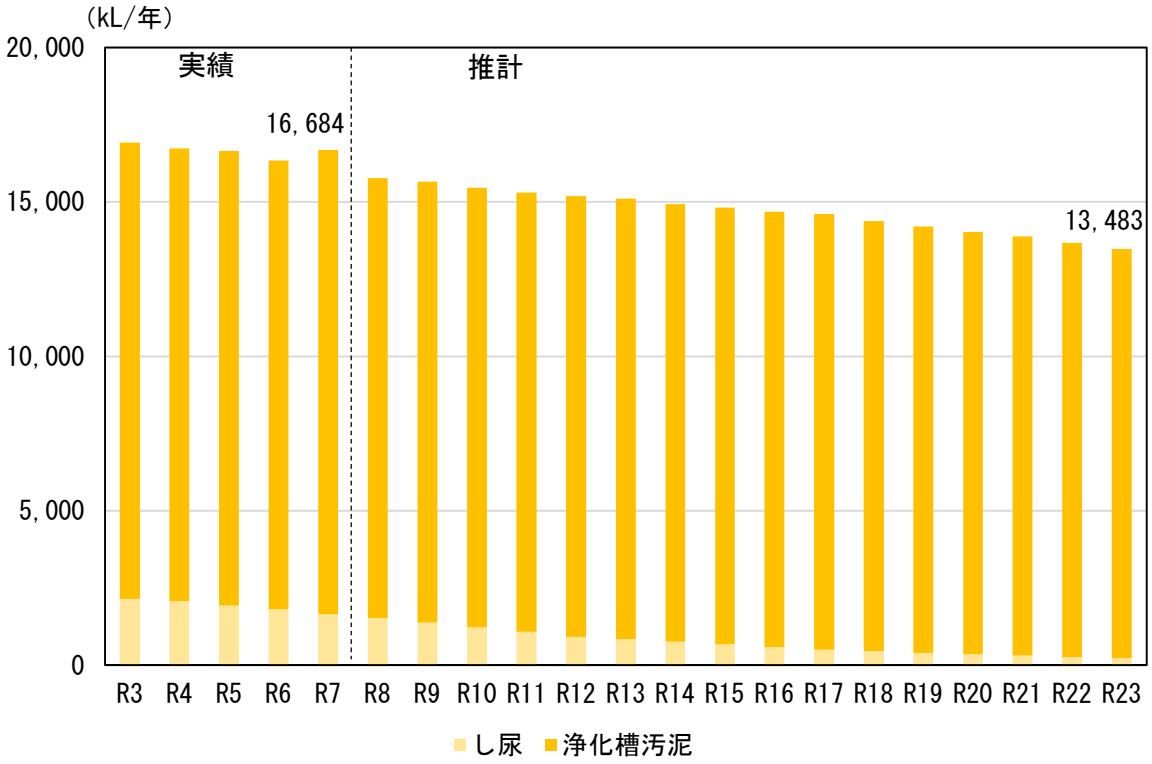



図 4-7　し尿等処理量の見込み

## 第3節　生活排水の処理主体

生活排水処理施設の種類別の処理主体を表 4-19 に示す。生活排水処理施設のうち、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽（市町村設置型）について、本市の行政区域内にある生活排水処理施設については本市が処理主体となるが、野津処理区については臼杵市が主体となる。

**表 4-19　生活排水の処理主体**

| 項目 | 対象となる生活排水の種類 | 処理主体 |
|---|---|---|
| 下水道 | し尿及び生活雑排水 | 本市・臼杵市 |
| 農業集落排水施設 | し尿及び生活雑排水 | 本市・臼杵市 |
| 合併処理浄化槽<br>（市町村設置型） | し尿及び生活雑排水 | 本市・臼杵市 |
| 合併処理浄化槽<br>（個人設置型） | し尿及び生活雑排水 | 個人等 |
| 単独処理浄化槽 | し尿 | 個人等 |
| し尿処理施設 | し尿及び浄化槽汚泥 | 本市 |

## 第4節　生活排水の処理計画

1 基本方針

計画対象区域内の生活排水処理の基本方針を以下に示す。ただし、野津処理区の生活排水処理施設の整備や啓発活動等については、臼杵市が主体となり実施するものとする。

① 生活排水処理施設整備の推進

本市行政区域内では、豊後大野市生活排水処理整備構想に基づき、生活排水処理施設の整備を推進し、汚水衛生処理率の向上を図ることにより生活環境の改善及び水環境への汚濁負荷の軽減を行う。

また、単独処理浄化槽やくみ取り便所を設置している家庭・事業所等については、下水道や農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽への転換を働きかけていく。

② 水環境の保全に対する意識の高揚

水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果や発生源(台所等)における汚濁負荷削減対策について啓発を行う。

③ 浄化槽の適正管理

適切な浄化槽維持管理の必要性から、浄化槽の保守・点検・清掃及び検査の徹底を図るよう指導していく。

2 処理の目標

計画目標年次は、令和 9 年度から令和 23 年度までの 15 年間とする。

計画目標年度における生活排水の処理の目標、人口の内訳を表 4-20 に示す。

**表 4-20　生活排水処理形態別人口の内訳（計画対象区域）**

| 項目 | | | | 単位 | 最新実績 | 最終目標 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | R7 | R23 |
| 人口 | | | | 人 | 37,184 | 29,361 |
| 生活排水処理形態別人口 | 計画処理区域内人口 | | | 人 | 37,184 | 29,361 |
| | | 水洗化・生活雑排水処理人口 | | 人 | 25,591 | 27,560 |
| | | | 下水道人口 | 人 | 2,372 | 2,480 |
| | | | 農業集落排水施設人口 | 人 | 2,627 | 2.032 |
| | | | 合併処理浄化槽人口 | 人 | 20,592 | 23,048 |
| | | | コミュニティ・プラント人口 | 人 | 0 | 0 |
| | | 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽人口) | | 人 | 4,752 | 752 |
| | | 非水洗化人口 | | 人 | 6,841 | 1,049 |
| | 計画処理区域外人口 | | | 人 | 0 | 0 |
| 汚水衛生処理率 | | | | % | 68.8 | 93.9 |

3 生活排水を処理する区域及び人口等

生活排水を処理する区域及び人口について、本市は「豊後大野市下水道事業経営戦略（令和7年3月策定)」、野津処理区は「臼杵市生活排水処理施設整備構想」で定めている。

当該構想等によって定められる汚水処理普及率の目標値を表 4-21、表 4-22 に示す。

なお、汚水処理普及率とは下水道等の整備が完了し、利用可能な状態の人口割合であり、利用している人口ではない。

**表 4-21 汚水処理普及率の目標値（本市）**

| 項目 | 単位 | R9 | R17 | R27 |
|---|---|---|---|---|
| 汚水処理普及率（整備率） | % | 79.0 | 93.9 | 100.0 |
| 下水道普及率 | % | 3.7 | 4.0 | 4.4 |
| 農業集落排水施設普及率 | % | 8.2 | 8.2 | 8.1 |
| 合併処理浄化槽普及率 | % | 67.1 | 81.7 | 87.5 |
| 汚水処理未普及率 | % | 21.0 | 6.1 | 0.0 |

**表 4-22 汚水処理普及率の目標値（野津処理区）**

| 項目 | 単位 | H21 | H26 | R1 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 汚水処理普及率（整備率） | % | 44.1 | 63.7 | 68.7 | 80.0 |
| 下水道普及率 | % | 23.4 | 23.6 | 24.9 | 28.1 |
| 農業集落排水施設普及率 | % | 5.8 | 5.9 | 5.9 | 5.9 |
| 合併処理浄化槽普及率 | % | 14.9 | 34.2 | 37.9 | 46.0 |
| 汚水処理未普及率 | % | 55.9 | 36.3 | 31.3 | 20.0 |

4 施策及びその整備計画の概要

(1) 下水道

下水道整備計画の概要を表 4-23 に示す。

**表 4-23　下水道整備計画の概要（再掲）**

| 項目 | 本市 | 野津処理区 |
|---|---|---|
| 事業名 | 特定環境保全公共下水道事業 | 特定環境保全公共下水道事業 |
| 処理区域 | 田中処理区 | 野津処理区 |
| 計画処理区域面積 | 76.67ha | 134ha |
| 計画処理人口 | 1,600 人 | 2,000 人 |
| 供用開始年月 | 平成 12 年 3 月 | 平成 13 年 3 月 |

(2) 農業集落排水処理施設

農業集落排水施設の整備計画の概要を表 4-24 に示す。

**表 4-24　農業集落排水施設の整備計画概要（再掲）**

| 項目 | 処理区域 | 計画処理区域面積 (ha) | 計画処理人口 (人) | 供用開始時期 |
|---|---|---|---|---|
| 本市 | 馬場処理区 | 44.0 | 2,800 | 平成 2 年 1 月 |
| | 中央処理区 | 22.0 | 830 | 平成 2 年 7 月 |
| | 原尻処理区 | 9.0 | 199 | 平成 10 年 4 月 |
| | 知田処理区 | 6.0 | 185 | 平成 10 年 4 月 |
| | 上田原処理区 | 9.2 | 300 | 平成 13 年 4 月 |
| | 井上処理区 | 8.5 | 310 | 平成 16 年 4 月 |
| | 馬場処理区増設分 | ― | 450 | 平成 16 年 4 月 |
| | 合計 | 151.2 | 6,264 | ― |
| 野津処理区 | 王子地区 | 25 | 710 | 平成 11 年度 |

(3) 合併処理浄化槽

豊後大野市循環型社会形成推進地域計画における合併処理浄化槽の整備計画を表 4-25 に示す。なお、野津処理区域は臼杵市の整備計画により事業を進めていく。

**表 4-25　合併処理浄化槽人口の計画概要（本市）**

| 項目 | 単位 | 計画期間合計 | 年間当り |
|---|---|---|---|
| 整備人口 | 人 | 3,361 | 672 |
| 5 人槽 | 基 | 1,350 | 270 |
| 6～7 人槽 | 基 | 120 | 24 |
| 8～10 人槽 | 基 | 30 | 6 |

※計画事業期間は令和 3 年度～令和 8 年度の 5 年間

出典：大分ブロック地域循環型社会形成推進地域計画 第 2 期計画（令和 6 年 12 月変更）

(4) 汚泥再生処理センター（し尿処理施設）

本市のし尿等の処理は、引き続き白鹿浄化センターにて実施していく。

5 し尿・汚泥の処理計画

(1) 基本方針

計画対象区域内のし尿及び浄化槽汚泥処理の基本方針を以下に示す。

し尿等の適正処理の推進
し尿等の収集・運搬、中間処理、最終処分は現状体制を維持し、計画対象区域内から発生するし尿について排出量や正常に応じた適正な処理を行う。

(2) 収集・運搬計画

① 収集・運搬に関する基本方針

し尿及び浄化槽汚泥の適正な収集・運搬に努める。

② 計画・運搬の範囲

し尿及び浄化槽汚泥ともに計画対象区域全域を計画収集区域とする。

③ 収集・運搬の方法及び量

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は現行どおり許可業者により実施し、原則として白鹿浄化センターへ搬入する。

また、し尿及び浄化槽汚泥の発生量の変化に対応した安定的かつ継続的な収集・運搬体制を築くように努める。

し尿等の収集・運搬量の見込みを表 4-26 に示す。

**表 4-26　し尿等の収集・運搬量の見込み（計画対象区域）**

| 項目 | | | 単位 | 最新実績 | 最終目標 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | R7 | R23 |
| 収集人口 | し尿収集人口 | | 人 | 6,841 | 1,049 |
| | 浄化槽汚泥収集人口 | | 人 | 27,971 | 25,832 |
| | | 農業集落排水施設人口 | 人 | 2,627 | 2,032 |
| | | 合併処理浄化槽人口 | 人 | 20,592 | 23,048 |
| | | 単独処理浄化槽人口 | 人 | 4,752 | 752 |
| 収集量 | し尿 | | kL/年 | 1,652 | 237 |
| | 浄化槽汚泥 | | kL/年 | 15,032 | 13,246 |
| | 合計 | | kL/年 | 16,684 | 13,483 |

(3) 中間処理計画

① 中間処理に関する基本方針

中間処理に関する基本方針を以下に示す。

し尿等の処理量及び性状の変動に応じた適正な処理を推進する。

② 中間処理の方法及び量

計画対象区域から収集されるし尿等の全量は、本市の白鹿浄化センターで適正に処理し、処理水は放流基準を満足する水質で放流する。なお、処理水の放流先は引き続き大野川とする。

また、安定したし尿及び浄化槽汚泥処理を継続していけるよう施設の適正な維持管理に努める。

し尿等の処理量の見込みを表 4-27 に示す。

**表 4-27 し尿等処理量の見込み（計画対象区域）**

| 項目 | 単位 | 最新実績 | 最終目標 |
|---|---|---|---|
| | | R7 | R23 |
| し尿 | kL/日 | 4.5 | 0.7 |
| 浄化槽汚泥 | kL/日 | 41.2 | 36.3 |
| 合計 | kL/日 | 45.7 | 36.9 |

(4) 排出抑制・再資源化計画

生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を促進する。さらに、水切りネットの使用、合成洗剤の使用抑制、風呂の残り湯の再利用など過程でできる生活排水対策について啓発を行い、住民の自主的な取組を促進する。ただし、野津処理区は臼杵市が主体となり、実施するものとする。

また、し尿処理により発生する汚泥については、白鹿浄化センターで堆肥化することで資源化を継続していく。

(5) 最終処分計画

し尿より除去・脱水されたし渣は、現在は清掃センターで焼却処理を行っているが、令和9年10月の焼却施設停止以降は、みどりの森環境センターまたは民間の処理業者にて適正に処理を行う予定である。これにより、今後も確実な最終処分体制を構築・維持する。

6 し尿処理施設（汚泥再生処理センター）の整備に関する事項

(1) 施設整備に係る基本方針

本市では人口減少に伴い、今後し尿及び浄化槽汚泥の搬入量が減少傾向で推移するものと予測される。現状、白鹿浄化センターの処理能力には十分な余力があることから、本計画期間内における新たな処理施設の建設や大規模な拡張等の整備は行わず、現状の処理体制を維持することとする。

(2) 既存施設の適正管理と長寿命化

新規の施設整備は行わないものの、白鹿浄化センターの機能維持及びライフサイクルコストの低減を図るため、計画的な機器更新や保守点検を実施し、施設の長寿命化と安定的な処理体制の確保に努める。

7 その他

(1) 住民に対する広報・啓発活動

適正な生活排水処理を行うには、地域住民の理解と協力を得ながら推進することが重要である。そのため、生活排水処理対策の重要性や浄化槽の維持管理の徹底等について、広報・啓発活動を図っていく。

ただし、野津処理区については臼杵市が主体となって実施する。

(2) 地域に関する諸計画との関係

生活排水に係る諸施策の推進に当たっては、環境に係る他の諸計画の推進とともに住民と協働で進めていく。

(3) 災害時のし尿処理計画

災害時は、くみ取り便所の便槽や浄化槽は床下浸水程度の被害であっても水没したり、構内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるため、公衆衛生上の観点から被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。したがって、事前にし尿関係の処理計画を策定しておくことが必要である。

そこで、し尿関係の処分計画については、以下のとおりとする。

① 家庭・事業所等及び公衆便所からのし尿等の収集・処理は、平常時と同様の体制を基本とする。ただし、被害状況に伴う量の増大により通常の収集等が困難な場合は一時的な変更により対応する。

② 計画対象区域のくみ取りし尿や浄化槽汚泥の処理施設を確保するため、周辺自治体と協力し、広域的な処理体制を確保し、必要に応じて応援を要請する。

③ 収集運搬車両等の緊急資機材について、一市単独で大規模水害に対処しうる備蓄を行うことは合理的でないため、周辺市町と協力し、広域的な備蓄体制を確保する。